

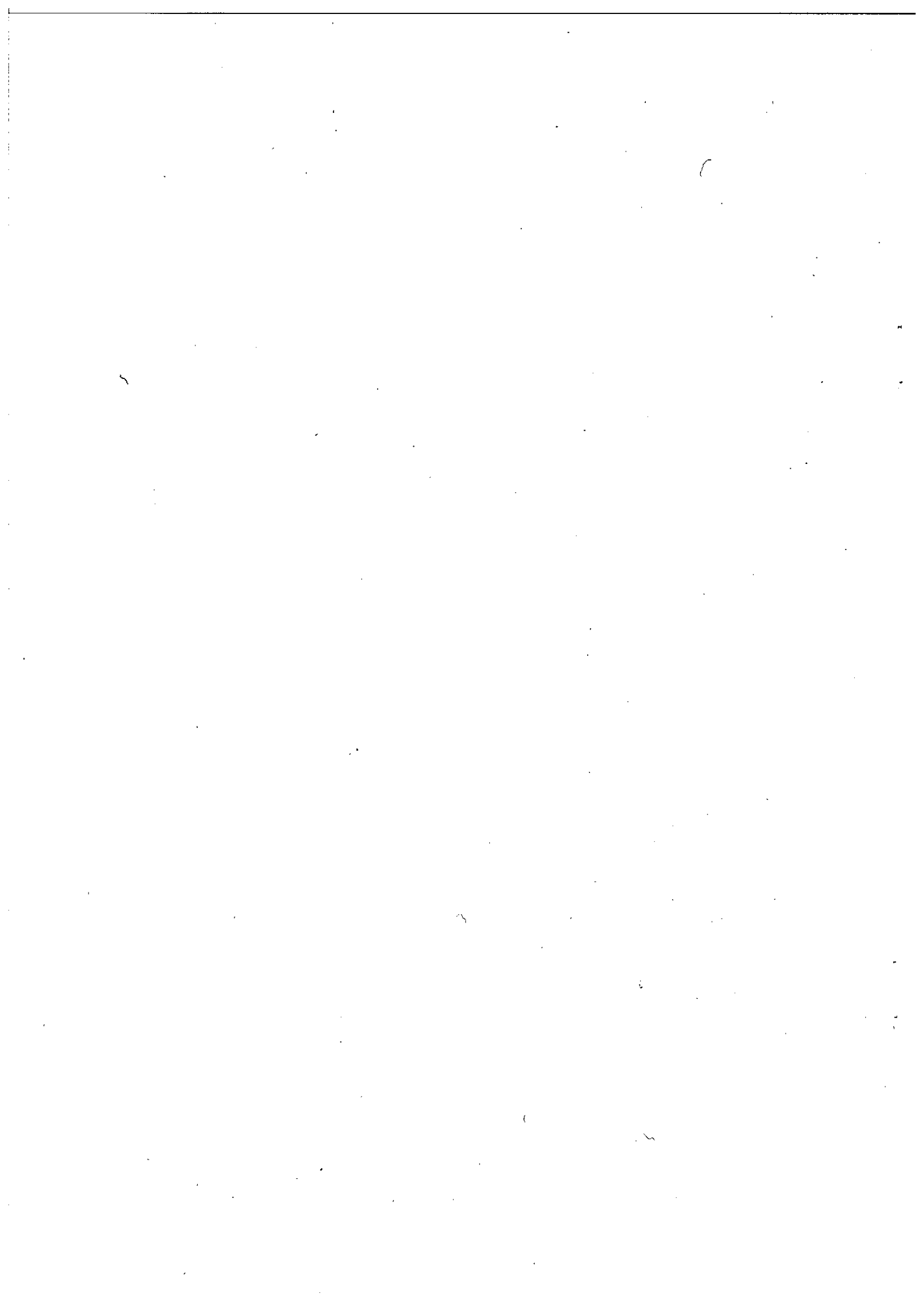
議案第12号

第2次千葉市特別支援教育推進基本計画について

第2次千葉市特別支援教育推進基本計画について、次のとおり定めるものとする。

令和5年3月15日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美



第2次千葉市特別支援教育推進基本計画

(令和5年3月31日)

千葉市教育委員会



はじめに

本市では、平成 20 年 3 月に「千葉市における特別支援教育の在り方について」の答申を受け、15 年にわたって特別支援教育の推進に取り組んできました。この間、特別支援教育を希望する児童生徒の増加に対応すべく、特別支援学級や通級指導教室の整備を進めました。その設置率は平成 19 年度の 32.4%から令和 4 年度には 86.6%となりました。LD 等通級指導教室も小中学校は各区に 1 校、高等学校 2 校にも設置することができました。ことばの教室、きこえの教室も含め、通級による指導を受ける児童生徒数は年々増加し、平成 19 年度の 229 人から令和 4 年度には 877 人となっています。また、特別支援学校高等部段階の教育的ニーズに応じていくために、平成 25 年 4 月に開校した市立高等特別支援学校（職業コース）は、令和 4 年度に 10 周年を迎えることができました。

我が国は、国連の「障害者の権利に関する条約」を踏まえたインクルーシブ教育システム構築の推進に向け、「障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごす条件整備」と「一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備」を両輪として取り組んできました。本市では、インクルーシブ教育システム構築の推進を図るとともに、本市の特別支援教育の現状と課題を把握し、今後の更なる特別支援教育の充実に向け、その方向性を示す総合的・計画的な基本方針として、平成 30 年 8 月に「千葉市特別支援教育推進基本計画」を策定及び公表いたしました。

5 か年計画となる第 1 次計画では、「就学相談・教育相談の充実」や「多様な学びの場の充実」等、6 つの取組の柱に基づいた基本方針を進め、特別支援教育の推進を図ることができました。一方で、医療的ケア児への対応や ICT 環境等の基礎的環境整備の充実等、新たな教育的ニーズへの対応が、この 5 年間で必要になりました。

そこで、第 1 次計画の理念を継承し、その成果を生かしつつ、新たな課題への取組の方向性等をまとめた「第 2 次千葉市特別支援教育推進基本計画」を策定しました。この基本計画を基に、各関係機関各学校との連携を図りながら、特別支援教育の一層の充実を図っていきたいと考えます。

令和 5 年 3 月

千葉市教育委員会

《目 次》

はじめに 目次

【第Ⅰ部 総論】

- 第1章 策定について 1
- 第2章 第1次千葉市特別支援教育推進基本計画について
- 第3章 第2次計画の方向性

【第Ⅱ部 各論】

- 第1章 連続性のある多様な学びの場の充実 14
 - 第1節 通常学級
 - 第2節 特別支援学級
 - 第3節 通級指導教室
 - 第4節 高等学校
 - 第5節 特別支援学校
 - 第6節 就学支援委員会
 - 第7節 交流及び共同学習
 - 第8節 人的配置
- 第2章 多様な教育的ニーズに応じるための教職員の専門性の向上 28
 - 第1節 研修
 - 第2節 研究
 - 第3節 特別支援教育コーディネーター
 - 第4節 特別支援教育エリアコーディネーター
- 第3章 安心をつなぐ相談・連携体制の構築 34
 - 第1節 就学相談
 - 第2節 教育相談
 - 第3節 個別の教育支援計画・個別の指導計画
 - 第4節 連携に関する会議・ネットワークづくり
 - 第5節 ライフステージにおける関係機関との連携

【関係資料】

- I 統計資料・各種データ
- II 用語解説
- III 検討会議審議経緯

本文中に「*」を付記した用語については、【関係資料】のⅡ 用語解説
において解説しております。ご参照ください。

第 I 部

総 論

【第I部 総論】

第1章 策定について

1 計画改定の趣旨

平成19年4月に学校教育法が改正（施行）され、従来の特殊教育の対象に加えて、発達障害のある児童生徒も含めた新しい教育支援の仕組みとして、特別支援教育*の制度がスタートしました。

千葉市（以下、「本市」といいます。）では、平成19年3月「千葉市における特別支援教育の在り方について」の答申を受けて、特別支援教育の推進に取り組みました。その後、「インクルーシブ教育システム構築*の推進」や「障害者差別解消法の施行」といった特別支援教育に係る社会情勢の変化を受け、平成27年3月に作成した「特別支援教育推進プラン」を経て、更なる特別支援教育の充実に向け、中・長期的な展望に立ち、特別支援教育の方向性を示す総合的・計画的な基本方針を示すため、令和4年度までの計画として、平成30年8月「第1次千葉市特別支援教育推進基本計画」を策定いたしました。

第1次計画は、「就学相談・教育相談の充実」、「多様な学びの場*の充実」、「一貫した支援とネットワークづくり」、「教職員の専門性と指導力」、「特別支援教育の周知と理解」、「養護教育センターの機能」の6つの取組の柱に基づき、さまざまな取組が進められました。その中で、「エリア方式」を取り入れることにより、これまで本市の特別支援教育推進の中心であった養護教育センターへの一極集中化を解消し、地域の中心となる学校が地域内の学校間の連携を進め、各学校の校内支援体制*を整備し、支援力を高めることで、学校が主体となって特別支援教育の推進に取り組むことを進め方の基本としました。具体的には、「特別支援教育エリアコーディネーター*」によるエリア内の学校における校内支援体制構築等への指導・助言やエリア内での通級指導*の巡回化による各学校への相談対応、さらに、エリア内での研修（ブロック研修）による効果的・効率的な人材育成や専門性の向上といった取組を進め、一定の成果を上げることができました。

しかしながら、特別な支援を要する児童生徒は年々増加傾向にあり、そのニーズも多様化する中、特別支援教育に係る教職員の確保及び専門性の向上や通級指導教室や医療的ケア*、ICT環境等の基礎的*環境整備の充実、さらには、特別支援学校学習指導要領*改訂に伴う「個別最適化」を踏まえた教育課程の改善等、さまざまな課題があります。併せて、今後、養護教育センターの移転が予定されており、その役割やコンセプト等、新たに検討が必要になっていきます。

そこで、国の示す方向性を踏まえ、今後の本市における特別支援教育を総合的・計画的に推進していくための基本的な指針として、「第1次千葉市特別支援教育推進基本計画」を改訂し、「第2次千葉市特別支援教育推進基本計画」（以下、「第2次計画」とします。）とします。

2 近年の国や市の動向

千葉市の動向

H20.3
「千葉市における特別支援教育の在り方について」
(答申)

H27.3
「特別支援教育推進プラン」(作成)

国の動向

H19.4
「特別支援教育の推進について」(通知)

H23.8
「障害者基本法*」(一部改正)

H24.7
「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」

H25.6 (施行H28.4)
「障害者差別解消法*」(制定)

H28.4
「発達障害者支援法」(改正)

H29.4
「特別支援学校小中学部学習指導要領」(改訂)

H30.8 「第1次千葉市特別支援教育推進基本計画」公表

H31.2
「特別支援学校高等部学習指導要領」(改訂)

R1.9
「学校における医療的ケアの今後の対応について」(通知)

R3.6
「障害者差別解消法」(一部改正)

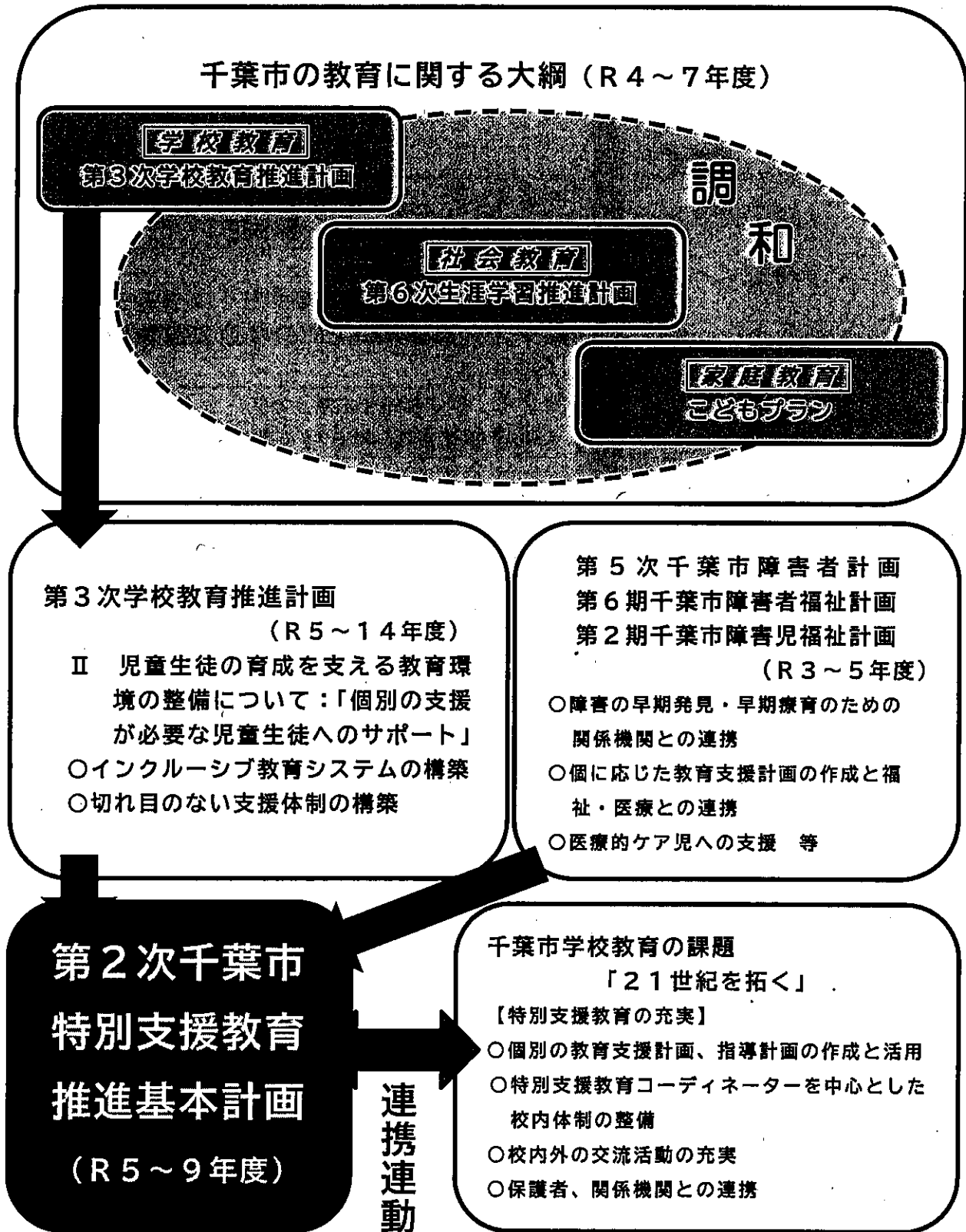
R3.6 (施行R3.9)
「医ケア児支援法」(公布)

R3.7
「障害のある子供の教育支援の手引」(通知)

R5.4 「第2次千葉市特別支援教育推進基本計画」公表

3 本計画の位置づけ

本計画は「千葉市の教育に関する大綱」及び「第3次千葉市学校教育推進計画*」に基づく、教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置づけます。また、本市学校教育の課題「21世紀を拓く」と整合させ、施策の具体化において、連携連動を図ります。



第2章 第1次千葉市特別支援教育推進基本計画について

1 第1次計画の概要

この計画は、「『人間尊重の教育』を基調とし、共生社会*の形成を目指す」、「障害の有無に関わらず、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行い、子どもがもつ可能性と能力を高め、自立し社会参加できる教育を行う」の2点を理念として掲げ、以下の5点を基本方針として示しました。

千葉市の特別支援教育推進の基本方針

- 1 本市のこれまでの学校教育、特別支援教育の推進に向けた取組を生かし、さらに充実を図ります。
- 2 多様な学びの場(通常の学級・通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校等)を整備・拡充します。
- 3 教職員の専門性の向上と人的支援の充実を含む教育環境の整備を図ります。
- 4 交流及び共同学習を一層推進するとともに、障害者理解教育に取り組みます。
- 5 幼児期から成人期まで地域で一貫した支援が受けられるよう、教育が医療・福祉・労働と連携協力できるネットワークを構築します。

さらに、基本方針を次の6つの取組の柱に基づき進めました。この取組の柱は「千葉市特別支援教育推進プラン」で提案されたものを一部修正したものです。

<取組の柱>

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 「1 就学相談・教育相談の充実」 | 「2 多様な学びの場の充実」 |
| 「3 一貫した支援とネットワークづくり」 | 「4 教職員の専門性と指導力」 |
| 「5 特別支援教育の周知と理解」 | 「6 養護教育センターの機能」 |

2 第1次計画の進捗

(1) 千葉市全体を支える支援体制の構築～エリア方式～

第1次計画が策定された背景には、「特別な教育的ニーズのある児童生徒が急増していること」、「児童生徒の急増と教員の大量退職により若手教員や特別支援教育の経験が少ない教員が増加していること」、「医学の進歩や社会環境の変化により教育的ニーズが多様化・複雑化し相談が急増していること」といった課題がありました。

これまで本市の特別支援教育は、養護教育センターを中心として推進されてきましたが、さらに特別支援教育を充実させていくためには、地域の中で実情に即した支援策を迅速に講じる必要があります。そこで、地域の中心となる学校が地域内での学校間の連携を進め、各学校の校内支援体制を整備し支援力を高めて、より学校が主体となって特別支援教育の推進に取り組む「エリア方式」を推進することとしました。

具体的な取組としては、「特別支援教育エリアコーディネーター」を各区に配置(現在拡充中)し、区内の学校のコーディネーター*の助言者として特別支援教育体制を支援したり、若手教員や特別支援教育の経験が少ない特別支援教育担当教員への指導助言を行ったりと、本市の特別支援教育を推進しました。また、LD等*通級指導教室を複数設置したり、地域

【第I部 総論】

内の学校の巡回指導*を主として行う教員を配置したり、各学校の相談に応じ、支援体制を高める助言者としても機能できるよう取組を進めているところです。

今後も「エリア方式」は、計画を進めるうえでの基本的な方向性と踏まえ、エリアが「行政区」から「地域(近隣中学校区)」と集中的、効果的に展開できるようシステムの構築等、検証していきます。

〔(2) 第1次計画の経過〕

第1次計画策定にあたり、平成10～19年を「体制整備期」、平成20～29年を「拡充期」と位置づけました。これを踏まえ、第1次計画期間(平成30～令和4年)を「発展期」と位置づけ、その経過については、以下のとおりです。

<通常の学級>

通常の学級に在籍するLD等の発達障害の児童生徒について、学校組織全体として個に応じた指導や支援に係る校内体制づくりを推進しました。LD等通級指導教室の拡充や巡回指導の対応を進め、併せて、特別支援教育指導員配置事業の充実を図りました。今後、個別の教育支援計画*と個別の指導計画*の作成と活用の推進が課題です。

<特別支援学級*>

特別支援学級の拡充は進み、令和4年度には、小中学校の設置率は86.4%となりました。また、個別の教育支援計画の作成率は、令和3年度末で98.3%と定着しました。今後、自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程の編制が課題です。

<通級指導教室>

LD等通級指導教室は、全区の小中学校に1校ずつ設置しました。併せて、平成30年度より、稲毛高校の通級指導も開始しました。言語障害通級指導教室は、真砂西小学校に2年間のサテライト*教室を経て、令和4年度より本開設し、市内13校目の設置となります。今後、拡充している巡回指導の在り方が課題となります。

<人材>

養護教育センター所管の「特別支援教育指導員*」、「特別支援教育介助員*」、「スクールメディカルサポーター*」といった特別な支援を必要とする児童生徒への人的対応の拡充が進みました。今後、ニーズの把握と人材の確保が課題となります。

(3) 新型コロナウイルスの影響

令和元年末、全世界的に新型コロナウイルス感染症が爆発的に感染拡大し、国内でも、令和2年3月に、全国の小中学校で一斉休校という事態に見舞われました。およそ3か月後、少しずつ休校措置が解除されていったものの、感染者の増減の波は繰り返され、学校での教育活動に大きな影響を与えたまま、現在に至っております。本計画においても、期間の半分以上が、いわゆる「コロナ禍」に当てはまり、進捗への影響は否めませんでした。

例えば、「交流及び共同学習*」や「通級指導」、「教職員研修」などは、感染リスク回避を最優先せざるを得ないため、十分な効果は得られませんでした。その中で、ICT機器を活用したオンラインでの交流や指導、会議というスタイルが確立していった側面もあります。新型コロナウイルスの収束には、まだ時間がかかると見込まれている中、「コロナを前提とした取組」も踏まえ、第2次計画へと移行していく必要があると考えます。

3 第1次計画の評価

第1次計画の6つの取組の柱について評価し、以下のような成果と課題がありました。

＜取組の柱＞

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 「1 就学相談・教育相談の充実」 | 「2 多様な学びの場の充実」 |
| 「3 一貫した支援とネットワークづくり」 | 「4 教職員の専門性と指導力」 |
| 「5 特別支援教育の周知と理解」 | 「6 養護教育センターの機能」 |

(1) 「就学相談・教育相談の充実」の評価

＜成果＞

- ・平成29年度から、保護者向けの「就学説明会」を実施（令和2、3年度は新型コロナウイルスの影響で中止）し、就学相談の流れや学校参観、特別支援学校*の特色を理解してもらう機会となっている。
- ・「個別の教育支援計画（幼保版）」の様式を作成・周知するとともに、HP上に公表することで、幼保における就学前児の個別の教育支援計画の作成率が向上した。
- ・「就学指導委員会」は、令和2年3月に条例改正を行い、「就学支援委員会*」に名称変更し、就学に係る児童生徒や保護者、学校現場の相談に対して、より効果的な支援の充実を図ることができた。

＜課題＞

- ・各取組のさらなる充実と新型コロナウイルス対応の両立を図れる方策が必要である。
- ・就学説明会に参加できない保護者や児童生徒の卒業後の切れ目のない支援といった個別への対応と併せて、学校への効果的、効率的な周知や指導、支援の充実が図れるような方策についても検討が必要である。

(2) 「多様な学びの場の充実」の評価

＜成果＞

- ・特別支援学級の設置率は、年々向上している。また、通級指導教室については、LD等が全区小中学校に配置され、小学校全区と中学校は中央区で巡回指導を開始した。また、令和4年度には千葉高校にも設置され、市立高校2校での通級指導が開始した。
- ・多様な学びの場の環境整備と併せて、エリアコーディネーターや特別支援教育指導員、介助員、スクールメディカルサポーターの配置・拡充を図り、児童生徒や保護者、学校の支援が図れた。

＜課題＞

- ・多様な学びの場の拡充が進む半面、特別支援教育の経験が浅い担当者の増加が喫緊の課題である。特別支援担当者の確保と併せて、学級経営や授業に係る指導力

【第I部 総論】

を育成できるような校内支援体制や研修体制の構築が重要である。

- ・特別支援教育コーディネーターの専任化やリソースルーム*の設置については、人材や財源の面から、計画の見直しが必要である。

(3) 「一貫した支援とネットワークづくり」の評価

<成果>

- ・特別支援連携協議会や市立、県立特別支援学校との教育相談連携会議、医ケア検討会議等、関係機関との連携を進める中で、「総合案内パンフレット」や「連携サポートシート」の作成・活用や就学前*から就労までのライフステージに応じたネットワーク構築を図ることができた。

<課題>

- ・多くの関係機関との連携が進む中で、情報交換や情報共有の場の設定が難しくなっている。効果的、効率的な連携の在り方について検討が必要である。

(4) 「教職員の専門性と指導力」の評価

<成果>

- ・特別支援学級・通級指導担当者や特別支援教育コーディネーターの悉皆*研修を始め、養護教育センターの専門研修や各区でのブロック研修等、研修体制の充実化を図った。また、特別支援教育エリアコーディネーターや養護教育センターのトワイライト相談等の特別支援教育担当者の相談体制の構築も図り、特に、経験の浅い教員や講師への支援を充実させることができた。

<課題>

- ・新型コロナの影響も鑑み、安全安心の観点と併せ、効果・効率的な研修方法として、オンラインの活用の在り方について、検討が必要である。
- ・「エリア方式」推進の観点から、近隣校での情報交換、授業研究、交流及び共同学習の推進を図り、教職員及び学校の特別支援教育の理解を深めていきたい。

(5) 「特別支援教育の周知と理解」の評価

<成果>

- ・「総合案内パンフレット」や「合理的配慮*リーフレット」、「交流及び共同学習リーフレット」等の作成、改訂をし、市民や学校へ周知することで、特別支援教育の理解や啓発を図ることができた。
- ・連続性のある「多様な学びの場」の整備や「交流及び共同学習」の推進を図ることで、インクルーシブ教育システムの構築、そして、共生社会の形成を目指せた。

<課題>

【第I部 総論】

- ・居住地校交流*やげんきキャンプ*など、学校間での交流について、定期的に実態調査を実施し、コロナ禍も想定した交流の在り方について検証する必要がある。
- ・通常学級と特別支援学級間での、学校内交流について、主に「教科交流」の実態を把握し、小中学校での自立活動*や教科等を合わせた指導の在り方を検証する。

(6)「養護教育センターの機能」の評価

<成果>

- ・特別支援教育に特化した相談機関として、保育所・幼稚園等や福祉、医療等との連携を図った手厚い就学相談やニーズ及びアセスメント*を的確に把握した教育相談を実施することができた。
- ・特別支援教育に特化した研修・研究機関として、特別支援教育担当教員だけでなく、一般の教職員や保護者、市民向けの専門研修や講座を開催し、特別支援教育の推進を図ることができた。

<課題>

- ・教職員のニーズを的確に把握し、より効果的な研修内容について検討し、また、コロナ禍における相談や研修の在り方についても検討が必要である。

第3章 第2次計画の方向性

1 基本方針と取組の柱

第1次計画の評価（成果と課題）と本市の特別支援教育の取組の経過を鑑み、第2次計画の理念と推進の基本方針を次のとおりとします。

千葉市の特別支援教育の理念

- ①「人間尊重の教育」を基調とし、共生社会の形成を目指します。
- ②障害の有無に関わらず、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行い、子どもがもつ可能性と能力を高め、自立し社会参加できる教育を行います。

千葉市の特別支援教育の基本方針

- ①本市のこれまでの学校教育、特別支援教育の推進に向けた取組を生かし、さらに充実を図ります。
- ②多様な学びの場の整備、交流及び共同学習の一層の推進を図ります。
- ③教職員の専門性の向上を図ります。
- ④ライフステージに応じて地域で一貫した支援が受けられるよう、教育が医療・福祉・労働と連携協力できるネットワークを構築します。
- ⑤学校を主体とした特別支援教育の推進を図ります。

【第I部 総論】

本基本方針を次の3つの取組に基づき進めていきます。この取組の柱は、第1次計画で提案されたものを集約、整理したものです。

<取組の柱>

- 1 連続性のある多様な学びの場の充実
- 2 多様な教育的ニーズに応じるための教職員の専門性の向上
- 3 安心をつなぐ相談・連携体制の構築

3つの柱の具体的な内容につきましては、以下のとおりです。それぞれ、第2部各論の章、節に対応しています。

- 1 連続性のある多様な学びの場の充実
 - (1) 通常学級
 - (2) 特別支援学級
 - (3) 通級指導教室
 - (4) 高等学校
 - (5) 特別支援学校
 - (6) 就学支援委員会
 - (7) 交流及び共同学習
 - (8) 人的配置
- 2 多様な教育的ニーズに応じるための教職員の専門性の向上
 - (1) 研修
 - (2) 研究
 - (3) 特別支援教育コーディネーター
 - (4) 特別支援教育エリアコーディネーター
- 3 安心をつなぐ相談・連携体制の構築
 - (1) 就学相談
 - (2) 教育相談
 - (3) 個別の教育支援計画・個別の指導計画
 - (4) 連携に関する会議・ネットワークづくり
 - (5) ライフステージにおける関係機関との連携

【第I部 総論】

2 基本計画と関連計画との関係及び進行管理

教育・福祉に関わる推進計画		R5	R6	R7	R8	R9	R10	～	R14	
教育 委員会	千葉市の教育に関する大綱	R4～								
	第3次千葉市学校教育推進計画	→								
	第2次千葉市特別支援教育推進基本計画	→							第3次	→
障害者自 立支援課	第4次～6次障害者計画等の策定(3年単位)	第5次	第6次 R6～R8							
	千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針	10年間(H29～R8年度)								

本基本計画は令和5年度から9年度までの5年間を対象期間として策定します。また、令和10年度までに第3次基本計画の検討委員会を組織し、本計画を引き継ぎます。

3 エリア方式の定着と発展

第1次計画では、地域の中で実情に即した支援策を迅速に講じる必要に応じるために、各学校が地域内での学校間の連携を進め、各学校の校内支援体制を整備し支援力を高め、より学校が主体となって特別支援教育の推進に取り組めるよう、千葉市の現状に応じた特別支援教育を推進するシステムとして、「エリア方式」の構築を図ってきました。この「エリア方式」を定着、発展させるためには、そのエリアがすでにもっている特別支援教育担当や教育環境の強みを発揮し、教職員が相互に支え合い、学び合う制度設計が必要であると考え、2つの方針を立てました(図1)。図1の【 】は、具体的な取組と対応しています。

【エリア方式の定着と発展に係る方針と具体的な取組】

- 1 エリアの強みを生かした教職員の相談・研修の推進
 - ・特別支援教育エリアコーディネーターや通級指導教室担当、特別支援学校地域支援コーディネーター*の活用等、エリアの強みを生かした相談・研修を推進します。
- 2 特別支援教育に関するネットワークの構築
 - ・教職員の教育実践に関する交流を促進するためのネットワークを構築します。
 - ・教職員が必要な時に、すぐに情報にアクセスできるよう特別支援教育に関する情報の収集と整理を図ります。
 - ・特別な教育的ニーズに対して一貫した支援が実施できるように、学校間や関係機関等との個別の教育支援計画を活用した効果的な連携を推進します。

【具体的な取組の目安】

具体的な取組		R5	R6	R7	R8	R9	
1	特別支援教育担当の専門性を生かした相談・研修	実施	→				
2	教職員のネットワークの構築	実施	→				
3	特別支援教育に関する情報の収集と整理	検討	実施	→			
4	個別の教育支援計画の活用による効果的な連携	検討	実施	→			

【図1】エリア方式のイメージ

エリア方式：地域内の実情に即した支援を迅速に講じるために、学校間の連携を進め、各学校の校内支援体制を整備し支援力を高めて、学校主体の特別支援教育を推進する取組

【小・中・中等教育・高等・特別支援学校】

1. 特別支援教育担当の専門性を生かした相談・研修

(1) 特別支援教育エリアコーディネーター

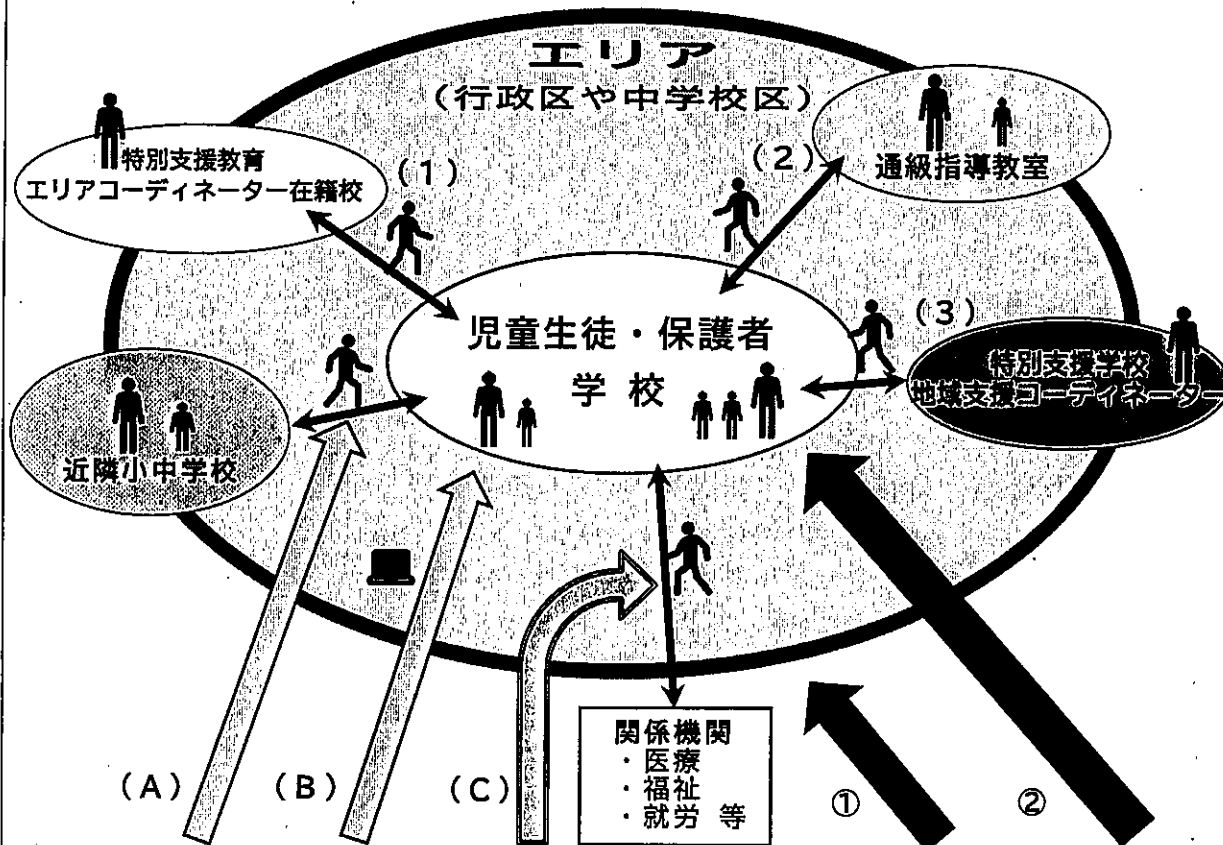
エリアコーディネーターが学校を訪問し、特別支援学級や特別支援教育コーディネーター等への助言、相談を行います。また、エリアコーディネーター在籍校での相談も行います。

(2) 通級指導教室担当

通級指導担当が巡回指導を実施したり、教職員への通級以外の児童生徒に関する相談、研修を行ったりします。

(3) 特別支援学校地域支援コーディネーター

地域支援コーディネーターが学校を訪問し特別支援学校に係る就学や進路の相談を行います。また、特別支援学校での本人、保護者との教育相談を行います。



【教育支援課】

2. 特別支援教育に関するネットワークの構築

(A) 近隣小中学校のネットワークの構築

近隣校の特別支援学級担当が教育実践や進路指導等の情報交換を行う機会を設定します。

(B) 特別支援教育情報の収集と整理

教職員が必要な時にすぐに情報にアクセスできるように特別支援教育に関する情報の整備を図ります。

(C) 関係機関とのネットワークの充実

個別の教育支援計画の共有と連携会議等の促進を図ります。

【養護教育センター】

① 市内の特別支援教育の推進

- ・子どもや保護者に対する相談
- ・関係機関との連携
- ・教職員への研修・研究

② 学校支援

- ・医療的ケア等の多様な教育的ニーズに応じる人的配置（看護師、指導員、介助員等）
- ・学校の校内支援体制を支えるための学校訪問相談員の活用

第Ⅱ部

各論

第1章 連続性のある多様な学びの場の充実

- | | |
|-----|----------|
| 第1節 | 通常学級 |
| 第2節 | 特別支援学級 |
| 第3節 | 通級指導教室 |
| 第4節 | 高等学校 |
| 第5節 | 特別支援学校 |
| 第6節 | 就学支援委員会 |
| 第7節 | 交流及び共同学習 |
| 第8節 | 人的配置 |

【第Ⅱ部 各論】

1-01 【通常学級】

1 現状（○）と課題（●）

- 通常学級内に多様な特別な教育的ニーズのある児童生徒が在籍していることが周知され、通級指導教室の利用が増えてきました（資料1、2参照）。
- 養護教育センターの相談において通常学級に在籍する児童生徒の占める割合が大きく、専門機関への接続も進んでいます（資料3参照）。
- 特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する引継ぎを効果的に行うことで、基礎的環境整備と合理的配慮の円滑な実施につながっています（資料4参照）。
- 通常学級における個に応じた支援については、関係機関との接続を待っている間に児童生徒の不応状態が広がることもあり、早期の対応が必要です。

2 今後の方針

- (1) 日常生活又は社会生活において受ける制限は、個々の心身の機能の特性のみに起因するものではなく、社会的障壁との相互作用によって生じるといった「障害の社会モデル*」の周知を図ります。
- (2) 同じ学習目標に対して個に応じた学習参加や方法を認め合うことで、学習参加を高めるとともに社会的障壁を小さくし、特別な教育的ニーズのある児童生徒の意欲の向上を図ります。
- (3) 学級担任をはじめとする教職員が、一人一人の多様なニーズに気づき、寄り添い、適切な指導・支援が行えるよう特別支援教育に関する意識と資質の向上を図ります。

【「障害の社会モデル」とは】

- ・視覚に障害がある場合、絵や文字の情報が中心の環境にあると情報を把握することが困難になります。そのため、音声情報や触覚情報で伝える必要があります。下肢が動かしにくい場合、歩行での移動が困難になることがあります。そのような場合には、車いすを使って、自分で移動できる状況をつくる必要があります。
- ・心身機能の障害があるだけでなく、本人のいる環境や周りから求められている内容によって障害が生じることがあります。このような見方を「障害の社会モデル」としています。
- ・「障害の社会モデル」の考え方に立つことで、心身機能の障害によって解決できない問題があると考えられるのではなく、周りの人の行動や環境整備によって社会参加を促すための手がかりを本人とともにつかむことができます。

3 具体的な取組

- 「障害の社会モデル」に関する周知(1)
 - ・「障害の社会モデル」に関する教職員向けリーフレットの内容等の検討
 - ・基礎的環境整備と合理的配慮の促進
- 「個別最適な学び*」の展開(2)
 - ・個に応じた学び方に関する情報の各種会議等における周知
 - ・児童生徒一人一人の選択と決定を支える個に応じた学び方の検討と共有
- 校内における教職員の特別支援教育に関する意識と資質を高めるシステムづくり(3)
 - ・特別支援教育に関する情報共有から児童生徒理解、実行、評価を促すPDCAサイクルの構築
 - ・通常学級における適切な指導・支援を支える教職員の役割分担等、効果的な校内支援体制の構築

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○「障害の社会モデル」に関する周知	検討	実施	→	→	→
○個別最適な学びの展開	検討	実施	→	→	→
○教職員の意識と資質を高めるシステムづくり	検討	実施	→	→	→

【第Ⅱ部 各論】

1-02【特別支援学級】

教育的ニーズに応じた学びを居住する地域の学校で受けることができるように、必要に応じて特別支援学級を設置しています。その結果、小中学校の特別支援学級等の設置率は32.4%（平成19年度）から86.6%（令和4年度）まで高まり、居住する学区での就学ができるようになってきました（資料5、6参照）。どの障害種においても、早期発見・早期支援、また切れ目のない指導や支援、配慮のため、幼稚園、保育所、小学校、中学校間で連携を図ります。

1-02-01【知的障害特別支援学級】

1 現状（○）と課題（●）

- 知的な遅れがあり、本人、保護者の意向を最大限尊重し、就学支援委員会の意見をもとに、本人、保護者と合意形成の上、入級となった児童生徒が学習、生活しています。
- 少人数の学級が増えたことで、集団参加の機会の確保と社会性の向上を目指して、校内の交流及び共同学習や他校の特別支援学級との交流及び共同学習を行っています。
- 児童生徒個々の教育的ニーズは多様化しています。学級規模を踏まえつつ、実態に応じた教育課程の編成が求められています。
- 中学校卒業後の進路について不安や悩みを抱える家庭もあります。長期的な見通しをもった進路指導を行うため、担任も家庭も進路に関する情報を知る必要があります。

2 今後の方針

- (1) 中学校区等、近隣の学校との連携を深め、他校との交流活動を計画的に進めていきます。また、教育的ニーズに応じた、校内での交流及び共同学習の活性化に努めます。
- (2) 個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、個々の特性や教育的ニーズに応じた教育課程の編成を進めていきます。
- (3) 中学校卒業後の進路についての情報を共有し、周知していきます。

3 具体的な取組

- 交流及び共同学習の促進(1)
 - ・養護教育センター専門研修、特別支援学級担当者研修にて情報提供
 - ・近隣校による実践事例の情報交換
 - ・交流及び共同学習の実施に向けた校内支援体制づくりに関する情報提供
- 実態に応じた教育課程の編成のための研修の実施(2)
 - ・養護教育センター専門研修、特別支援学級担当者研修など
- 進路指導に関する情報の共有と周知(3)
 - ・養護教育センター専門研修、特別支援学級担当者研修、ブロック研修など
 - ・進路指導主事及び特別支援学級担任へ周知する機会の設定

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○交流及び共同学習の促進	実施	→	→	→	→
○実態に応じた教育課程の編成のための研修の実施	実施	→	→	→	→
○進路指導に関する情報の共有と周知	実施	→	→	→	→

【第Ⅱ部 各論】

1-02-02【自閉症・情緒障害特別支援学級】

1 現状（○）と課題（●）

- コミュニケーションの苦手さやこだわりの強さによって、集団生活に支援を要する場合に、本人、保護者の意向を最大限尊重し、就学支援委員会の意見をもとに、本人、保護者と合意形成の上、入級となった児童生徒が学習、生活しています。
- 星久喜小中学校籍の院内学級（精神疾患等）や真砂中学校の教育相談指導教室（不登校傾向等）は自閉症・情緒障害特別支援学級に含みます。
- 中学校卒業後の進路について、不安や悩みを抱える家庭もあります。長期的な見通しをもった進路指導を行うため、担任も家庭も進路に関する情報を知る必要があります。

2 今後の方針

- (1) 校内での交流及び共同学習が一層充実できるようにしていきます。
- (2) 児童生徒の多様化するニーズに応じて、多様な教育課程を編成していきます。
- (3) 中学校卒業後の進路についての情報を共有し、周知していきます。

3 具体的な取組

- 交流及び共同学習の促進(1)
 - ・養護教育センター専門研修、特別支援学級担当者研修にて情報提供
 - ・近隣校による実践事例の情報交換
 - ・交流及び共同学習の実施に向けた校内支援体制づくりに関する情報提供
- 多様な教育課程(2)
 - ・教育委員会と学校が連携した教育課程の研究
 - ・各種研修会において、地域や児童生徒の実態に応じた自立活動に関する指導内容・方法を検討
- 進路指導に関する情報の共有と周知(3)
 - ・養護教育センター専門研修、特別支援学級担当者研修、ブロック研修など
 - ・進路指導主事及び特別支援学級担任へ周知する機会の設定

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○交流及び共同学習の促進	実施	→	→	→	→
○実態に応じた教育課程の編成のための研修の実施	実施	→	→	→	→
○進路指導に関する情報の共有と周知	実施	→	→	→	→

【第Ⅱ部 各論】

1-02-03【病弱、虚弱、肢体不自由特別支援学級】

1 現状（○）と課題（●）

- 令和4年度現在、病弱特別支援学級が1校（磯辺小学校：短期入院児童対応のための院内学級）、虚弱特別支援学級が2校（園生小学校、朝日ヶ丘小学校）、肢体不自由特別支援学級が3校（海浜打瀬小学校、土気南小学校、菅田小学校）に設置されています。
- 病気のため、長期入院をしている児童生徒に関しては、県立仁戸名特別支援学校や県立四街道特別支援学校が在籍校や医療機関と連携して学習支援などを進めています。
- 知的障害の有無によっても教育的ニーズが異なります。知的障害がない児童生徒に関しては、学習保障が必要になります。また、知的障害のある児童生徒に関しては、安全面を保障したうえで知的障害特別支援学級を参考に教育課程を編成しています。
- 教育的ニーズに合わせた教育課程の編成が望まれています。専門的な知識や指導技術、経験のある人材の十分な確保が難しい現状があります。

2 今後の方針

- (1) 特別支援学校のセンター的機能*の利用促進や医療機関等との連携を深め、学級担任が専門的な知識や支援法を学べる場を構築していきます。
- (2) 必要な支援を受けながら安全で安心な学校生活を送れるよう、必要に応じて、環境の整備に努めます。
- (3) 知的障害の有無や今後の進路等も踏まえ、個々の教育的ニーズに合わせた教育課程を編成します。

3 具体的な取組

- 関係諸機関との連携(1)(2)
 - ・特別支援学級担当者会議等において特別支援学校と医療等の関係諸機関との連携を周知
 - ・設置校にて関係諸機関とのケース会議等の開催
 - ・設置校と関係諸機関の連携と相談体制の構築
 - ・特別支援学校のセンター的機能を活用したり、理学療法士*、作業療法士*等から助言が受けられるように養護教育センターの機能拡大を検討したり、専門的な知識や支援法を学ぶ場の設定
 - ・病弱、虚弱、肢体不自由教育に関する研修についての情報提供
- 基礎的環境整備(2)
 - ・病虚弱学級、肢体不自由学級に在籍する児童生徒の障害の実態を踏まえた備品等の整備や配置、施設改修など
- 教育的ニーズに合わせた教育課程の編成(3)
 - ・本人の意向や主治医の指示等を踏まえた教育的ニーズの把握
 - ・教育的ニーズを踏まえた個別の教育支援計画の作成及び特別の教育課程の編成

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○関係諸機関との連携	実施	→	→	→	→
○基礎的環境整備	実施	→	→	→	→
○教育的ニーズに合わせた教育課程の編成	実施	→	→	→	→

【第Ⅱ部 各論】

1-03-01【通級指導教室（言語障害・難聴通級指導教室）】

1 現状（○）と課題（●）

- 対象の児童数の増加と学区の状況を検討し、言語障害・難聴通級指導教室の設置を進めてきました（資料7参照）。通級担当者同士の学び合いを通じた専門性の向上によって、通級を希望する多くの児童に対して適切な指導を提供することができています。
- 難聴児においては、発見が遅れたために就学前に必要な指導や支援、配慮を受けていない場合があります。また難聴や吃音等の障害種では中学進学後も支援、配慮が必要ですが、十分に理解が得られないことがあります。
- 難聴の児童・生徒は学校生活で情報保障等の支援が必要であるため、基礎的環境整備や人材を確保する必要があります。

2 今後の方針

- (1) 地域別に児童数を把握し、人数が多い地域には通級指導教室を新たに設置して送迎の利便性を高めます。また教室、教員が増えることで、一人一人の児童に対して、十分な指導、支援が行われるようにします。また、発達障害等を併せもつ児童生徒のこぼ・きこえの指導、支援について検討します。
- (2) 早期発見・早期支援、また切れ目のない指導や支援、配慮のため、幼稚園、保育所、小学校、中学校間で連携を図ります。教職員への理解、啓発に努め、学校生活でよりよい支援、配慮を受けられるようにします。
- (3) 難聴の児童の指導や支援、配慮に必要な環境や機器を整備します。

3 具体的な取組

- 通級児童数が多い地域に通級指導教室の新設を検討(1)
- 言語障害難聴通級指導スーパーバイザーや専門職の配置検討(1)(2)
 - ・言語障害・難聴通級指導スーパーバイザーによる個別の相談や言語障害・難聴通級担当者への助言、指導
 - ・言語聴覚士*等の配置による助言・指導
 - ・発達障害等を併せもつ児童生徒のこぼ・きこえの指導、全体的な発達支援について相談、助言
- 連携(2)(3)
 - ・療育センター、養護教育センターとの連携の充実
- 教職員への理解・啓発(2)
 - ・管理職や新規採用者、養護教諭、通級児童担任への言語障害や難聴の理解と周知の場を確保
 - ・就学前施設の職員や中学校教員、特別支援教育コーディネーター対象の研修会の実施
- 難聴児童生徒のサポート体制の充実(3)
 - ・ギガタブ*を活用した情報保障の検討、近隣大学との連携によるボランティア人材の確保

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○通級指導教室の新設	実施	→	→	→	→
○言語障害・難聴通級指導スーパーバイザーや専門職の配置	検討	→	実施	→	→
○連携	実施	→	→	→	→
○教職員への理解・啓発	実施	→	→	→	→
○難聴児童生徒のサポート体制の充実	検討	実施	→	→	→

【第Ⅱ部 各論】

1-03-02【通級指導教室（LD等通級指導教室）】

1 現状（○）と課題（●）

- 小学校・中学校共に全ての区に設置され、入級を希望する児童生徒数の増加に対して通級指導を提供できる体制が整ってきました（資料8参照）。また、巡回による指導は小学校では全ての区で実施されています。中学校は現在1校での実施ですが、今後、全ての区での実施を検討しています。
- 通級指導教室での指導内容や合理的配慮に関する情報を在籍校に伝達することで、校内支援体制の充実や校内の教職員への適切な理解と周知といった「学びの連続性」が進んでいます。
- 児童生徒のニーズに応じた指導や支援を行うために、心理・教育的なアセスメントを行う力が求められています。また、通級による指導を実施する上で、通常の学級担任や在籍校、保護者など関係機関とよりよい支援を話し合い、調整する力が求められています。
- 障害の特性に応じた教室環境の整備や教材・教具が不十分という現状があります。ICTの活用も含めた環境整備が必要とされます。

2 今後の方針

- (1) 小学校においては巡回による指導ニーズが高い学校にサテライト教室を設置することを検討し、中学校ではオンラインによる指導を効果的に行う体制を整え、指導支援の充実を図ります。
- (2) 早期発見・早期支援、また切れ目のない指導や支援、配慮のため、幼稚園、保育所、小学校、中学校間で連携を図ります。在籍校やLD等通級指導教室、関係機関とのネットワークづくりを推進します。
- (3) 教職員の専門性を高めるための研修や運営上の課題解決に向けた研修を行います。
- (4) ギガタブの機能を最大限生かして、障害の特性に応じた指導を行います。そのために担当者同士の情報交換を行います。

3 具体的な取組

- 巡回指導担当の専任化(1)
 - ・巡回指導担当の専任化やサテライト教室設置に向けての検討
- 通級指導担当の専門性の活用(2)
 - ・地域の学校の相談支援、養護教育センターの相談業務との連携
 - ・地域エリア（総論：「エリア方式図」参照）の相談体制の構築、ネットワークづくりを推進
 - ・巡回指導校における事例検討会等の実施
- 通級指導担当の専門性の向上(3)
 - ・通級指導担当を対象とした研修の実施
 - ・LD等通級指導スーパーバイザー（経験の浅い通級指導担当への指導助言役）の配置検討
- ICTの効果的な活用(4)
 - ・ギガタブを生かした指導法の構築
 - ・オンラインによる指導の実施

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○巡回指導担当の専任化	実施	→	→	→	→
○通級指導担当の専門性の活用	検討	実施	→	→	→
○通級指導担当の専門性の向上	検討	実施	→	→	→
○ICTの効果的な活用	実施	→	→	→	→

【第Ⅱ部 各論】

1-04【市立高等学校（稲毛高等学校・千葉高等学校）】

1 現状（○）と課題（●）

- 通級指導教室*が平成30年度に稲毛高等学校に開設され、高等学校の特別支援教育の体制整備が進みました。令和4年度に千葉高等学校に通級指導教室が設置され、市立高等学校全てに設置となりました（資料8参照）。
- 教育相談会議の中で特別に配慮が必要な生徒の内容が含まれるようになり、情報の共有化が進み支援が必要な生徒への手立ての立案が進みました。
- 卒業後の自立や社会参加に向けた進路指導や就労支援（キャリア教育*）を取り入れたことで特性に応じた進路を選択できるようになってきています。
- 高校入学後、新しい環境に適応できず、自己肯定感が下がり、心身のバランスを崩し進路変更をするケースも生じています。

2 今後の方針

- (1) 高等学校における校内支援体制の充実を図ります。
- (2) 一人一人の多様化するニーズに応じた支援方法を検討し、実践例を積み重ねていきます。
- (3) 通級指導教室と大学等との連携を充実させます。
- (4) 卒業後の進路を適切に選択できるように、進路指導の充実を図ります。

3 具体的な取組

- 高等学校における校内支援体制整備(1)
 - ・特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援委員会の開催と入級システムの構築
 - ・スクールカウンセラー（SC）等の活用
 - ・教育センター、養護教育センターとの連携
 - ・医療機関（心療内科・児童精神科等）との連携
 - ・履修と修得に対する職員の共通理解（合理的配慮）
- 研修(2)
 - ・特別支援教育に関する校内研修の実施の促進
 - ・事例検討会の実施
 - ・校外研修の参加の推奨
- 通級指導教室(3)
 - ・通級指導教室を設置する県立高等学校との連携・協力
 - ・市内の高等学校の通級生徒の交流授業開始（対面・リモート）
- 進路指導(4)
 - ・進路担当との合同指導（リモート面接・リモート受験等）
 - ・卒業後の進路見据えた関係機関との連携
 - ・進学先の大学との連携

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○高等学校における校内支援体制整備	実施	→	→	→	→
○研修	実施	→	→	→	→
○通級指導教室	実施	→	→	→	→
○進路指導	実施	→	→	→	→

【第Ⅱ部 各論】

1-05-01【市立特別支援学校（第二養護学校・養護学校中学部）】

1 現状（○）と課題（●）

- 第二養護学校、養護学校中学部では、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動については、「各教科等を合わせた指導*」の形態を取り入れた教育課程の編成を行っています。
- 特別支援学校のセンター的機能として、市内の知的障害特別支援学校が連携し、特別支援教育の支援に関する啓発を行っています。両校の地域支援コーディネーターは依頼のあった教育・保育施設や小中学校などの相談支援をしています。
- 令和3年度より、市立特別支援学校の地域支援コーディネーターを「特別支援教育エリアコーディネーター」に指名し、校内支援体制や進路指導に係る助言等、小中学校の支援も担うようになりました。
- 「交流及び共同学習」では、継続して地域の小中学校に理解啓発をすすめ「居住地校交流」を行ってきました。ICTを活用した交流及び共同活動も見られるようになりました。
- 児童生徒数は横ばいから緩やかな増加傾向にあり、施設・設備の老朽化や教室不足に伴うプレハブ校舎の設置やスクールバスの増便などの対応が必要です（資料9参照）。
- ギガタブを活用し、オンラインによる交流及び共同学習や居住地校交流の継続的な実施方法について、今後も検討し、実践を積み上げていく必要があります。

2 今後の方針

- (1)長期的な視点で、在籍人数の状況と推計をみて、施設設備、老朽化対策を検討します。
- (2)ICTを活用した教育活動をさらに検討していきます。
- (3)地域支援コーディネーターの業務内容の明確化を図り、各関係機関と連携を図りながら機能を充実させ、積極的にセンター的機能を果たせるようにします。また「特別支援教育エリアコーディネーター」としての役割も担います。

3 具体的な取組

- 施設・設備の老朽化対策(1)
 - ・「特別支援学校設置基準*」施行に伴う設置基準の見直しの実施により、施設・設備面の改修や教室不足に対して増設等の検討
- ICTを活用した学習の推進(2)
 - ・効果的なICTを活用した授業実践の検討や実践
 - ・ギガタブ活用した交流など、継続的で実施可能な居住地校交流の実施方法の検討
- センター的機能の充実(3)
 - ・地域支援コーディネーターの研修機会の確保
 - ・地域支援コーディネーターの学校訪問による小中学校、高等学校教員や保護者への相談支援
 - ・特別支援教育エリアコーディネーターとして担当エリアの小中学校の支援体制づくりを支援

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○施設・設備の老朽化対策	検討調整	実施	→		
○ICTを活用した学習の推進	実施	→			
○センター的機能の充実	実施	→			

【第Ⅱ部 各論】

1-05-02【市立特別支援学校（養護学校高等部・高等特別支援学校）】

1 現状（○）と課題（●）

- 養護学校高等部、高等特別支援学校は、入学者選考を経て入学しますが、受検資格として、療育手帳取得と事前の教育相談が必要です。また、高等特別支援学校については、受検者数が定員を上回る状況が続いています。
- 卒業後の就労に関しては、県教育委員会が「千葉県特別支援学校就労支援ネットワーク連絡会」を開催しています。各特別支援学校の進路指導主事や就労支援コーディネーター、関係機関が集まり、産業現場等における実習の受け入れ先や就労に向けての連携を図っています（資料10参照）。
- 中学校通常学級からの高等部へ進学する生徒がいます。学校公開や説明会への参加を周知し、入学前に進路情報を正確に伝達しています。入学後の特別支援学校の生活を見通して、適切な学びの場への進学ができるように進路指導を進める必要があります。
- コロナ禍においては、産業現場等における実習の受け入れが難しい事業所もありました。連絡会等での情報共有を確実にし、本人・保護者の不安を軽減していくことも課題となっています。
- 高等部段階においても1人1台の端末環境の推進が進んでいます。各学校の特色に応じたICT活用の実現に向けた取組を推奨していく必要があります。

2 今後の方針

- (1) 特別支援学校のセンター的機能を充実させ、教職員や保護者への教育相談、教育課程の周知を行います。
- (2) 学校と関係機関等が連携し、企業等への障害者理解を深める取組を行い、産業現場等における実習先の開拓や企業等への障害者理解を促進します。各区の障害者基幹相談支援センター*や福祉機関との情報共有を図り、課題を明確にします。
- (3) 高等部の教員がより積極的に、授業や地域間での連携にICTを活用できるようにします。

3 具体的な取組

- センター的機能の充実と活用(1)
 - ・地域支援コーディネーターの訪問による小中学校、高等学校の教員や保護者への相談支援
 - ・学校参観、学校説明会を充実し、教育課程の理解の促進
- 進路指導の充実(2)
 - ・就労に向けた関係機関との連携の充実（就労支援ネットワーク連絡会への市教育委員会の参加）
 - ・各学校での進路指導の充実、卒業後のフォローアップのさらなる充実
 - ・企業との連携
- ICTを活用した学習の推進(3)
 - ・ICT機器の整備
 - ・ICTの活用及び社会自立や職業自立に向けた一助としての利用方法の実践事例の集積

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○センター的機能の充実	実施	→	→	→	→
○進路指導の充実	実施	→	→	→	→
○ICTを活用した学習の推進	実施	→	→	→	→

【第Ⅱ部 各論】

1-06【就学支援委員会】

1 現状（○）と課題（●）

- 令和2年に条例の改正を行い、「就学指導委員会」から「就学支援委員会」への名称の変更、障害種ごとに専門的な審議・助言を行う機関として、「部会」を設置しました。部会は、5部会あります（「知的、自閉症・情緒部会」「言語・難聴部会」「病虚弱部会」「肢体不自由・視覚障害部会」「LD等部会」資料11参照）。養護教育センターや特別支援学校での就学相談を経て、本人、保護者の意向を最大限尊重し、就学支援委員会にて障害の状態や教育上必要な支援の内容、就学先に関して審議した意見をもとに、本人、保護者と合意形成を図って教育委員会が就学先を判断します。
- 「知的、自閉症・情緒部会」、「言語・難聴部会」、「LD等部会」での審議件数が増加しています（資料12参照）。
- 本市の就学支援委員会は、就学、転級、入級後の指導支援についても助言を行っています。また、就学支援委員会の判断と実際の措置が異なったケースの経過を2年間確認しています。就学後（通級後）などの適応状況に応じて担任から情報収集し、保護者との相談後、場合によっては再審議を行っています。
- 自閉症・情緒障害学級在籍の児童生徒の増加により進路が多様化しています。中学校進学における進路相談や卒業後の進路について、就学支援委員会で示された指導・助言を生かす仕組みが必要です。

2 今後の方針

- (1) 就学支援委員会を円滑に実施します。
- (2) 就学支援の考え方にに基づき、就学先に関する専門的な意見に加えて、就学後（進学後）の支援についても助言を行います。
- (3) 多様な学びの場を用意し、適切な時期に円滑に学びの場を見直すことができるようにします。また、学びの場の変更後もそれまでの支援の状況が次の学びの場に引き継げるように、関係機関との連携も含めて、引継ぎのシステムを作ります。
- (4) 中学校進学後や高校卒業後を見据えた、指導・助言ができるようにします。

3 具体的な取組

- 就学支援委員会全体 (1)
 - ・学校、保護者への目的周知
 - ・開催回数、運営等の検討
- 就学（入級）後の指導・助言の拡充 (2)
 - ・関係者会議開催の指示：医療、福祉等を含む
- 関係機関間での本人に係る資料の円滑な提供システムづくり (3)
 - ・手続き、書式の簡略化
- 特別支援学級担任への進路に関する情報提供 (4)
 - ・就学支援委員会に係る指導助言内容の伝達手段の検討

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○就学支援委員会全体	実施	→	→	→	→
○就学（入級）後の指導・助言の拡充	実施	→	→	→	→
○関係機関間での本人に係る資料の円滑な提供システムづくり	検討	実施	→	→	→
○特別支援学級担任への進路に関する情報提供	実施	→	→	→	→

【第Ⅱ部 各論】

1-07【交流及び共同学習】

1 現状 (○) と課題 (●)

- 通常学級と特別支援学級との交流及び共同学習（学校内交流*）では、各学校において個に応じた内容を設定して取り組んでいます。
- 特別支援学級同士の交流（学校間交流*）では、小中学校共に地域ごとに活動を計画して進めています。げんきキャンプやげんき交流会*といった本市全域の特別支援学級が交流する行事も伝統的に継続しています。ICT（ギガタブ）を使ったオンラインによる交流も行っています。
- 市立特別支援学校の交流及び共同学習では、各学校の実情に即して、近隣学校や地域等との交流を継続的に進めています。
- 居住地校交流では、市立及び県立特別支援学校の児童生徒を本市の小中学校が受け入れる交流を行うもので、本人・保護者の希望に基づき実施しています。実施人数や実施回数は増えており、学びの場を見直すきっかけにもなっています。
- 令和元年9月に教育支援課において「交流及び共同学習」のリーフレットを作成しました。学校へ配布し、交流及び共同学習の推進を図っています（資料13参照）。
- 各学校は、居住地校交流に関する実施計画等を作成して取り組んでいます。居住地校交流実施に当たっては、準備や打ち合わせの時間の確保、付添等の安全面の配慮、活動内容等の課題が挙がっています。

2 今後の方針

- (1) 特別支援学級の設置率が高まった利点を生かして、特別支援学級を基点として、様々な交流及び共同学習を積極的に進めます。特別支援学校の交流及び共同学習も含め、障害のある子どもと障害のない子どもとの相互理解を深め、多様性を尊重する心を育てる教育を推進します。
- (2) 地域で共に暮らす障害のある人への関心を広め、学校卒業後も障害のある人が豊かで安心した地域生活が送れるよう、居住地校交流の充実を図ります。
- (3) 第3次学校教育推進計画において、交流及び共同学習の実施に係る数値目標を設定し、評価していくことを通して、管理職をはじめ、教職員への理解推進を図っていきます。

3 具体的な取組

- 交流及び共同学習全体 (1)
 - ・ガイドラインや実施マニュアルの作成と配付
 - ・教育課程上の位置づけの明確化と個別の指導計画の作成
 - ・異校種*間交流の検討・実施の促進
 - ・障害のある人の立場を理解し、共によりよく生活するための方法や工夫を考える授業の推進
- 居住地校交流の充実 (2)
 - ・実践事例集作成の検討
 - ・学区に居住する特別支援学校在籍児・保護者との連携(例、学校行事の案内配布等)
- 実施に係る数値目標（年間）への評価(3)
 - ・第3次学校教育推進計画に係る実績評価
 - ・学校内交流：50回/人、学校間交流：7回/校、居住地校交流：150回/全市

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○交流及び共同学習全体	実施	→	→	→	→
○居住地校交流の充実	実施	→	→	→	→
○実施に係る数値目標への評価	実施	→	→	→	→

【第Ⅱ部 各論】

1-08-01【人的配置】(特別支援教育指導員配置事業、学校訪問相談員派遣事業)

発達障害等で緊急に対応が必要な児童生徒に対して、特別支援教育指導員(以下「指導員」)を配置しています。半期の間、児童生徒の支援をするとともに校内支援体制づくりの支援を行っています。また、実際の学校場面での対応方法や校内支援体制づくりについて指導助言できるよう、学校訪問相談員(以下「訪問相談員」)を派遣します。

1 現状(○)と課題(●)

- 令和3年度は、情緒面や行動面で緊急な対応が必要な児童生徒に対して、前後期で80人に指導員を配置しました。令和4年度には、4人を増員し、前後期で88人に対応できるようにしました。指導員は、担任と協力して、児童生徒の指導に当たります。また、個別の教育支援計画、個別の指導計画作成への協力もしています(資料14参照)。
- 指導員配置校を中心に、特別な支援を必要とする児童生徒への支援方法や校内支援体制づくりについての助言を行う訪問相談員を派遣しています。また、特別支援学級、通常学級、特別支援学校担任への指導や校内研修会の講師等を通して、幅広く特別支援教育について指導助言をしています。令和3年度は6人で407回訪問しました(資料15参照)。
- 指導員に対して、指導員研修を毎月実施し、一人一人の教育的ニーズに応じた対応ができるよう資質向上に努めています。研修では、訪問相談員がスーパービジョンを行っています。
- 指導員配置の希望が、每期100件ほどあります。
- 指導員配置校以外にも計画的に訪問相談員を派遣し、具体的な指導支援の在り方を助言できるようにする必要があります。

2 今後の方針

- (1)指導員の増員及び訪問相談員の派遣できる時間の拡充を行い、各学校の校内支援体制を整え、教職員が発達障害のある児童生徒への対応力を向上できるようにしていきます。
- (2)指導員の配置を通して、教職員の対応力の向上をこれまで以上に意識し、取り組みます。

3 具体的な取組

- 特別支援教育指導員の増員(1)
- 学校訪問相談員の派遣時間増(1)
- 指導員への研修及び担任への助言の充実(2)

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○特別支援教育指導員の増員	検討	実施	→	→	→
○学校訪問相談員の派遣時間増	実施	→	→	→	→
○指導員への研修及び担任への助言の充実	実施	→	→	→	→

【第Ⅱ部 各論】

1-08-02【人的配置】

(特別支援教育介助員配置事業、スクールメディカルサポート事業、学校生活サポート事業)

児童生徒の様々な教育的ニーズに的確に responding していくために学校が人的資源を活用し、「チーム学校」で取り組んでいます。常時介助が必要な子どもに特別支援教育介助員（以下「介助員」）を配置しています。また、医療的ケアが必要な児童生徒には看護師（スクールメディカルサポーター。以下「サポーター」）の派遣を行っています。学校生活を送る上で必要な支援をするボランティアの交通費の補助も行っています。

1 現状 (○) と課題 (●)

- 令和4年度の特別支援教育介助員配置事業では、移動・食事・着替え・排泄で常時介助が必要な19校21人の児童生徒に対し、介助員15人を配置しています。令和4年度は実態に応じて週2日～5日配置しています(資料16参照)。
- 令和4年度のスクールメディカルサポート事業では、導尿や吸痰などの医療的ケアが必要な児童生徒5人に対し、訪問看護ステーションも活用しつつ、サポーターを7人派遣し、自立に向けた支援を行っています(資料17参照)。
- 指導的役割を担う看護師としてスクールメディカルアドバイザーを配置し、学校と看護師の連絡調整や学校の支援体制への助言、自己対応が可能となった児童生徒のアフターケアを行えるようにしています。
- 平成30年度に設置した「医療的ケア検討会議」を年に2回実施し、本市の医療的ケアの実施状況や児童生徒の状況を確認し、より安全・安心な医療的ケアの実施に努めています。
- 令和3年度の学校生活サポート事業では、肢体不自由や難聴などで学校生活を送る上で必要な支援を行うボランティアを募集し、交通費の補助を行っています。
- 施設の改修や医療的ケアに必要な児童生徒の早期発見や相談体制の構築、施設の改修や人員の確保を確実にを行うため、「連携サポートリスト」を作成し、就学前に教育・保育施設と連携しています。
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)(令和3年9月施行)を踏まえた、事業運営の理解推進、関係機関との連携の強化が必要となっています。
- 教育的ニーズの多様化への対応を検討する必要があります。

2 今後の方針

- (1) 様々な教育的ニーズが必要な児童生徒が増えているため、適切な指導や個別の支援のための人的配置を充実させ、より質の高い校内支援体制確立を支援します。
- (2) 医療、保健、福祉、教育等との連携の一層の強化を図ります。
- (3) 多様なニーズに応えるため、配置する人員への研修を実施し、資質向上を図ります。

3 具体的な取組

- 各事業運営に係る理解の促進(1)(3)
 - ・説明会や計画的な巡回指導の充実
- 医療、保健、福祉、教育等との連携の一層の強化(2)
 - ・特別支援連携協議会等の充実
- 介助員、スクールメディカルサポーター等の資質向上(3)
 - ・各事業における定期的な研修の実施、内容の充実

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○配置説明会や研修会の実施、内容の充実	実施	→	→	→	→
○医療、保健、福祉、教育等との連携の一層の強化	実施	→	→	→	→
○各事業における研修の実施、内容の充実	実施	→	→	→	→

第2章 多様な教育的ニーズに応じるための教職員の専門性の向上

第1節 研修

第2節 研究

第3節 特別支援教育コーディネーター

第4節 特別支援教育エリアコーディネーター

【第Ⅱ部 各論】

2-01-01【研修（養セ等研修）】

1 現状（○）と課題（●）

○令和3年度は、特別支援教育担当者を対象として、下記の研修や会議を行いました。

- ・教育支援課：特別支援学級担当者研修（全体研修・エリア《区ごと》研修）、通級指導教室担当者研修（《障害種別》研修）、特別支援学級・特別支援学校担当者会議、通級指導教室担当者会議、教育課程研究協議会、計画訪問（年間30校）、要請訪問（希望校）
- ・養護教育センター：基本研修5講座（新任特別支援教育担当者《特別支援学級、通級指導教室、特別支援教育コーディネーター》）、専門研修35講座（希望者 資料18参照）、ピフォア研修（講師）、スキルアップ研修（夜間講座 希望者）、福祉連携出前講座（モデル研修）、トワイライト相談（教職員の相談）、学校訪問相談（希望校 授業参観とケース会議）、要請訪問（希望校）
- ・教育センター：初任者研修、リレー研修（2, 3年目研修）、5年経験者研修、中堅教諭等資質向上研修、（11年目研修）に特別支援教育の内容を盛り込んでいます。

○県主催の研修や国立特別支援教育総合研究所主催*の研修及び「学びラボ*」を紹介しています。

○コロナ禍により、授業研究が難しい状況でしたが、ギガタブを用いての研修を工夫しています。

●令和4年7月の教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部改正による免許更新制が廃止に伴い、教職員の研修等に関する記録の作成が求められており、新たな研修制度が必要になっています。

●令和4年度特別支援学校教諭免許状の所有率については、特別支援学級担当者は54.2%、通級指導教室担当者は52.3%です。

2 今後の方針

- (1)「千葉県・千葉市教員等育成指標」及び本市の教職員研修体系に基づき、キャリアステージに応じた専門性を高めていけるように研修内容をさらに検討・充実させていきます。
- (2)教職員のニーズに応じた研究内容を検討・充実させていきます。
- (3)特別支援学校教諭免許状の取得を推進します。

3 具体的な取組

- キャリアステージに応じた研修内容の充実(1)
 - ・キャリアステージごとの研修内容の見直しと研修履歴システム構築の検討
- ニーズに応じた研修の実施(2)
 - ・教職員のニーズに応じるための担当者会議における伝達、周知内容の検討
 - ・養護教育センターにおける専門研修の充実
 - ・養護教育センターにおいてトワイライト相談（教職員の相談）、学校訪問相談を実施
- 特別支援教育の免許状の所有率向上のための免許法認定講習の受講の推進(3)

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○キャリアステージに応じた研修内容の充実	検討	実施	→	→	→
○ニーズに応じた研修の実施	実施	→	→	→	→
○特別支援学校教諭免許状の取得を推進	実施	→	→	→	→

【第Ⅱ部 各論】

2-01-02【研修（ブロック研修）】

1 現状（○）と課題（●）

- 特別支援学級等の拡充に伴い、経験年数の少ない特別支援教育担当者の専門性の向上を目指して、各区と通級指導担当の研修推進委員が、研修計画を立て、実施しています（資料19参照）。
- 特別支援教育の動向や教育活動全般に関する情報伝達や地域や通級指導教室毎に実施する教育実践力の向上に関する研修を実施しています。
- 授業研究は、学級の規模や学校種、障害種等によって、各々の担任のニーズが異なるので、ブロックの細分化や特別支援学級担当と通級指導担当の連携等、効果的な実践が求められています。
- 現在の研修回数や方法では、学んだ成果の実施と振り返りの機会としては十分ではないという意見があります。日常的に教育実践等の交流できる教職員のネットワークづくりが求められています。

2 今後の方針

- (1) 教職員のネットワークの構築し、教職員同士が互いに学び合える環境整備を進めていきます。
- (2) 教職員の研修ニーズに対し、より迅速かつ継続的な研修が実施できるようにエリア方式による研修を進めていきます。
- (3) 教職員が必要な時に、教育実践や教育相談等の情報を入手できるように特別支援教育関連情報の整備をします。
- (4) 学校が主体となって特別支援教育に関する教職員の資質・能力の向上機会の設定を支援する制度を整備します。

3 具体的な取組

- 教職員のネットワークの構築(1)
 - ・特別支援教育担当の強みや関心等を整理したリストの作成
 - ・定期的に情報交換を行うための体制整備
- エリア方式による研修の実施(2)
 - ・特別支援教育担当者の研修ニーズに基づく効果的な研修の実施
 - ・エリア内の教職員による定期的な研修機会の設定
 - ・ブロック研修推進委員による研修内容の検討
- 特別支援教育に関する情報の収集と整理(3)
 - ・教育実践や教育相談等の知見の共有のための情報の整備
 - ・教員の研究、研修実績等の情報の整備
- エリアの強みを生かした研修の実施(4)
 - ・研修における特別支援教育エリアコーディネーターの活用
 - ・校内の事例検討会における通級指導担当の活用

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○教職員のネットワークの構築	実施	→	→	→	→
○エリア方式による研修の実施	実施	→	→	→	→
○特別支援教育に関する情報の収集と整理	検討	実施	→	→	→
○エリアの強みを生かした研修の実施	配置区のみ	→	→	全区実施	→

【第Ⅱ部 各論】

2-02【研究】

1 現状（○）と課題（●）

- 養護教育センターでは、千葉市の特別支援教育における課題を明らかにするため、基礎的専門的な調査研究を行い、その成果を普及してきました。
- この5年間に研究で取り組んできた内容は以下の通りです（資料20参照）。
平成29・30年度：LD等通級指導教室へのタブレットPC導入に係る活用の在り方と効果測定
平成31・令和2年度：チーム力をより高める校内支援体制の在り方
令和3年度：特別支援学級担任への支援の充実を目指して
- 特別支援教育をさらに推進するため、各種マニュアルやツールの開発・普及を進めていくことが求められています。調査研究における成果物を、指導者向けのマニュアルや研修用テキストとして活用していきます。
- 特別支援教育担当者のニーズや、特別支援教育担当者に身に付けてほしい力（身に付けたい専門性）・課題を明確にし、それらに沿った研究に取り組んでいく必要があります。
- 養護教育センターや特別支援教育担当者がこれまでに取り組んだ研究の内容について、情報を収集、整理し、必要な時にすぐにアクセスできるようにします。
- 研修受講歴をデータ化し、受講歴から個々の得意分野や強みを把握して研修の講師等を依頼したり、受講者のニーズを把握して研修・研究内容の充実につなげたりしていくことが望まれます。

2 今後の方針

- (1) 特別支援教育推進に必要となる様々なツールを開発し活用を促したり、研究の成果物の周知を図り研修等で活用したりします。
- (2) 特別支援教育担当者のニーズ調査の結果や、特別支援教育の今日的課題、特別支援教育担当者に必要な専門性を踏まえて研究を進め、成果を分かりやすく周知します。
- (3) 養護教育センターが、特別支援教育に関わる関係機関や教育センターと連携し、研究内容や研修受講歴等の情報の収集と整備に取り組みます。

3 具体的な取組

- マニュアルやツールの開発・成果物の活用 (1)
 - ・各種研修会にてテキストとして活用できるマニュアルやツールの開発
 - ・各種会議にて成果物を周知
- 特別支援教育担当者のニーズや実態、課題に沿った研究の実施 (2)
 - ・アンケートや研修を通して研修・研究ニーズを把握
 - ・特別支援教育にかかわる有識者に意見を求める機会の設定
- 研究内容や研修受講歴等の情報の収集と整備 (3)
 - ・養護教育センターの研究、現場研究、長期研修、ブロック研修等、所管が異なる研究・研修の内容を把握するための情報の収集と整理

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○マニュアルやツールの開発・成果物の活用	実施	→	→	→	→
○特別支援教育担当者のニーズや実態、課題に沿った研究の実施	実施	→	→	→	→
○研究内容や研修受講歴等の情報の収集と整理	検討	実施	→	→	→

【第Ⅱ部 各論】

2-03 【特別支援教育コーディネーター（※以下「特支C○」とします。）】

1 現状（○）と課題（●）

- 特支C○の役割は多岐にわたり、特に、通常学級在籍の特別な教育的ニーズのある児童生徒に係る校内支援体制の構築や個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成等の推進を担っています。
- 本市では、特別支援学級や通級指導等、特別支援教育へのニーズが高まっています。他方、校内の特別支援教育の推進役である特支C○は、毎年1/3程度が入れ替わっている状況があります。
- 特別支援教育に係る知見だけでなく、保護者対応や連絡調整といった面でのスキルも必要であり、学級担任や養護教諭等との兼務も鑑み、それぞれの役割に応じた特別支援教育に関する専門性の向上が求められています。
- 特支C○の抱える特別支援教育に特化した相談に対して、管理職を含め、対応できる職員が少ないため、校内支援体制への助言や支援を行う必要があります。校外からの特支C○の支援や人材育成等の対応が急務となっています。

2 今後の方針

- (1) 特支C○の役割を明確化し、必要な情報や手段を効果的に教示、提示することで、学校間で差が生じない特別支援教育の推進を目指します。
- (2) 特支C○の抱える相談に対して、管理職の支援が得られるような啓発や特別支援教育エリアコーディネーターや近隣特支C○との連携が図れるような体制づくりを目指します。

3 具体的な取組

- 特支C○研修の充実(1)
 - ・特支C○連絡協議会や新任特支C○研修、特支C○実践講座等の実施
- 管理職や特別支援教育エリアコーディネーターによる校内支援体制の充実(1)(2)
 - ・特支C○の円滑な業務遂行を目指した管理職研修等での啓発
- 特別支援教育エリアコーディネーターとの連携(2)
 - ・特別支援教育エリアコーディネーターと特支C○の連携を促進する制度の構築

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○特支C○研修の内容精査	実施	→	→	→	→
○管理職研修等での周知・啓発	実施	→	→	→	→
○特別支援教育エリアコーディネーターとの連携	配置区のみ	→	→	全区実施	→

【第Ⅱ部 各論】

2-04 【特別支援教育エリアコーディネーター（※以下「エリアC○」とします。）】

1 現状（○）と課題（●）

- 特支C○や特別支援学級の担任等、特別支援に係る相談を学校から受け、訪問相談や授業参観等を通して、指導や助言を行い、学校支援を行っています。
- 令和元年度より、モデル事業として開始し、配置拡充を行っています。令和3年度より、市立特別支援学校の地域支援コーディネーターも加わり、相談等に応じています（資料21参照）。
- 事業拡充に伴い、連絡会や研修会等、エリアC○間で共通理解を図る必要性が高まっています。
- 特別支援教育に特化した教職員の相談に応じるため、特支C○のみならず、管理職や特別支援学級等の担当者の研修会等において、効果的な事業の周知が必要です。

2 今後の方針

- (1) エリアC○の全区拡充を目指しながら、その業務内容を明確化し、適切に事業周知することで、効果的、効率的な相談支援体制の構築を図ります。
- (2) エリアC○事業の拡充と併せて、エリアC○対象の連絡会や研修会を行うことで、エリアC○を支援する体制を確立していきます。また、専任化に向けての検討も進めていきます。

3 具体的な取組

- エリアC○の全区配置(1)
- エリアC○マニュアルの作成(1)
 - ・エリアC○の業務内容や活用方法を明確化したマニュアルの作成
 - ・管理職や特支C○、教育相談担当者等の研修での事業周知と活用の推進
- エリアC○の人材育成や支援体制の構築(2)
 - ・エリアC○間の情報交換を中心とした連絡会の実施
 - ・特別支援教育を専門とする高等教育機関や医療福祉等の外部機関を講師とした研修や学校種、障害種を越えた事例検討会の実施
- エリアC○の専任化の検討(2)

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○エリアC○全区配置	拡充 検討	→			
○エリアC○マニュアルの作成	作成	→	実施	→	
○エリアC○の人材育成や支援体制の構築	実施	→			
○エリアC○の専任化の検討	検討	→			

第3章 安心をつなぐ相談・連携体制の構築

第1節 就学相談

第2節 教育相談

第3節 個別の教育支援計画・個別の指導計画

第4節 連携に関する会議・ネットワークづくり

第5節 ライフステージにおける関係機関との連携

【第Ⅱ部 各論】

3-01【就学相談】

1 現状 (○) と課題 (●)

- 療育センター等の専門機関にて支援を受けている等、就学前の子どもが安心して入学できるように、養護教育センター等での就学相談を行い、入学先の学校との連携に努めています。
- 療育センターと養護教育センターは連携会議をもち、情報交換をしています。民間事業所等で療育を受けている子どもたちからの就学相談も増えており、連携が必要です。
- 千葉市近隣には知的障害の他、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱の特別支援学校があり、センター的機能として就学相談に応じています。役割分担を明確にしなが、保護者への情報の提供や相談機関同士の連携を密にしていく必要があります。
- 特別な支援が必要な子どもの就学に関する相談は、養護教育センターと教育支援課、第二養護学校や県立特別支援学校などを窓口に対応しています。本人、保護者が安心して就学に関する相談ができるように、関係機関に対し、就学相談に関する周知を行う必要があります(資料22参照)。

2 今後の方針

- (1) 特別な支援が必要な子ども一人一人のニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を受けられる学びの場を考えていきます。
- (2) 保護者の意向を最大限に尊重しつつ、子ども本人の教育を第一に考えます。
- (3) 特別支援学校や民間事業所と情報共有をする等の連携を図ります。
- (4) 就学前に関わる関係機関(療育センター、医療機関等)との連携を強めて、就学に関する正確な情報を必要とする全ての保護者等に伝わるように努めます。

3 具体的な取組

- 就学に関する情報の共有化(1)(2)
 - ・就学前に関わる関係機関への就学相談の流れに関する周知
 - ・各学校にて、保護者、就学前施設の関係者と支援の在り方等に関する共通理解を図る場の設定
- 関係機関との連携(3)
 - ・養護教育センター、療育センター、大宮学園、特別支援学校、民間事業所 等
- 就学説明会の周知(4)
 - ・ホームページで広く周知、就学児が受診している医療機関等への周知

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○就学に関する情報の共有化	実施	→	→	→	→
○関係機関との連携	実施	→	→	→	→
○就学説明会の周知	検討	実施	→	→	→

【第Ⅱ部 各論】

3-02【教育相談】

1 現状（○）と課題（●）

- 特別な支援が必要な子どもの相談は、養護教育センター、療育センター、発達障害者支援センター、障害者基幹相談支援センター等が主として対応しています。また、不登校については、主に教育センターが相談を受けています。児童相談所や青少年サポートセンター等が対応している場合もあります。
- 市内に多様な障害の状態に対応した特別支援学校があります。それぞれの特別支援学校のセンター的機能として、各校にて教育相談を行っています。
- 養護教育センターは主に学齢期の児童生徒の相談を担っています。保護者からの相談を受け、学校への指導・支援等を行います（資料23参照）。
- 近年、不登校の相談が増えており、教育支援課、教育センター、青少年サポートセンター等と連携を図らなければならないケースがあります。
- 複数の場所で相談を行うことができるため、関係機関をまたがって相談、支援を行うためには、関係機関同士の連携を図る必要があります。

2 今後の方針

- (1)各相談機関（養護教育センター、教育センター、療育センター、発達障害者支援センター、障害者基幹相談支援センター等）の連携を強めます。
- (2)各相談機関の担当者とは、研修等を通じて連携を図ります。
- (3)不登校の相談について各関係機関との情報の共有を図り、連携を強めます。

3 具体的な取組

- 教育相談に係る連携会議の開催(1)
- 相談担当者への研修を通じての連携(2)
- 不登校に係る関係機関との連携(3)
 - ・教育センターとの連携、相談体制の構築
 - ・放課後等デイサービス*、青少年サポートセンター、フリースクール等との連携
 - ・高等学校段階での相談機関との連携

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○教育相談に係る連携会議の開催	実施	→	→	→	→
○相談担当者への研修を通じての連携	実施	→	→	→	→
○不登校に係る関係機関との連携	実施	→	→	→	→

【第Ⅱ部 各論】

3-03 【個別の教育支援計画・個別の指導計画】

1 現状 (○) と課題 (●)

- 就学前は、ライフサポートファイル*または個別の教育支援計画（幼保版）を作成し、支援ニーズのある子どもの支援や実態について、共通理解を図っています。
- 小学校入学後は、個別の教育支援計画を作成します。必要に応じて、個別の指導計画も作成します。校内や学校間（保育園や幼稚園から小学校、小学校から中学校）で引継を行ってしています。
- 作成後や引継いだ後の効果的な活用の仕方、書き方や内容の周知等の充実を図る必要があります。
- 本人、保護者と学校関係者とが、特別な教育的ニーズや合理的配慮について合意形成を図り、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成を行います。その際、在籍する学校にて、一人一人の実態把握や個々の教育的ニーズに応じた支援を検討できるよう学校体制を支える必要があります。
- 個別の教育支援計画・個別の指導計画の様式例が示されています。各学校等で必要に応じて様式の変更も可能です。より円滑に引継ができるようを研修する必要があります（資料24参照）。

2 今後の方針

- (1) 作成や活用について周知し、共通理解を図ります。
- (2) 作成の際にはエリアC○による助言や特支C○の協力等を得たり、作成後には校内支援委員会において最終確認を行えたりする体制づくりを行います。
- (3) 書式が異なる場合の引継ぎのポイントについて周知します。

3 具体的な取組

- 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成や活用についての周知と共通理解(1)
 - ・特別支援学級担当者研修や特支C○研修において、作成方法や実用的な活用の仕方に関する研修の実施
 - ・特支C○や特別支援学級担任等を対象とした「個別の教育支援計画説明会」を開催し、幼保の教諭や保育士、子どもルーム、アフタースクール*担当等の参加も募ることで、引継ぎなどの活用の重要性を周知
 - ・管理職、通常学級の担任、養護教諭、スクールカウンセラー等への周知
- 個別の教育支援計画・個別の指導計画の共同立案、作成(2)
 - ・エリアC○による各学校の特支C○支援の実施
 - ・近隣校の担任同士の交流機会の設定
- 引継内容の周知と引継方法の検討(3)
 - ・各種研修会において引継内容等を周知
 - ・地域の幼保小中学校において情報交換を行うことを周知
 - ・負担の小さい引継方法の検討

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○作成や活用について周知・共通理解	検討	実施	→	→	→
○共同立案、作成	実施	→	→	→	→
○引継内容の周知と引継方法の検討	検討	実施	→	→	→

【第Ⅱ部 各論】

3-04 【「連携」に関する会議・ネットワークづくり】

1 現状 (○) と課題 (●)

- ライフステージに応じた適切な支援が受けられる体制づくりのため、千葉市では平成27年度に「特別支援連携会議」を立ち上げました。令和元年度には、特別支援の一層の充実・発展を目指し、親の会・就労・医療の代表も加え、名称を「特別支援連携協議会」と変更し各機関や専門家が集まり、千葉市の特別支援の方向性を多方面から検討する場となっています（資料25参照）。
- 特別支援連携協議会では、乳幼児期、学齢期から社会参加までのライフステージごとの相談窓口を示した「特別な支援が必要な方の総合案内パンフレット」を、平成29年度に作成しました。引き続き毎年の更新とより一層の周知を図る必要があります（資料26参照）。
- 令和2年度より、各区に千葉市障害者基幹相談支援センターが開設され、教育委員会や特別支援学校も連携を図っています。
- 「特別支援連携協議会」で検討された内容を実現するために、年間3回の「特別支援連携協議会実務担当者会議」を開催し協議をしています（資料27参照）。今後は、各部署の実務担当者との連携をより密にし、内容に応じて適宜会議を開き協議を進め、具現化に向けて取り組んでいくことが必要です。

2 今後の方針

- (1) 「特別支援連携協議会」で、幼少期から学齢期、成人期への円滑な移行のために教育・医療・福祉の正確な情報共有や連携の充実を図ります。
- (2) 取組に応じた関係部署同士により密な連携を通して、情報共有や新たな取組の実現を図ります。
- (3) 各区にある「基幹相談支援センター」と協力し、必要な情報が得られたり受けられたりするように情報を共有し、連携を進めます。

3 具体的な取組

- 会議の継続と充実(1)(2)
 - ・「特別支援連携協議会」で千葉市の特別支援の方向性を検討（年1回開催）
 - ・「特別支援連携協議会実務担当者会議」で、関係部署の実務担当者が方向性実現のための会議を随時開催
 - ・「特別な支援が必要な方の総合案内パンフレット」の更新と周知
- 各ライフステージにおけるネットワークの充実(3)
 - ・対象となる方の必要な支援に関する医療、福祉等の関係機関との連携の充実

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○会議の継続と充実	実施	→	→	→	→
○各ライフステージにおけるネットワークの充実	実施	→	→	→	→

【第Ⅱ部 各論】

3-05 【ライフステージにおける関係機関との連携】

1 現状（○）と課題（●）

〈乳幼児期（就学前施設～小学校）〉

- 乳幼児健診（1歳半、3歳）での早期アセスメントにより、保護者は早期から療育機関で発達相談や就学相談ができます。また、ライフサポートファイルまたは個別の教育支援計画で、子どもの発達を支援しています。就学は、養護教育センターが教育的ニーズに応じた学びの場について情報提供し、就学先の学校とのよりよい接続を図っています。
- 医療的ケアや施設改修が必要な子どもの円滑な就学のため「連携サポートリスト」の作成を依頼し、関係機関との情報共有を図っています。
- 医療的ケア児の就学時には、教育・保育施設と小学校の養護教諭、中学校進学時には、小中学校の養護教諭による引継ぎを行っています。
- 小学校への引継ぎは教育・保育施設や施設職員に、「個別の教育支援計画の説明会」を行って周知しています。教育・保育施設においても、早期作成ができるような手立てを提示していく必要があります。

〈学齢期（小学校・中学校）〉

- 教育・保育施設から小学校、小学校から中学校への引継ぎは、「個別の教育支援計画」を活用しています。
- 放課後に子どもルームやアフタースクールを利用している場合があります。適切な支援のために「個別の教育支援計画」を基にした連携・活用の仕組みづくりが必要です。
- 学校は、児童生徒が利用している全ての放課後等デイサービスを把握しきれていない現状があります。学校と事業所が連携して支援をするために、情報共有を進める必要があります。

〈学齢期（中学校～高等学校）〉

- 中学校から市立高等学校へは、「個別の教育支援計画」を基にした引継ぎが行われ、高等学校でも継続した支援が続けられるようにしています。
- 市立高等学校では通級指導教室の開設により、校内支援体制づくりが進みました。通級指導担当者は、養護教育センターと連携をしています。
- 進路指導は、生徒の障害特性への対応や家庭の理解などの様々な課題があります。ケースによっては卒業後も関係機関が情報共有し、継続した支援をする必要があります。保護者に卒業後の相談機関の紹介や、保護者の承諾を得て関係機関で引き継ぐことも重要です。

〈青年期（高等学校・高等部終了段階）〉

- 千葉障害者就業支援キャリアセンター（以下、キャリアセンター）は、就労支援をしています。「千葉県障害者就労・生活支援センター連絡協議会」を定期的に開催しています。また、千葉市の特別支援学校・病院・事業所・教育委員会と年間6回の「千葉市圏域地域意見交換会（ネットワーク会議）」を開いています。千葉市としての移行支援や就労支援の充実をめざし、令和元年度よりキャリアセンターを千葉市特別支援連携協議会委員としました。
- 自立した生活を送るための支援や、離職を防ぐ取組が十分ではないことがあります。また、卒業後に障害福祉サービスや相談機関を利用してから自立を目指すこともあります。卒業後の相談機関等の周知や引継ぎを図っていく必要があります。

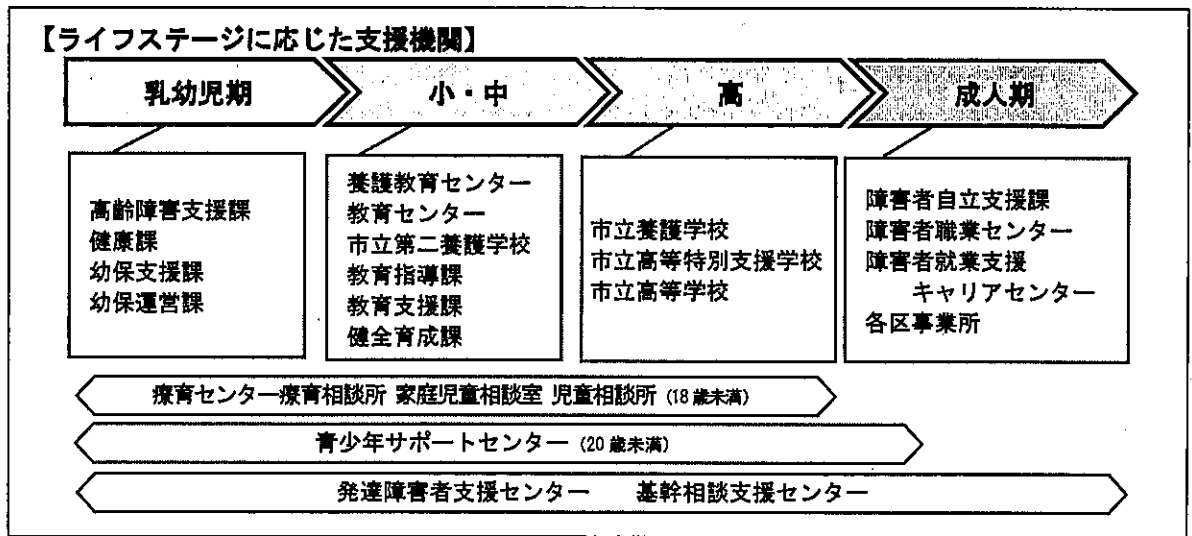
【第Ⅱ部 各論】

2 今後の方針

- (1) 福祉制度の利用の仕方や他機関との連携について、市立高等学校への周知を図ります。
- (2) 教職員の研修の更なる充実を図り、障害のある児童生徒への理解と支援や共生社会について、理解を深め、一層の専門性の向上に努めます。
- (3) 放課後等デイサービスや子どもルーム、アフタースクール等での個に応じた支援が充実する取り組みを行います。
- (4) 市立高等学校においては、支援が必要な生徒について中学校から高等学校への引継ぎを個別の教育支援計画を基に行い、入学後の学習や生活が充実するように取り組みます。

3 具体的な取組

- 福祉サービスとの連携(1)(2)
 - ・「連携サポートシート」を活用した情報共有
 - ・障害のある子どもに係る福祉制度や他機関との連携について学校へ周知
 - ・「学校・放課後等デイサービス連携シート」の作成と活用
 - ・学校の枠を越えた連携の推進
- 個別の教育支援計画の活用の充実(3)(4)
 - ・教育・保育施設から学校への個別の教育支援計画を基にした引継ぎの周知と活用の推進
 - ・子どもルームやアフタースクールへの個別の教育支援計画の引継ぎと情報共有の啓発
- 県・市教育委員会や関係機関との連携(5)
 - ・高等学校で個別に支援が必要な生徒への理解や支援の充実
 - ・卒業後の福祉や就労に関する相談窓口の周知
 - ・ネットワーク会議への参加



4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○福祉サービスとの連携（放課後等デイサービス）	実施	→	→	→	→
○個別の教育支援計画の作成と活用	実施	→	→	→	→
○県・市教育委員会や関係機関との連携	実施	→	→	→	→

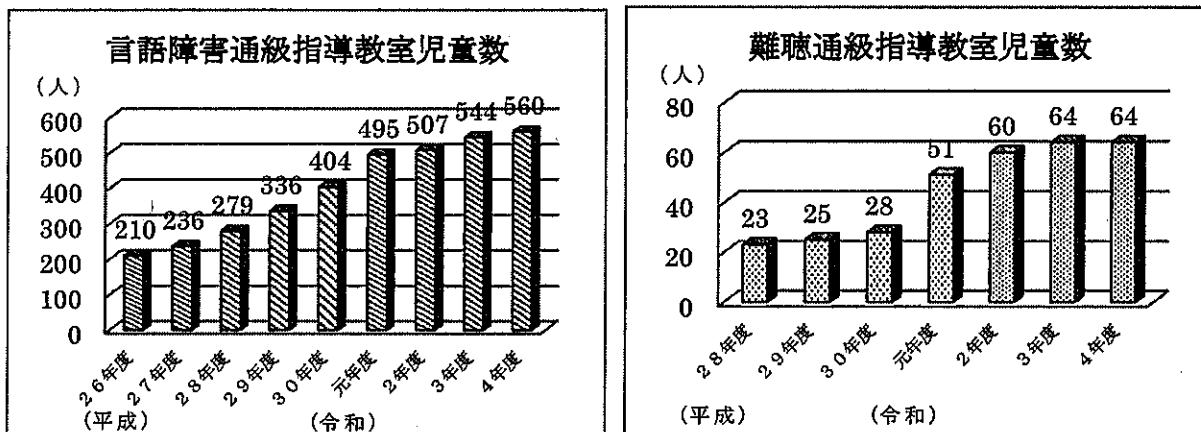
【關係資料】

【關係資料】

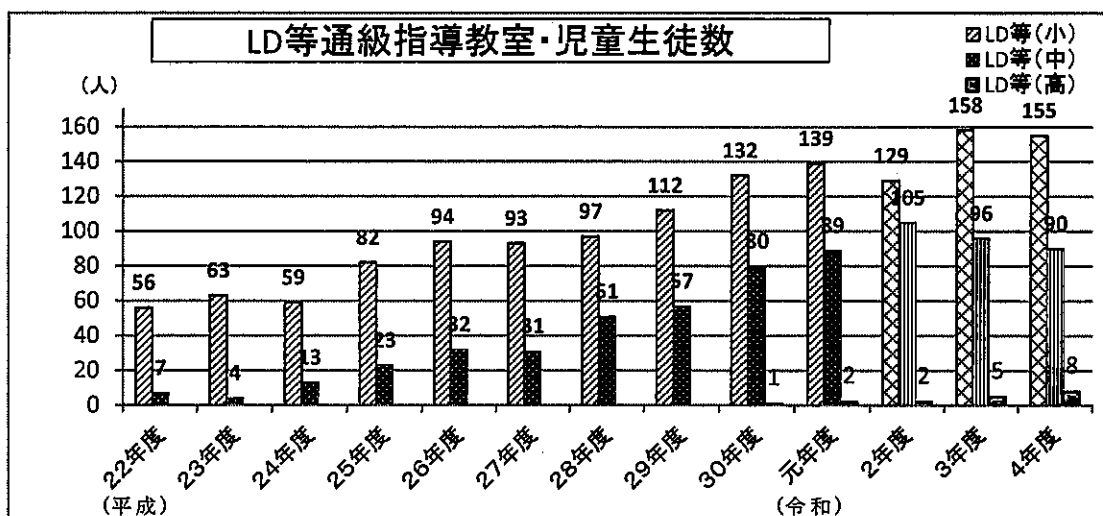
【関係資料】

I 統計資料・各種データ

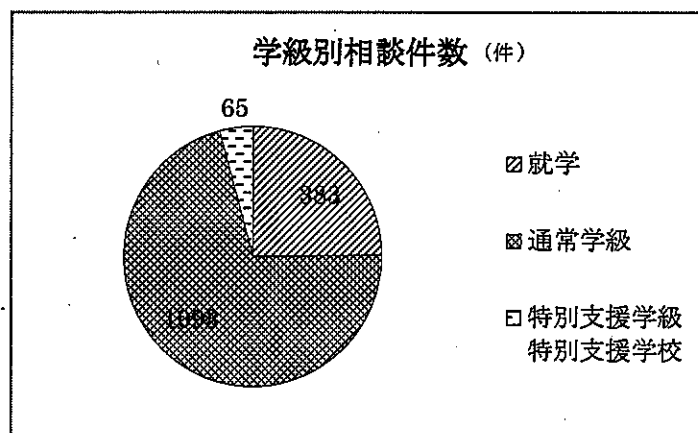
資料1 言語障害・難聴通級指導教室の児童数の推移 (令和4年5月1日現在)



資料2 LD等通級指導教室生徒数の推移 (令和4年5月1日現在)



資料3 養護教育センターにおける学級別相談件数 (令和3年度)



資料 4 合理的配慮 リーフレット

どのように進めれば よいでしょう

合理的配慮の提供には、本人・保護者との共通理解（合意形成）が大切です。
下記は一例です。個々の実態に応じて進めます。

実態把握・配慮の申し出
本人・保護者と、必要な配慮や支援について相談をします。

例：一斉の発表が難しを取れず、各教科の課題が出出でとりに困っています。

合意形成
本人・保護者・学校等で、必要な配慮や可能な支援を話し合い決定します。

【個別の教育支援計画】策定・個別の教育支援計画作成
決定した目標や配慮、支援等を個別の教育支援計画に明記します。

合理的配慮に基づく配慮・支援
実際の学校生活の中で、決定した配慮・支援を行います。

例：各教科で出た課題を一覧表にして子どもに渡します。

評価・調整
必要に応じて、提供した配慮・支援の実現や調整を行います。

※【個別の教育支援計画】とは「障害のある子どもを保護者が確保せしめて支援するための計画です。」

お問い合わせ 千葉市養護教育センター ☎ 277-01014
〒261-0003 千葉市美浜区高宮3-2-3 (<http://www.city.chiba.ed.jp/house/index.html>)

学校において

合理的配慮をすることが
必要になります。

学校における合理的配慮とは、
障害のある子どもの学校生活を充実させるために、
その子どもに合った必要な配慮や支援を、
過度な負担がない範囲で、学校が行うことです。

合理的配慮って 例えほどなんですか？

教室の中の合理的配慮



ことばだけの理解が難しい子どもに、
絵や写真カード、ICT機器を活用する。英語のヒアリングで音のボリュームを調整



聞こえにくさがある子どもに、



人前での発表が苦手な子どもに、
レポートなどの代替措置をする。



見えにくさがある子どもに、
黒を配慮して黒板が見えやすいようにす

これらのように、合理的配慮は新しいものを(ゼロ)から始めるのではなく、今まで私たちが実施してきた配慮や支援が含まれるのです。

※印刷用紙等は、インクルーシブ教育システム構築データベース（インクルーシブ）県立特別支援教育総合情報センターからダウンロード可能。

インクルーシブ教育システム構築 とは？

障害者等が積極的に社会参加・貢献できる社会を作るため、国連で「障害者の権利に関する条約」が作られました。その実現に向け、文部科学省では「障害のある者となし者が共に学ぶ仕組み「インクルーシブ教育システム構築」を推進しています。そのために、合理的配慮の提供などの特別支援教育の充実が求められています。

学校における合理的配慮のポイント

- 障害のある子どもが十分に教育を受けられるため、可能な限り提供します。
- 過度の負担（金銭的、人的、物的等）を課さないものです。
- 必要とされている配慮は何か、何を優先して提供するかは個々によって違うので、共通理解【合意形成】を図る必要があります。
→ 個別の教育支援計画へ明記すること（表面参照）が重要です。
- 障害のある子への支援は、国及び地方公共団体が環境面の整備「基礎的環境整備」を行います。これは「合理的配慮」の基盤となるもので、8項目がなっています。

合理的配慮と障害者差別解消法との関連

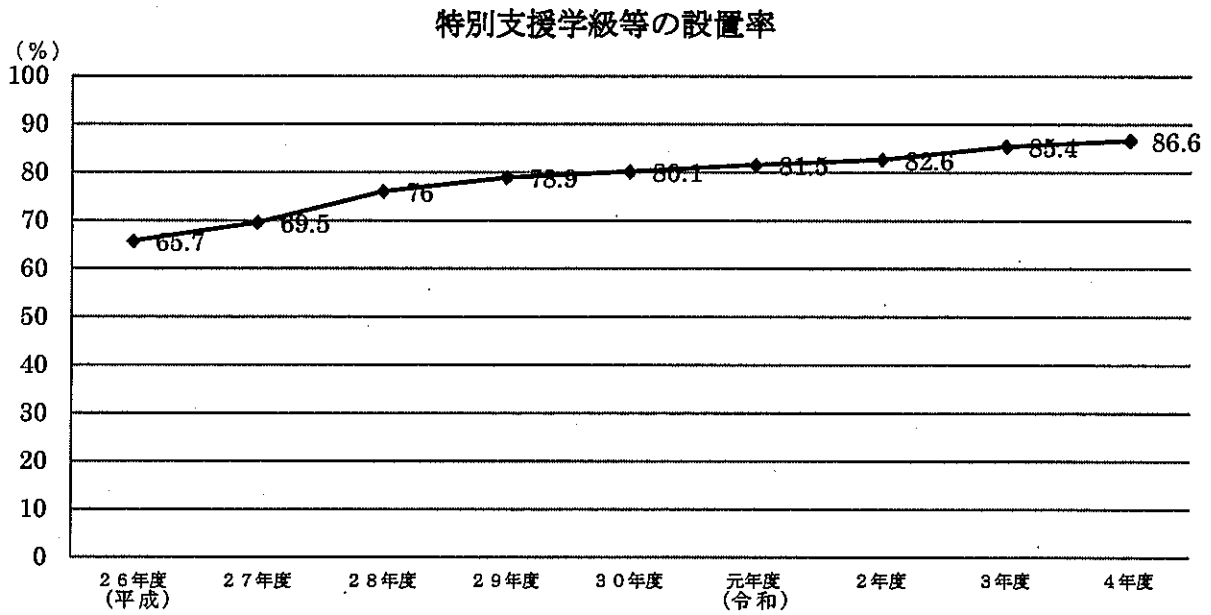
は？
この法律は、障害を理由とする差別をなくすことで、障害のある人もない人も互いを尊重し、安心して暮らせる社会の実現を目的としています。（正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」と言います）そのため、合理的配慮を行うことが求められます。

どんなことが差別になるの？

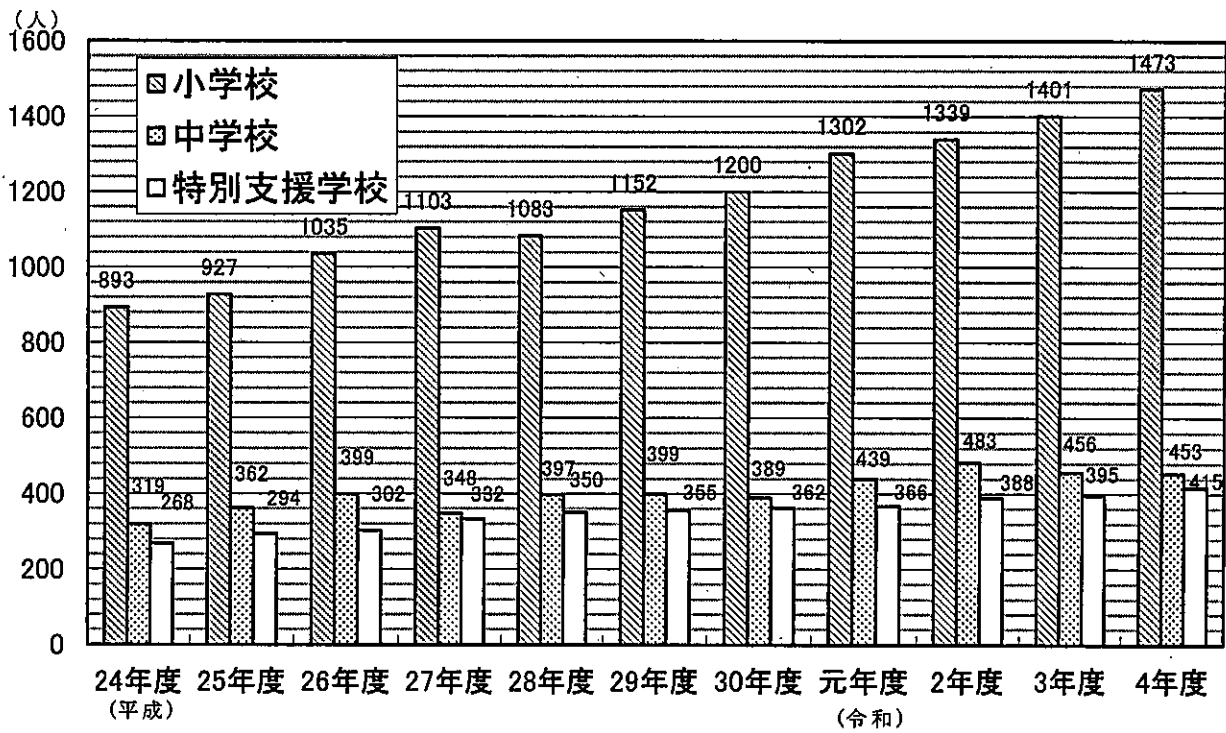
- 例えば、
- 聴覚障害のある子どもに、全く配慮せずに声だけで話し続けること。
 - 発達障害により人前での発表が困難な子どもに、何の手立てもせず発表を強いること。
 - 肢体不自由のある子どもに、体育の授業で走る距離の配慮や扱いやすい運動器具の工夫等をしないこと など。

【関係資料】

資料5 特別支援学級等の設置率 (令和4年4月1日現在)

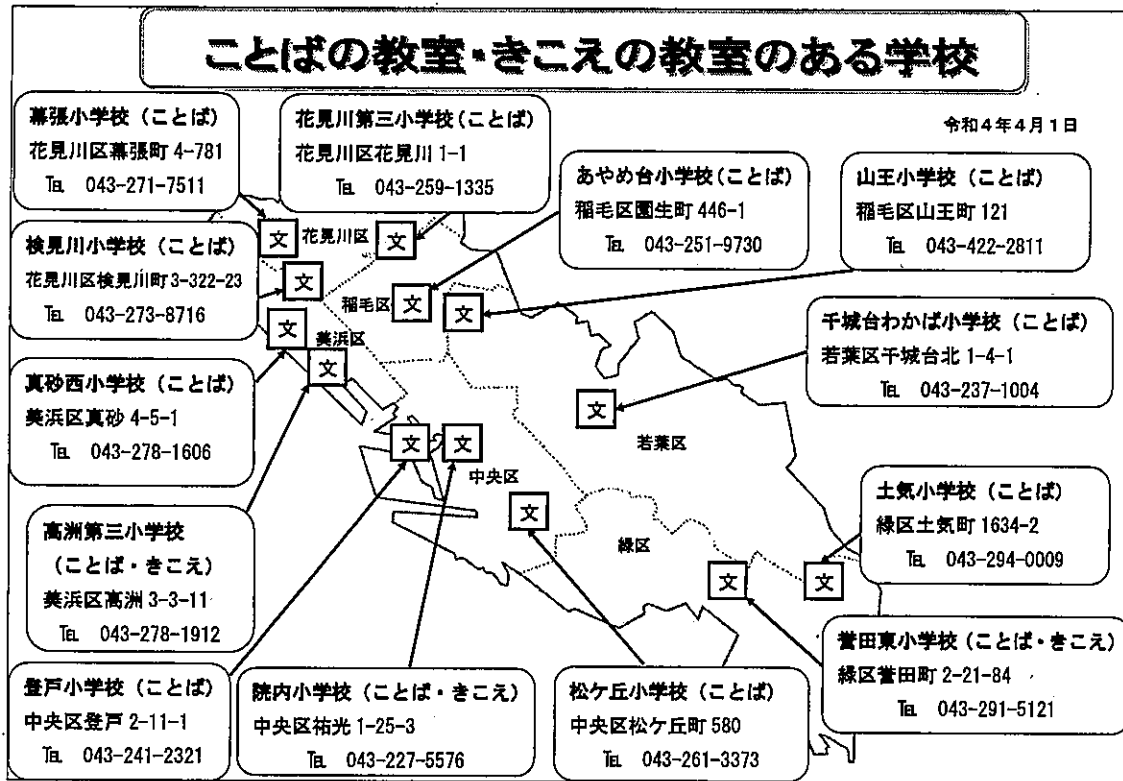


資料6 過去10年間の特別支援学級等の在籍児童生徒数 (通級指導教室も含む)

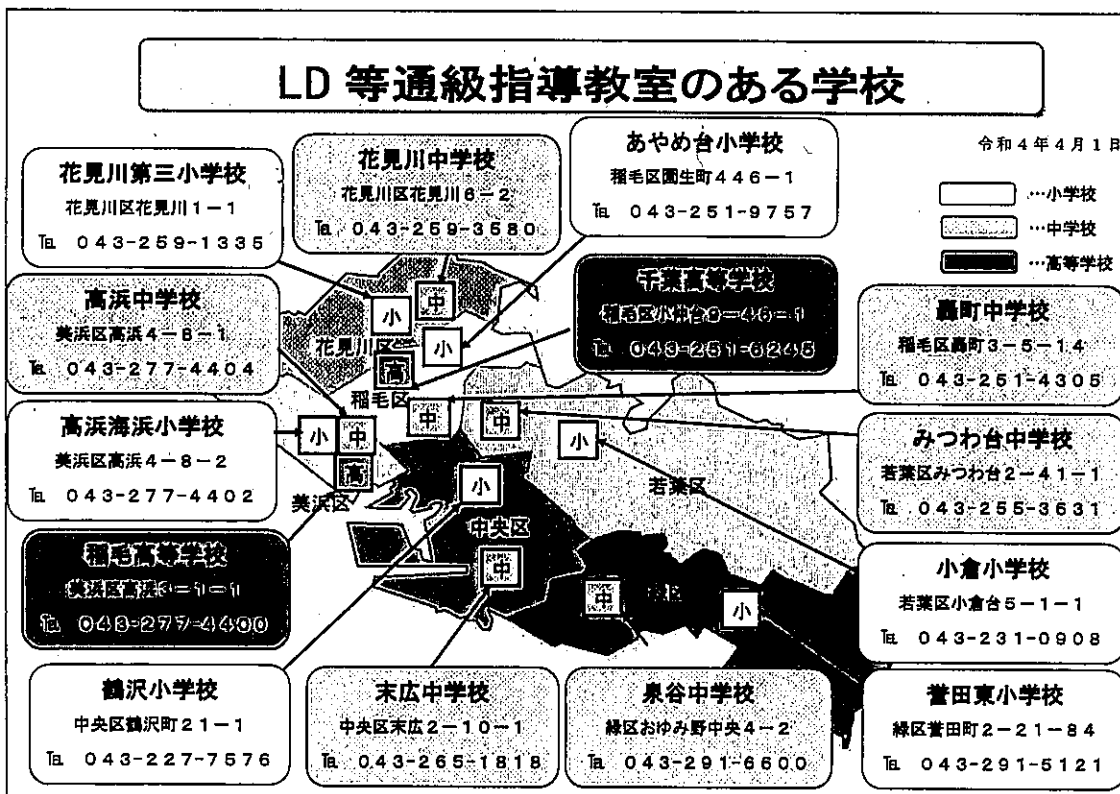


【関係資料】

資料 7 言語障害・難聴通級指導教室の設置状況 (令和4年4月1日現在)



資料 8 LD 等通級指導教室の設置状況 (令和4年4月1日現在)



【関係資料】

資料 9 特別支援学校児童生徒数 (令和4年5月1日現在)

		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
第二養護学校	学級数	13	17	18	21	21	22
	児童数	74	78	72	86	89	98
養護学校 中学部	学級数	11	10	12	14	13	14
	生徒数	45	46	60	62	65	68
養護学校 高等部	学級数	21	22	22	22	24	24
	生徒数	142	145	141	145	146	156
高等特別支援 学校	学級数	12	12	12	12	12	12
	生徒数	94	92	92	94	95	93

資料 10 市立特別支援学校の進路状況 (人)

学校名		市立養護学校					高等特別支援学校				
分類	細目	H29	H30	R1	R2	R3	H29	H30	R1	R2	R3
就職	就職	12	11	9	5	3	24	22	23	15	25
各種専門校等	障害者職業能力開発校(技専)	0	0	0	2	0	1	1		2	2
障害福祉サービス	生活介護	11	8	19	18	14					
	短期入所	2	1	0	0	0					
	就労移行支援	9	6	2	4	6	1	2	2	5	2
	就労継続支援A型	1	1	0	0	3	2		1	1	1
	就労継続支援B型	7	14	13	15	11				1	
通所施設等(ワークホーム等)		1	0	1	0	0			2		
自立訓練		1	2	2	7	2					1
その他(未定・在家庭)		5	4	2	1	1	3	3	1	6	1
計		49	47	48	52	40	31	28	29	30	32

【関係資料】

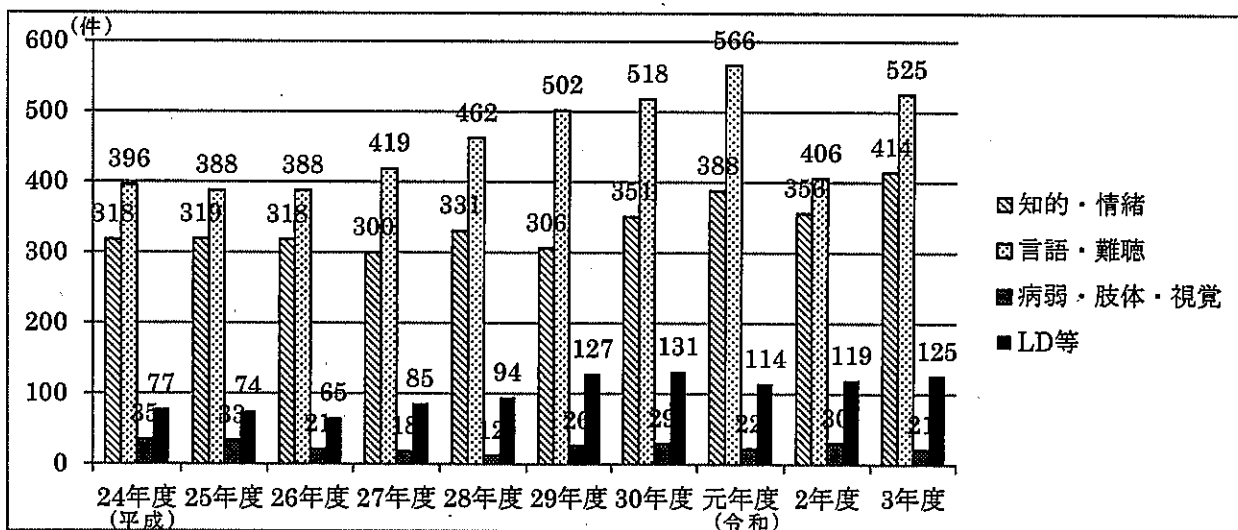
資料 11 就学支援委員会開催予定（令和4年度）

【令和4年度 就学支援委員会 開催予定】

令和4年4月1日

5/13(金)13:30～: 全体会 千葉市養護教育センター															
回	知的、自閉症・情緒部会 13:30～			言語・難聴部会 9:00～			病虚弱部会 15:00～			肢体不自由・視覚障害部会 13:30～			LD等部会 13:30～		
1	5月13日	金	千葉市養護教育センター	5月13日	金	千葉市養護教育センター	6月22日	水	千葉市養護教育センター	10月6日	木	千葉市養護教育センター	6月10日	金	千葉市養護教育センター
2	7月1日	金		6月9日	木		11月9日	水		11月10日 視覚障害はこの 回のみ実施	木		8月26日	金	
3	9月21日	水		6月30日	木		2月1日	水		1月12日	木		9月30日	金	
4	10月28日	金		9月15日	木								12月9日	金	
5	11月25日	金		11月17日	木								2月3日	金	
6	1月27日	金		12月15日	木										
7				2月16日	木										

資料 12 就学支援委員会審議件数



資料 13 交流及び共同学習リーフレット

交流及び共同学習

交流及び共同学習は、特別支援学校や特別支援学校の児童生徒が通常の学校の児童生徒とともに活動することで双方の児童生徒の経験を広げ、社会性や豊かな心を育てる重要な教育活動です。

共同学習においては、双方のねらいを達成する両面も満たしています。

特別支援学校や特別支援学校の児童生徒にとっては、異質な生活を通して社会性を育むことが、通常の学校の児童生徒にとっては、障害のある人に対する理解を深めることや思いやりの気持ちなどの豊かな心を育みます。

「交流及び共同学習」を開始する手続き

学校内における「交流及び共同学習」

- ① 本校での検討
本校で具体的な活動、教育者上での心得付け等。
- ② 相手校への連絡・調整・説明
相手・内容等の説明等、必要に応じて相手校校長等への連絡等。
- ③ 正式依頼
必要に応じて相手校や相手校校長等への正式文書。
- ④ 事前打ち合わせ
- ⑤ 実施

居住地における「交流及び共同学習」

- ① 特別支援学校での検討
本人・保護者の理解等、実施内容の検討（相手や相手校、教育者上での心得付け等）。
- ② 小・中学校への連絡・調整・説明
相手・内容等の説明等、必要に応じて相手校校長等への連絡等。
- ③ 正式依頼
必要に応じて相手校や相手校校長等への正式文書。
- ④ 事前打ち合わせ
- ⑤ 実施

千葉市立第二特別支援学校	千葉県北総区 3-8-25	043(258)1950
千葉市立特別支援学校	千葉市中央区 大船町 1036-1	043(258)9293
千葉県立千葉特別支援学校	千葉市花見川区 大日 1410-2	043(258)1111
千葉県立千葉南特別支援学校	千葉市緑区 新緑町 65-1	043(261)1371
千葉県立いわき特別支援学校	千葉市緑区 新緑町 1-45-1	043(261)9822
千葉県立仁戸名特別支援学校	千葉市中央区 戸名町 673	043(264)9400
千葉県立のがらぎ特別支援学校	千葉市緑区 新緑町 1536	043(261)1449
千葉県立千葉南特別支援学校	千葉市緑区 新緑町 312	043(258)1111
千葉県立千葉南特別支援学校	千葉市緑区 新緑町 469-1	043(262)0531
千葉県立白旗特別支援学校	千葉市中央区 白旗 284-45	043(422)2509
千葉県立大船特別支援学校	千葉県市川区 大船 1325-5	047(670)5000

リーフレットに関するお問い合わせ
千葉市教育委員会 学校教育課 教育支援課
〒260-0025 千葉市中央区大船町1-993-1
TEL:043(258)1111 FAX:043(258)1118
E-MAIL:kyo@city.chiba.lg.jp 発行年度 6月発行版 1.0

千葉市教育委員会

「交流及び共同学習」の形態

- ① 学校間の「交流及び共同学習」
特別支援学校と通常の小・中学校等が共同で行う交流です。読み聞かせや音楽など、文化的な交流活動のほか、バラスポーツを取り入れるなどの工夫も見られます。
- ② 居住地における「交流及び共同学習」
特別支援学校小・中学校の希望する児童生徒が、居住地に居住する地域の小・中学校に行き行う交流です。これを「居住地交流」といいます。特別支援学校の児童生徒にとっては、将来の地域生活の基盤づくりにつながる貴重な機会になります。
- ③ 小・中学校内における「交流及び共同学習」
特別支援学校と通常の学校の児童生徒が、通常の学校や学年などに入って学習します。
- ④ 地域における「交流及び共同学習」
特別支援学校、特別支援学校の児童生徒とその学校がある地域の方との交流です。

近隣に特別支援学校がなく、特別支援学校もない小・中学校等では限定的な「交流及び共同学習」が難しい場合があるかもしれませんが、その場合でも、障害を伴う学習者を受け入れる等、両者の意見を尊重する取り組みを工夫していく必要があります。

「交流及び共同学習」を進めるにあたっての管理職の役割

「交流及び共同学習」を進めるにあたって、管理職の先生方には中心となって取り組みを牽引していただくこととなります。ここでは、特に大切な二つの役割について説明します。

○チームで検討する校内体制づくり

① 学校全体の共通理解

学校全体での共通理解が最も大切です。「本校の子供たちにとってどのような教育効果を期待するのか」「相手校にとってはどのようなメリットがあるのか」等について十分に話し合い、共通理解ができるような場を設けましょう。

② 明確なねらいと確かな計画

交流のねらいや方法は、特別支援教育コーディネーターや特別支援学校担任を含むチームで具体的に検討できるようにリードしてください。ねらいを明確にすることで確かな計画につなげることが出来ます。

③ 無理のない実効性のある計画

交流の時期や頻度は教育活動全体とのバランスを考慮し、無理なく実施が期待出来るよう計画することが大切です。特に、居住地交流については本人・保護者の希望や本人の障害の状況、相手校の状況などを踏まえ慎重に検討する必要があります。

○相手校との綿密な連携

① 相手校との綿密な連携

居住地交流では、特別支援学校の教員の同行が基本ですが、それが難しい場合は、子どもの障害の状況、受け入れ先の小・中学校と学習の様子等についての情報交換が不可欠となります。また、受け入れる側の小・中学校においては、居住地交流の意義や本校の子どもの教育的効果などを随時伝えて検討をお願いします。

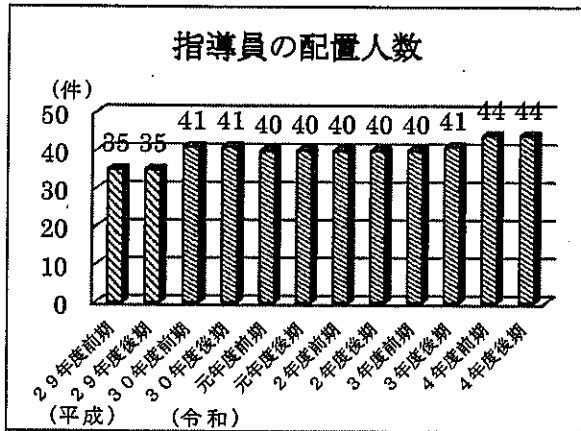
② 充実した交流のための共通理解

相手校との綿密な連携は充実した交流につながるポイントとなります。事前の打ち合わせでは、活動のねらいや内容だけでなく、交流の方法についても共通理解することが大切です。

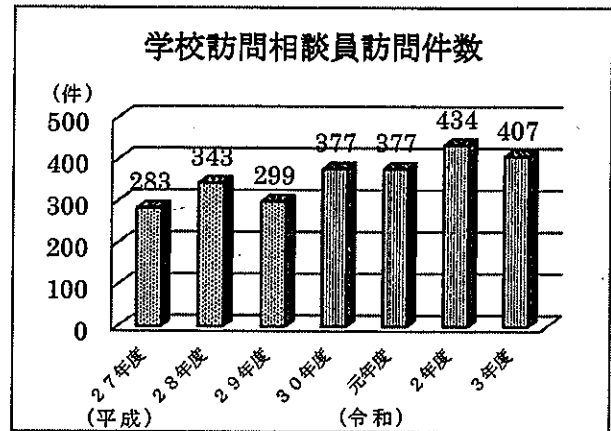
例えば、教師が前面に出るのではなく、子どもの主体的な関わりを大事にすることや、障害のない子どもが一方的にお世話をやるのではなく、障害のある子どもができる部分を大事にした関わりができるよう、「合理的配慮」について情報を共有することなどがあげられます。

【関係資料】

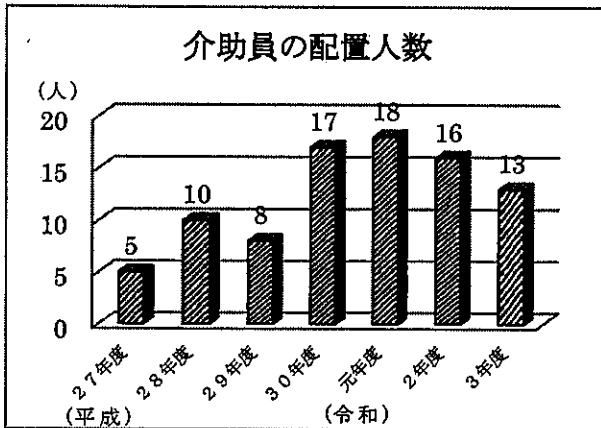
資料 14 特別支援教育指導員の配置人数



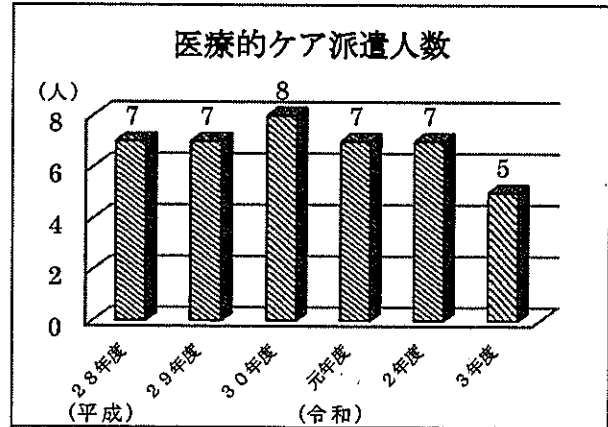
資料 15 学校訪問相談員の訪問件数



資料 16 特別支援教育介助員の配置人数



資料 17 医療的ケア派遣人数



【関係資料】

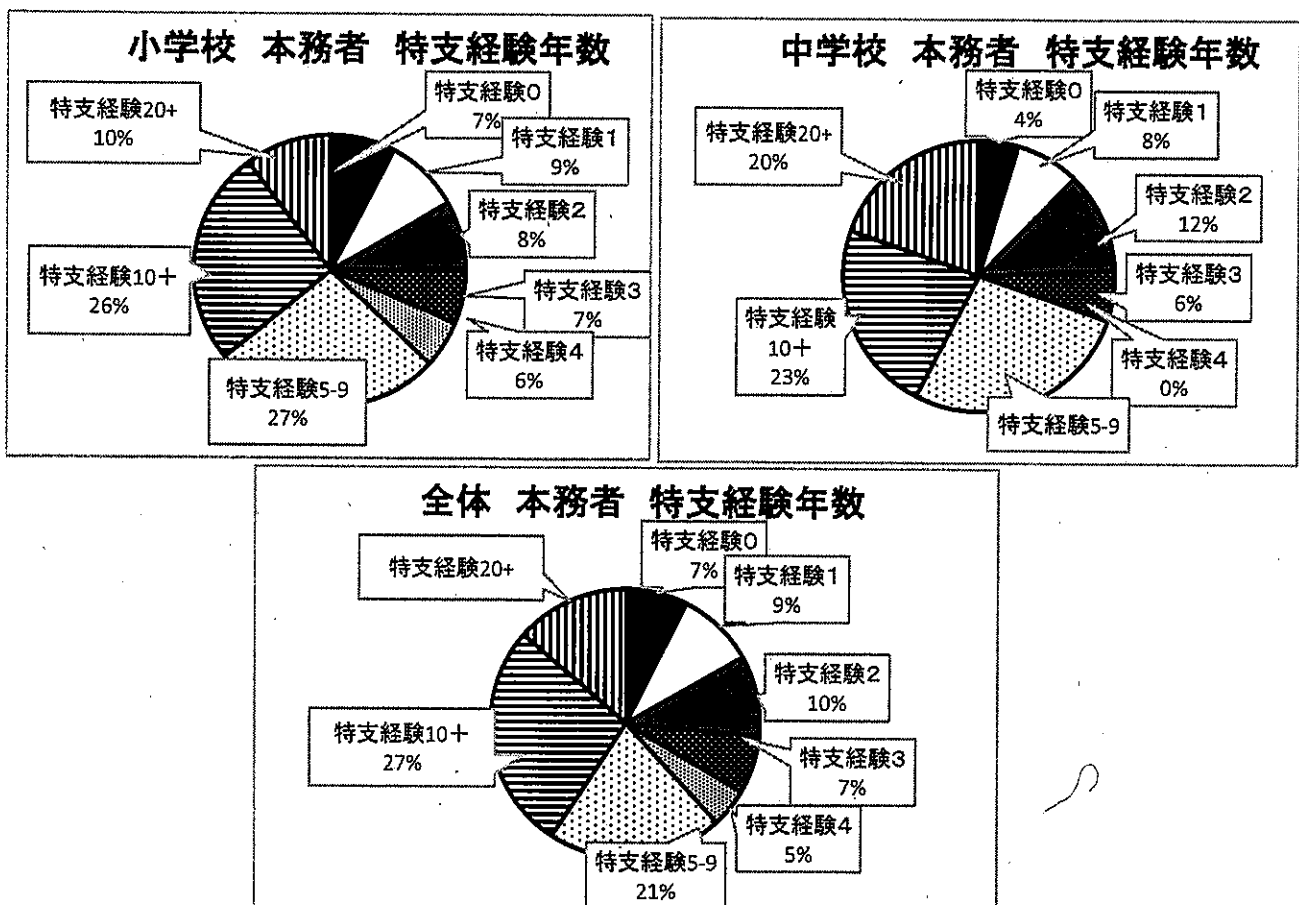
資料 18 養護教育センターの研修（令和4年度）

研修の構成		講 座 名	講座数	日数
基本研修		特別支援教育新任担当教員研修	4	3.5
		新任特別支援教育コーディネーター研修	1	3
専 門 研 修	1 特別な教育的ニーズへの対応(主に通常の学級に在籍する児童・生徒への支援)	発達障害 基礎講座(理論と演習)	1	0.5
		発達障害 基礎講座(事例検討)	1	0.5
		発達障害のある子供の進路・就労について学ぶ	1	0.5
		読み書きが困難な子供への指導	1	0.5
		子どもの特性に配慮した学習・生活支援(小学校編)	1	0.5
		子どもの特性に配慮した学習・生活支援(中学校編)	1	0.5
		気になる子供の見立てと支援-応用行動分析の手法を用いて-	1	0.5
		気になる子供への SST(ソーシャルスキルトレーニング)	1	1
		学級で生かせることばの指導-ことばやきこえの指導(基礎)-	1	1
		学級経営のユニバーサルデザイン	1	0.5
		授業のユニバーサルデザイン	1	0.5
		今、知っておきたい特別支援教育 ～インクルーシブ教育システムの構築と合理的配慮～	1	0.5
		医師から学ぶ発達障害の理解と対応のこつ	1	0.5
		子どもの「困った」に対する理解と支援 ～指導員配置を通して～	1	0.5
		支援が必要な子供をつつむ学級集団づくり	1	0.5
		気になる子供と保護者を支える教育相談 ・不登校の児童生徒や保護者の支援を通して・	1	0.5
		学級で生かせる手あそびうた～歌って遊んで心ふれあう～	1	0.5
		学級で生かせる体育の指導 ・こころとからだを拓く表現運動・ダンス・	1	0.5
		特別支援教育コーディネーター実践講座	1	1.5
		2 学習等の指導の充実(特別支援学級等における学習指導)	ことばやきこえの指導(ことば)	1
ことばやきこえの指導(きこえ)	1		0.5	
どの子も楽しく学べる国語・算数	1		0.5	
どの子も楽しく学べる図画工作	1		0.5	
どの子も楽しく学べる音楽の実践-音を通じた子供の理解-	1		0.5	
特別支援教育における ICT 活用	1		0.5	
よりよく生きる力を伸ばす自立活動	1		0.5	
特別支援学級の学級経営 -学級経営・学習支援・生活支援の Q & A-	1		0.5	

【関係資料】

	特別支援学級卒業後の進路・就労を学ぶ -自立した大人になるために- よくわかる！障害福祉サービス -よりよい福祉との連携のために-	1	0.5
3 心理検査法の習得と活用（児童・生徒へのアセスメントに活用）に活用）	心理検査法基礎講座（主な検査法の概要） 心理検査法・田中ビネーV（初級・演習） 心理検査法・WISC-IV（初級・実技） 心理検査法・WISC-IV（中級：解釈と活用） 心理検査法・WISC-III（初級・演習）	1 1 1 2 1	0.5 1 1 1 0.5
4 特別支援教育の理解・推進（教員及び一般市民対象）	特別支援教育講演会	1	0.5

資料 19 特別支援学級等担当者の経験年数構成 令和4年5月1日現在



【関係資料】

資料 20 養護教育センター研究刊行物

R4.1 現在

教育研究事業・教育情報事業

白鳥の配置を効果的に進める「個別の教育支援計画」
 白鳥の配置を効果的に進める「個別の教育支援計画」Ⅱ～事例・Q&A～
 タブレットPCを活用した個別指導の教育効果とモデル授業実践
 ～LD(学習障害)児童にもおける活用が見込める～
 寺岡 美穂(養護教育センター) 白鳥 佳子(養護教育センター)

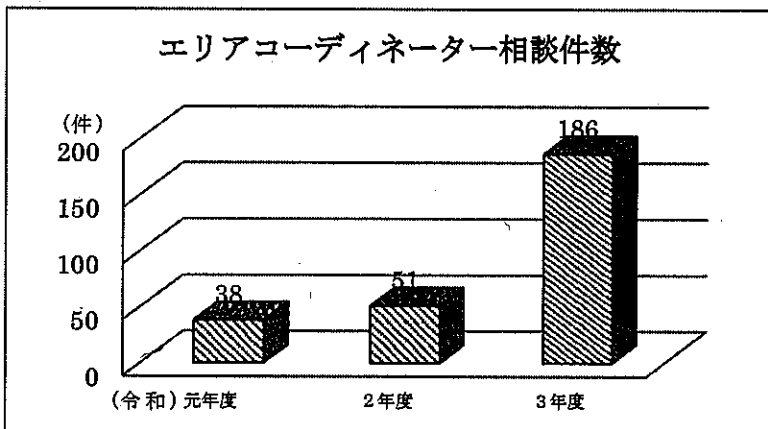
一人ひとりの教育的ニーズに即した適切な支援をしていくために、教員、学校内でのガイドブックの発行を
 しています。
 各県には、CABINET費セ
 ホールへの入、チェイアス
 の全がフォルダメディア
 があります。

特別支援学級担任のためのハンドブック (R3年度)
 特別支援学級担任のためのハンドブック 傾斜式授業
 特別支援学級担任のためのハンドブック 自立活動・交友及び共同学習・道徳学習
 特別支援学級担任のためのハンドブック 学習指導要領

「はじめよう特別支援教育」
 「すすめよう特別支援教育」
 「つなげよう特別支援教育」
 「のこめよう特別支援教育」

「学校の支援体制」はもつくる
 ～LD、AD/HD、自閉症児童等の子どもに～

資料 21 特別支援教育エリアコーディネーターの相談件数



【関係資料】

資料 22 就学説明会ポスター

《令和4年度 年長児対象》

令和5年4月就学予定者対象

日常生活や学習活動等の場面で、特別な支援や配慮の必要な子どもたちがいます。子どもたち一人一人の持っている力を十分に伸ばすための就学について説明会を行います。事前申込は不要です。

【対象】 ①特別支援学校が特別支援学級で悩んでいる ②特別支援学級を希望している ③特別支援学級が通常の学級かて悩んでいる ④就学にあたって心配なお子さんや次の診断があるお子さん「発達障害(LD・ADHD・自閉スペクトラム症)・知的障害・肢体不自由・病後弱」

*市内の幼稚園、保育所(園)、保健福祉センター、療育センター、大宮学園、発達障害者支援センター、教育センター、児童相談所、教育委員会(学事課・教育支援課)、養護教育センターの各窓口にご案内の用紙があります。また、養護教育センターのホームページから印刷できます。

日程

	(10:00~受付) 10:30~11:30	(13:00~受付) 13:30~14:30
5/9 (月)	中央区在住の方 【会場：千葉市教育会館】	若葉区在住の方 【会場：千葉市教育会館】
5/10 (火)	花見川区在住の方 【会場：千葉市教育会館】	美浜区在住の方 【会場：千葉市養護教育センター】
5/11 (水)	稲毛区在住の方 【会場：千葉市教育会館】	緑区在住の方 【会場：千葉市養護教育センター】
9/9 (金)	5月に参加できなかった方 【会場：千葉市教育会館】	

・お住いの区の日時に参加できない場合は、他の区にご参加ください。

・ホームページに掲載の資料「就学説明会」の内容について説明します。

・個別相談の申し込みは、郵送または相談会当日に受け付けます。ホームページから **申込用紙1** **申込用紙2** を印刷、ご記入の上、お持ちいただくスムーズです。

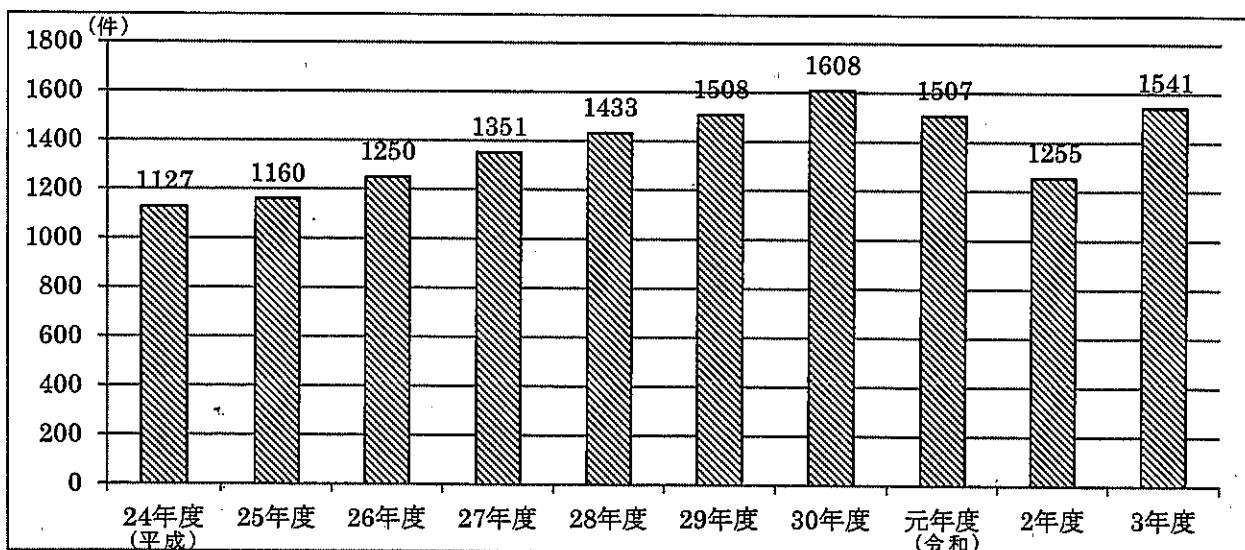
・左記の日程については、保護者のみとさせていただきます。

詳しい問い合わせは 養護教育センター
〒261-0003 美浜区高浜3丁目2番3号
相談専用電話 043(277)1199
月曜日～金曜日 9:00～17:00

特別な支援が必要な子どもの就学相談の流れ(令和5年度 新1年生)

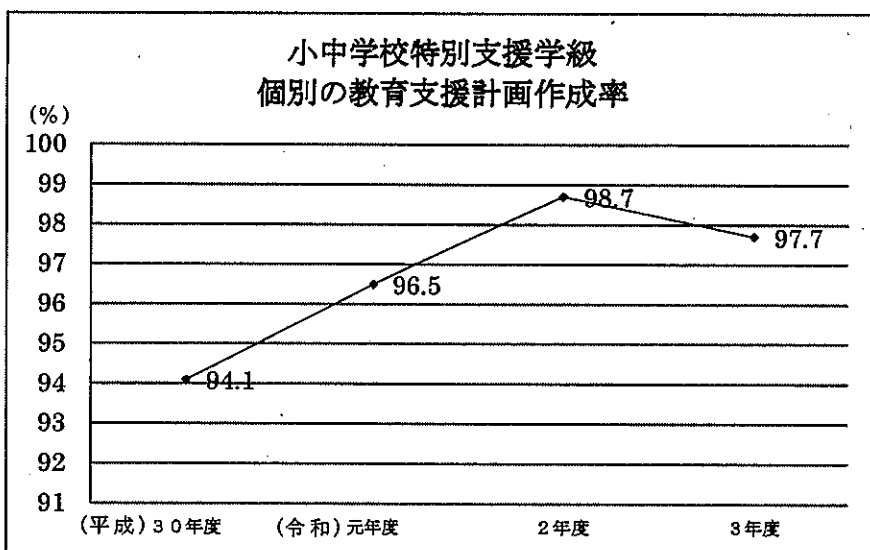
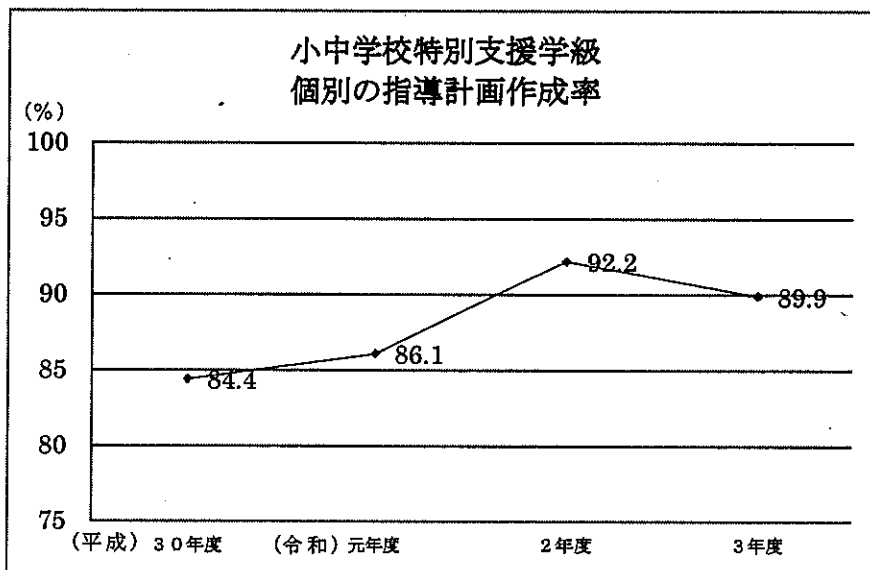
就学説明会 5月～9月	個別相談(希望者) 5月～11月	学校見学(希望者) 5月～	就学支援委員会 9月～11月	就学時相談(各校) 11月頃	就学先決定 ～12月	入学通知 1月末	入学説明会(各校) 2月頃	入学 令和5年4月
----------------	---------------------	------------------	-------------------	-------------------	---------------	-------------	------------------	--------------

資料 23 養護教育センター 来所相談受理事件数



【関係資料】

資料 24 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成率の推移



特別支援連携協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 千葉市教育委員会は、千葉市における特別な支援を要する子どもに関わる関係機関等のネットワーク構築等に向け、乳幼児期から成人までライフステージに応じた適切な支援が受けられる体制づくりのための定期的な関係諸機関間の情報交換・意見交換を行う場として千葉市特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 連携協議会では、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 教育段階（幼稚園及び保育所、小学校、中学校並びに高等学校）を中心とした各ライフステージにおける相談支援体制の構築に関すること。
- (2) 幼稚園又は保育所から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校及び中学校又は高等学校から就労先などへのライフサイクルの切り替え時の支援に関する関係機関との連携における情報提供並びに課題への対応及び改善に関すること。
- (3) 困難事例への対応の在り方に関する協議、調整に関すること。
- (4) その他特別支援の連携推進に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 連携協議会は、別表 1 に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 会長には学校教育部長の職にある者をもってこれに充てる。
- (2) 会長は会務を総理し、連携協議会を代表する。
- (3) 会長は、必要に応じ、所掌事項に関して関係者を招集し、報告及び意見聴取を行わせることができる。

(実務担当者会議)

第 4 条 連携協議会に必要な調査、資料収集をするため、実務担当者会議を設置する。

- 2 実務担当者会議は、別表 2 に掲げる課及び機関に所属する委員をもって組織する。
- 3 実務担当者会議は、毎年度の当初及び必要に応じて開催し、連携協議会でその内容を報告する。

(秘密の保持)

第 5 条 連携協議会の関係者は、連携協議会及びその活動を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第 6 条 連携協議会の事務局は、養護教育センター、教育支援課及び保健体育課に置く。

附 則

【関係資料】

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別表1)


福祉関係	保健福祉局健康福祉部 高齢障害部	健康支援課長 障害者自立支援課長 障害福祉サービス課長
幼保関係	こども未来局こども未来部	健全育成課長 こども家庭支援課長 幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長 幼保運営課保育所指導担当課長
教育関係	教育委員会 学校教育部長 教育総務部 生涯学習部 学校教育部	総務課長 教育職員課長 放課後子ども対策班担当課長 学事課長 教育改革推進課長 教育支援課長 保健体育課長 教育センター所長 養護教育センター所長 千葉市小中学校長学校運営協議会特別支援委員会代表 第二養護学校長 養護学校長 高等特別支援学校長 千葉県立千葉特別支援学校長 市立稲毛高等学校長
医療関係	千葉市医師会発達障害支援研究会	医師
就労関係	千葉障害者就業支援キャリアセンター	所長
外部関係者	学識経験者（特別支援に関する） 千葉市手をつなぐ育成会代表 千葉市自閉症協会代表	
その他	千葉市療育センター療育相談所長 千葉市大宮学園長 千葉市発達障害者支援センター所長 児童相談所長	

【関係資料】

(別表 2)

福祉関係	保健福祉局健康福祉部 高齢障害部	健康支援課 障害者自立支援課 障害福祉サービス課
幼保関係	こども未来局こども未来部	健全育成課 こども家庭支援課 幼保支援課 幼保運営課
教育関係	教育委員会 学校教育部	教育支援課 保健体育課 教育センター 養護教育センター
就労関係	千葉障害者就業支援キャリアセンター	
その他	千葉市療育センター療育相談所 千葉市大宮学園 千葉市発達障害者支援センター	

資料 26 総合案内パンフレット



千葉市
CHIBA CITY

特別な支援が必要の方への総合案内パンフレット

千葉市特別支援連携協議会
2022.10

政令市30周年 大詳細は、各機関の番号(①~④)をご覧ください。

発達や学習に関して

ことばが聞き取りにくい コミュニケーションが取りづらい 集団行動ができない
ことばかりが強い 能力が心細い 重篤なアレルギー疾患がある
障害がどうか心配

- 乳幼児期 - 各区保健福祉センター障児課①
- 主に就学前 - 教育センター療育相談所①(診断に関すること)
- 年長・小中学校 - 養護教育センター①(相談全般について)
- 教育委員会教育支援課②(就学手続について)
- 教育委員会保健体育課③(給食面や食物アレルギーのこと)
- 各特別支援学校
- 0~18歳未満 - 児童相談所④
- 発達障害全般について - 発達障害者支援センター⑤

うちの子、ことばが遅れている。
友達とうまく遊べない。
発達障害かも？
気になることがあれば発達機関にご確認ください。

教育先を探したい

児童発達支援や放課後等デイサービスを利用したい
各区保健福祉センター高齢障害支援課①

福祉について

障害のある子どもを預けるときの届出はどこにするの？
各区保健福祉センターこども家庭課③
(保育所・園、認定こども園、子どもルームのこと)

児童相談所④
(18歳未満の児童の入所施設について)

就学・通塾について

特別支援学校はどこにあるの？特別支援学校ってどんなところ？

- 乳幼児期 - 幼保支援課①(幼稚園のこと)
- 幼児期 - 幼保運営課③(保育所、認定こども園のこと)
- 就学前 - 教育センター療育相談所①
- 就学前(年長) - 養護教育センター①
- 教育委員会教育支援課②
- 各特別支援学校
- 小中学校 - 養護教育センター①
- 教育委員会教育支援課②
- 各特別支援学校

移行について

子どもの教育、学校生活、進学・就職、家族関係、家出や夜逃げなどで困っている

- 0~18歳未満 - 児童相談所④
- 各区保健福祉センター家庭児童相談室①
- 20歳未満 - 青少年サポートセンター③

不登校・ひきこもりについて

学校に行けない、おにだらけひきこもりしている

- 教育センター②(小・中・高等学校)
- ひきこもり地域支援センター⑤
- 子ども・若者総合相談センター⑥

家庭支援について

子どものこと、家庭のことについて相談したい

- 児童相談所④
- 各区保健福祉センター家庭児童相談室①
- 子ども・若者総合相談センター⑥

※ 資料先一頁は次のページからです。

<https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakokyoiku/yogokyoiku/sougouannaipanfuratto.html>

【関係資料】

資料 27 教育委員会における特別支援関係の会議 令和4年4月1日現在

①市内近隣特別支援学校との教育相談連携会議（年2回）	
内容	情報交換を通して地域の障害のある児童生徒の支援に関する連携を図る。
構成	千葉盲、千葉聾、県千葉、桜が丘、袖ヶ浦、仁戸名、四街道、千葉大附属、市立養護、第二養護、市立高等特別支援、県教育庁教育振興部教育支援課、教育支援課、教育センター、養護教育センター

②養護教育センター、療育センター、大宮学園との連携会議（年2回）	
内容	就学に向けて、情報の共有をし、円滑な就学相談を図る。
構成	療育センター、大宮学園、養護教育センター

③幼保支援課、幼保運営課、教育・保育施設との連絡会（年2回）	
内容	教育、保育施設から円滑な就学に向けて情報を共有する。
構成	幼保支援課、幼保運営課、養護教育センター、幼稚園協会、民間保育園協議会

④教育センター教育相談班との連携会議（年1回）	
内容	両センターの事業内容を確認し、相互に連携できる環境の整備。ケースについての情報交換及び共有化をする。
構成	教育センター教育相談班、養護教育センター

⑤千葉県視覚障害教育ネットワーク推進連絡協議会(eye あいネット)（年3回）	
内容	視覚障害教育に関する情報交換を行い、千葉県の視覚障害教育の推進充実を図る。
構成	県教育庁教育事務所、関係市町教育委員会、関係特別支援学校コーディネーター、関係小中学校、関係医療機関

⑥千葉県聴覚障害教育ネットワーク推進連絡協議会(うさぎネット)（年3回）	
内容	聴覚障害教育に関する情報交換を行い、千葉県の聴覚障害教育の推進充実を図る。
構成	県教育庁教育事務所、関係市町教育委員会、関係特別支援学校コーディネーター、関係小中学校、関係医療機関

⑦千葉県特別支援学校特別支援教育コーディネーター連絡協議会（年2回）	
内容	コーディネーターの専門性の向上、今後の役割の充実を目指し、関係職員との情報交換をする。
構成	県特別支援学校、養護教育センター、中核地域生活支援センター、千葉市・船橋市・柏市地域生活支援センター

【関係資料】

Ⅱ 用語解説

【あ行】

○アセスメント

実態の的確な把握のこと。

○アフタースクール

小学校の放課後において、保護者の就労状況等にかかわらず、希望する全ての子どもたちを対象に「安全・安心に過ごせる居場所」と「学びのきっかけ」を提供するもの。これまで別々に運営していた放課後子ども教室と子どもルームを一体的に運営している。

○異校種

学校教育法第1条に示された幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校のそれぞれの違いをさす言葉として使われる。例えば「異校種間連携」という言葉で、小学校と中学校間の連携に用いられる。

○医療的ケア

介護福祉士法と「特別支援学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」に基づき特別支援学校、幼小中高等学校等で行われるたんの吸引等の特定行為及び特定行為以外の医行為を指す。

○インクルーシブ教育システム

平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の第24条によると、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある者が、その能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであるとしている。そのため、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において、無償の初等教育が受けられること、中等教育の機会が与えられること、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること等を求めている。

○ADHD

ADHD（注意欠陥多動性障害）とは、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態を指すものである。

○LD

LD（学習障害）とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。なお、LD等通級指導教室のLD等は、LD、ADHD、自閉症スペクトラム等を示している。

【か行】

○各教科等を合わせた指導

学校教育法施行規則第130条第2項において、「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ

【関係資料】

有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。」と規定されている。同規定に基づき、知的障害のある児童生徒に対する教育を行う教育の場においては、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されており、各教科等を合わせた指導と呼ばれている。

○学習指導要領

学校教育法施行規則に基づき、教育課程の基準として、文部科学大臣が告示するもの。

○学校間交流・学校内交流

障害のある幼児児童生徒が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きる上で、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習を通して相互理解を図ることが極めて重要である。交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒にとって有意義であるばかりではなく、小・中学校等の幼児児童生徒たちや地域の人たちが、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会となっている。学校間で行う交流及び共同学習を学校間交流とし、学校内における通常学級と特別支援学級との児童生徒間の交流及び共同学習を学校内交流とする。

○ギガタブ

GIGAスクール構想における、本市における1人1台の学習用端末(タブレットPC)の通称。

○基幹相談支援センター

千葉県障害者基幹相談支援センターは、障害のある方が住みなれた地域でその人らしく暮らしていくために、日常生活や社会参加などに関するさまざまな相談を行なっている。また、地域の方や関係機関と連携し、障害のある方を地域全体で支える地域づくりに取り組んでいる。

○基礎的環境整備

障害のある幼児児童生徒に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これは「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、これを「基礎的環境整備」と呼ぶ。

【基礎的環境整備の8点】

- ① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ② 専門性のある指導体制の確保
- ③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④ 教材の確保
- ⑤ 施設・設備の整備
- ⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧ 交流及び共同学習の推進

○キャリア教育

文部科学省の「小学校・中学校・高等学校キャリア教育推進の手引き」(平成18年)の中で、キャリア教育の意義について、『生きる力』を育成するという基本的な考えに

【関係資料】

立ちつつ、学校教育に求められているのは、『学ぶこと』と『働くこと』を関係付けながら、子どもたちに『生きること』の尊さを実感させる教育であり、社会的自立・職業的自立に向けた教育である（以下省略）。」と説明されている。

○教育支援委員会

平成25年9月1日の学校教育法施行令の一部改正について（通知）により、これまで市町村教育委員会に設置されていた「就学指導委員会」について、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であるとされた。

「教育支援委員会」については、機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待されている。千葉県では、「就学支援委員会」の名称で設置している。

○共生社会

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会であるとされている。

○居住地校交流

特別支援学校に籍を置く幼児児童生徒等が、居住地にある小・中学校等において行う交流及び共同学習を「居住地校交流」と呼び表している。

○げんきキャンプ

千葉県教育委員会が主催する小中学校特別支援学級、特別支援学校小学部、中学部を対象とした宿泊学習のことを指す。

○げんき交流会

千葉県障害者自立支援課が主催する市内の小中学校特別支援学級、特別支援学校小学部、中学部を対象とした交流活動のことを指す。

○言語聴覚士（ST）

言語聴覚士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う専門医療従事者。ST（Speech Therapist）とも呼ばれる。

○高等学校における「通級による指導」

平成28年12月9日の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」（通知）により、「高等学校における通級による指導」が制度化された。これにより、高等学校又は中等教育学校後期課程に在籍する生徒のうち、障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、特別の教育によることができることとともに、その場合には、障害に応じた特別の指導を高等学校又は中等教育学校の後期課程の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができることとし、また、障害に応じた特別な指導に係る単位数を、年間7単位を超えない範囲で全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができることとする、とされた。

【関係資料】

○校内支援体制

各学校が特別支援教育を推進するために、学校内に整備する組織体制やその取組を指す。具体的には、①特別支援教育コーディネーターの指名、②特別支援教育に関する校内関係者による校内委員会の設置、③個別の指導計画を作成したり、保護者や関係機関との連携を図ったり、研修体制を整えたりすること等の取組が円滑に進められるような組織体制を構築することが必要。

○交流及び共同学習

小・中学校等と特別支援学校、小・中学校の通常の学級と特別支援学級、学校と地域の人たちの間で行うなど障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒と、あるいは地域の人々が活動を共にすることを指す。相互のふれあいを通じて人間性を育む「交流の側面」と、教科等のねらいの達成を意図した「共同学習の側面」があるが、一体的に捉えることが重要である。交流及び共同学習は、平成16年に障害者基本法の中で推進が規定されるとともに、現学習指導要領においても明確に位置づけられている。

○合理的配慮

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

学校における合理的配慮については、3観点11項目として示されている。

①教育内容・方法

①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

①-1-2 学習内容の変更・調整

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

①-2-2 学習機会や体験の確保

①-2-3 心理面・健康面の配慮

②支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

②-3 災害時等の支援体制の整備

③施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

○国立特別支援教育総合研究所

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、我が国の特別支援教育のナショナルセンターとして設置され、特別支援教育に関する研究のうち主として実証的な研究を総合的にを行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的としている。

【関係資料】

○個別最適な学び

『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)によって示された、児童生徒が自己調整しながら学習を進めていくことができるよう指導することの重要性が指摘した学びの在り方。

○個別の教育支援計画

関係機関との連携を図るための長期的な視点に立った教育計画。関係機関と連携しつつ、一人一人の障害のある幼児児童生徒について、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を、学校が中心となって作成する必要がある。また、保護者の参画や意見等を聞くことも大切とされている。将来の社会自立を見据えた立場から教育目標等を設定するとともに、障害者本人を支援する地域社会のネットワーク等も記載し、的確な教育支援を行うために活用される。なお、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進についての報告(平成24年)では、本人・保護者との合意形成を図った上で決定した合理的配慮については個別の教育支援計画に明記するとともに、実施した結果を評価して定期的に見直すことが重要であるとしている。

○個別の指導計画

指導を行うための細かな計画をいう。幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

【さ行】

○作業療法士(OT)

作業療法士は体や精神に障害のある人がその心身機能を回復し、日常生活・社会生活に復帰できるように、食事、歯みがきなど日常生活の動作、家事、芸術活動、遊び、スポーツといった生活の中における作業や動作などを用いて訓練・指導・援助を行う医療技術者である。OT(Occupational Therapist)とも呼ばれる。

○サテライト教室

交通の便が良い学校に設ける教育施設。

○悉皆研修

原則として受講を必須としている研修のこと。

○就学支援委員会

千葉市教育委員会諮問に応じ、障害を有する児童生徒等の適切な就学及び教育的支援について調査審議し、教育委員会に答申する委員会のことを指す。

○就学前

義務教育に就学する前の段階。

○巡回による指導

通級による指導の一形態。通級指導担当者が兼務発令などを受けることで、本務となる学校以外の学校を巡回し、そこで通級による指導を行うこと。

【関係資料】

○障害者基本法

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関して、基本的理念や国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定め、障害者の自立と福祉の増進を目的として制定された法律。平成16年6月、平成23年8月に一部改正されている。

○障害者手帳

障害者手帳とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種の手帳を総称した一般的な呼称を指す。制度の根拠となる法律等はそれぞれ異なるが、いずれの手帳も、障害者総合支援法の対象となり、様々な支援策が講じられている。

○障害者の権利に関する条約（通称「障害者権利条約」）

平成18年12月に国連総会で採択された、障害者に関する初めての国際条約。この条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利を実現するための措置等について規定している。条約の原則（無差別、平等、社会への包容等）、政治的権利、教育・健康・労働・雇用に関する権利、社会的な保障、文化的な生活・スポーツへの参加、国際協力、締約国による報告等、幅広い内容となっている。日本は、平成19年9月に署名し、障害者基本法改正、障害者差別解消法成立、学校教育法施行令改正などの国内法の整備を進めた後、平成26年1月に批准に至った。

○障害の社会モデル

障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるととらえる考え方。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称「障害者差別解消法」）

障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指した法律。第7条、第8条では、行政機関と事業者に対し、「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」こと、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮」を提供することについて行政機関においては義務、事業者においては努力義務とされている。平成25年6月公布され、平成28年4月に施行された。

○自立活動

特別支援学校の学習指導要領に定められた一領域。個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害に基づく学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために、必要な知識、技能、態度、及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うことを目的としている。

○身体障害者手帳

障害者手帳の一つ。身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される。身体障害者福祉法に基づき、都道府県、指定都市又は中核市において障害の認定や交付

【関係資料】

の事務が行われている。

○スクールメディカルサポート事業

千葉市では、市立学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童に対し、医療的ケアを行うメディカルサポーター（看護師）を派遣している。

○精神障害者保健福祉手帳

障害者手帳の一つ。一定程度の精神障害の状態にあることを認定するものである。精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々に、様々な支援策が講じられている。精神障害者保健福祉手帳の等級は、精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断され、1級から3級までである。

【た行】

○多様な学びの場

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを指す。本市では、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」の整備と進めている。

○第3次千葉市学校教育推進計画

本市学校教育の目指すべき子どもの姿を「夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども」とし、これを実現するための教育目標として「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」を掲げ、この目標の達成に向け、6つの柱と21の施策方針をまとめた令和5年度から令和14年度までの10年間の計画期間とした本市学校教育の基本方針を指す。

○「通級による指導」（通級指導教室）

「通級による指導」とは、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別な場で受ける指導の実施形態を指す。障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導を児童生徒の教育的ニーズに応じて行う。平成5年から実施されている。なお、高等学校では、平成30年度から制度化される。

○特別支援学級

学校教育法81条の規定により、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことを目的に、小・中学校等に設置される学級。知的障害、肢体不自由、病弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害等の特別支援学級がある。

○特別支援学校

従来の盲学校、聾学校、養護学校で、障害種別を超えて一本化したもの。学校教育法72条の規定により、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者に対して、小・中学校等に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている。

【関係資料】

○特別支援学校設置基準

令和3年9月に文科省から通知された、編制、施設及び設備等に関する特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準のこと。

○特別支援学校地域支援コーディネーター

特別支援学校のセンター的機能の一つであり、学校内の関係者や関係機関との連絡・調整、保護者に対する学校の窓口、地域内の小中学校等への支援、関係機関との連絡調整といった役割を担う教員を指す。千葉市立特別支援学校3校を合わせて、4人の地域支援コーディネーターがいる。

○特別支援学校のセンター的機能

地域の特別支援教育を推進する体制整備として、学校教育法第74条において位置づけられた、特別支援学校の専門性を生かした地域の小中学校教員や保護者に対する教育相談等の取組のこと。

○特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、全ての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援を更に充実していくこととなっている。

○特別支援教育エリアコーディネーター

エリア（区）の学校への訪問や相談を行い、特別支援教育の経験の少ない担当者や特別支援教育コーディネーターを支援し、エリア全体での教職員の資質の向上を図ることを目的に、教員への指導や助言を行う教員のこと。全区配置を目標に、教育委員会が指名を行っている。

○特別支援教育介助員

千葉市では、常時介助が必要な児童が在籍する小中学校に対して配置を行っている。

○特別支援教育コーディネーター

学校内の教職員全体の特別支援教育に対する理解のもとに、小・中学校又は特別支援学校と関係機関との連携協力体制の整備を図る役割を担う者。具体的な役割として、小・中学校の特別支援教育コーディネーターは、①学校内の関係者や関係機関との連絡調整、②保護者に対する学校の窓口として機能することが期待されている。特別支援学校の特別支援教育コーディネーターには、これら①及び②の機能と併せて、③小・中学校等への支援、④地域内の特別支援教育の核として関係機関との連携をより密接にしていくことなど、地域支援の機能が加わっている。

○特別支援教育指導員

千葉市では、緊急に対応が必要なADHD等の児童生徒が在籍する小中学校の通常の学級に配置している。

○特別の教育課程

通級による指導は、障害に応じた特別の指導を通常の教育課程に加え、又はその一部に替えて行うものであり、通級による指導を受ける児童生徒については、特別の教育課程を編成する。学校教育法施行規則第140条はその点を制度的に位置付けており、小・

【関係資料】

中・高等学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して通級による指導を行う場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができることとしている。

【は行】

○放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。放課後等デイサービスは、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。

【ま行】

○学びラボ

N I S E 学びラボは、登録した各団体のニーズに合わせて、特別支援教育に関するオンライン研修の提供を支援するシステムを指す。

【ら行】

○ライフサポートファイル

安心して生活していけるよう、子どもと地域の方たちとをつなぐ支援ツールの一つ。子どもの発達の記録や行動の特性や接し方などの情報を記入する。

○理学療法士（PT）

理学療法士は、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える医療技術者である。PT（physical Therapist）とも呼ばれる。

○リソースルーム

一人一人の児童生徒が学習への意欲を再び持つことのできるよう、各学校の状況に応じて児童生徒の学習のつまずきに合わせて個別的支援を行うための場の名称を指す。

○療育手帳

障害者手帳の一つ。知的障害による生活のしづらさを補うための福祉の制度を利用しやすくするための手帳のこと。障害程度の判定は、本人の知的能力と日常生活を営むために必要な社会能力及び介護の状況を総合的に評価している。児童相談所にて交付される。

【や行】

○ユニバーサルデザイン

調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

【関係資料】

Ⅲ 検討会議審議経緯

第2次千葉市特別支援教育推進基本計画策定検討会議

1 方針

千葉市特別支援教育推進基本計画の中間報告及び中間評価に基づいて、今後の課題や方向性・具体的な目標に沿って、「第2次千葉市特別支援教育推進基本計画」（以下第2次計画）を策定する。

2 方法

（令和3年度）第2次千葉市特別支援教育推進基本計画策定検討会議専門委員（以下専門委員）を依頼し、年3回の専門部会義（WG）を実施し、原案の作成をする。

（令和4年度）令和3年度作成した原案を関係諸会議委員等へ示し、意見等を聴取する。併せて、パブリックコメント等を経て、年度末に公表をする。

3 第2次千葉市特別支援教育推進基本計画策定検討委員及び関係者名簿

令和4年度 特別支援教育推進会議

役職	所属	職名	氏名
会長	学校教育部	学校教育部長	鶴岡 克彦
副会長	学校教育部	教育支援課長	小田 將史
委員	学校教育部	教育指導課長	樋口 雅也
委員	学校教育部	学校教育部参事 (教育改革推進課長)	伊藤 淳
委員	教育総務部	総務課長	山田 利雄
委員	教育総務部	企画課長	望月 宏次
委員	教育総務部	教育職員課長	吉田 悦子
委員	教育総務部	学校施設課長	堀 明德
委員	学校教育部	学事課長	栗和田 耕
委員	学校教育部	保健体育課長	酒井 隆夫
委員	学校教育部	教育センター所長	川名 正雄
委員	学校教育部	養護教育センター所長	久保木 修
庶務	学校教育部	養護教育センター副所長	渡邊 幸也
庶務	学校教育部	教育支援課主任指導主事	白井 貴
庶務	学校教育部	養護教育センター主任指導主事	山路 里美
庶務	学校教育部	養護教育センター主任指導主事	渡辺 千映子
庶務	学校教育部	教育支援課指導主事	浅場 宏子
庶務	学校教育部	教育支援課指導主事	花城 毅

【関係資料】

令和4年度 特別支援連携協議会

	所 属	氏 名
医療関係	千葉県医師会発達障害支援研究会医師	柿沼 宏明
就労関係	千葉障害者就業支援キャリアセンター所長	藤尾 健二
学識経験者	千葉大学教授	北島 善夫
	元小学校校長	奥村 兼弘
護者代表	千葉県手をつなぐ育成会会長	成田 智子
	千葉県自閉症協会代表	菊池 裕美
健福祉局 健康福祉部	健康支援課課長	岡田 明子
	障害者自立支援課長	大坪 敬史
	障害福祉サービス課長	布施 善幸
こども未来局 こども未来部	健全育成課長	石田 信之
	こども家庭支援課長	飯島 祥光
	幼保支援課担当課長	皐月 裕美子
	幼保運営課担当課長	小俣 由佳理
	東部児童相談所長	山口 美登里
	西部児童相談所長	桐岡 真佐子
生涯学習部	生涯学習振興課放課後子ども対策班担当課長	上田 昌弘
千葉県社会福 祉協議会	千葉県療育センター療育相談所長	加瀬 幹生
	千葉県発達障害者支援センター所長	仲村 美緒
	千葉県大宮学園長	白井 智美
教育総務部	総務課長	山田 利雄
	教育職員課長	吉田 悦子
学校教育部	学校教育部長	鶴岡 克彦
学校教育部	学事課統括管理主事	長谷川 信
	参事兼教育改革推進課長	伊藤 淳
	教育支援課長	小田 將史
	保健体育課長	酒井 隆夫
	教育センター所長	川名 正雄
	養護教育センター所長	久保木 修
学校関係	千葉県小中学校長会特別支援教育委員会代表(小)	佐藤 都

【関係資料】

	千葉市小中学校長会特別支援教育委員会代表（中）	伊藤 芳仁
	第二養護学校長	加藤 秀樹
	養護学校長	三橋 一裕
	高等特別支援学校長	三宅健二郎
	千葉県立千葉特別支援学校長	杉村 哲
	千葉市立稲毛高等学校長	伊澤 浩二
事務局	教育支援課 主任指導主事	白井 貴
	教育支援課 指導主事	浅場 宏子
	教育支援課 指導主事	花城 毅
	保健体育課 指導主事	矢板 正子
	養護教育センター 副所長	渡邊 幸也
	養護教育センター 主任指導主事	山路 里美
	養護教育センター 指導主事	栗山 理恵
	養護教育センター 指導主事	白岩 純

4 第2次千葉市特別支援教育推進基本計画策定検討会議専門委員名簿

各論	GNo	所属	役職等	氏名
I 総論 エリア方式	1	宮野木小学校	主幹教諭	島尾 秀美
	2	都小学校	教諭	中村 智子
	3	上の台小学校	教諭	氏家慶二郎
	4	北貝塚小学校	教諭	鳥飼 涼子
	5	おゆみ野南中学校	教諭	片田 郁代
	6	真砂中学校	教諭	荒川 友人
	7	登戸小学校	教諭	竹内 優子
	事務局	教育支援課	主任指導主事	白井 貴
II 各論 多様な学びの場の充実 通常学級 就学支援委員会	1	轟町小学校	教頭	水出 友子
	2	幕張西中学校	教頭	大日方 一
	3	大木戸小学校	教頭	高瀬 景子
	4	大森小学校	教頭	山路 里美
	事務局	教育支援課	指導主事	田邊 寿晃
II 各論 多様な学びの場の充実 特別支援学級	1	誉田小学校	教諭	山下 幸子
	2	星久喜中学校	教諭	谷麻 紗美
	3	幕張小学校	教諭	久保田 鮎子

【関係資料】

	4	小中台中学校	教諭	尾崎 佳代
	5	打瀬小学校	教諭	瀬戸 弘樹
	事務局	養護教育センター	指導主事	狩野 正浩
II 各論 多様な学びの場の充実 通級指導教室	1	あやめ台小学校	教諭	横山 千尋
	2	轟町中学校	教諭	行木 宏彰
	3	菅田東小学校	教諭	清田 志保
	4	高洲第三小学校	教諭	野村 絵美
	5	稲毛高等学校	教諭	清水 範子
	事務局	教育支援課	指導主事	金井あかね
II 各論 多様な学びの場の充実 特別支援学校	1	養護学校	教諭	小林 英清
	2	高等特別支援学校	教諭	齊藤 容一
	3	第二養護学校	教頭	大藤 成記
	事務局	養護教育センター	指導主事	栗山 理恵
II 各論 教育相談及び 養護教育センター	1	養護教育センター	指導主事	浅場 宏子
	2	養護教育センター	指導主事	中村 裕哉
	3	養護教育センター	主任指導主事	渡辺千映子
	事務局	養護教育センター	指導主事	山根布由子
II 各論 連携	1	泉谷中学校	教諭	山崎 広子
	2	養護教育センター	主任指導主事	渡邊 幸也
	事務局	養護教育センター	指導主事	高桑 幸代

5 検討会議審議経過

年月日	会議等	備考
R3.4	第1回事務局会議	
R3.6	第1回特別支援連携協議会	・これまでの経緯の報告と今後の方向性の説明
R3.6	第1回特別支援教育推進会議	・今後の日程・役割・WGメンバーについて報告
R3.6	第1回WG	・日程・役割・原稿様式についての確認・調整 ・R2中間報告・中間評価をもとに、第2次計画策定の方針を確認する。 ・第2回WGに向けて、それぞれの分担において原稿作成・資料収集する
R3.8	第2回事務局会議	
R3.9	第2回WG	・事務局会議での協議内容等を報告 ・作成原稿検討及び調査資料

【関係資料】

		・第3回WGに向けて、それぞれの分担において原稿作成・資料収集する。
R3.10	第2回特別支援教育推進会議	
R3.11	第3回事務局会議	
R3.12	第3回WG	
R4.1	第4回事務局会議	
R4.2	第3回特別支援教育推進会議	・第2次計画作成状況報告 ・令和4年度第2次計画公表までの日程等の提案
R4.5	第1回特別支援連携協議会	・経緯報告と今後の方向性の説明 ・原案内容に係る意見聴取
R4.6	第1回事務局会議	
R4.6	第1回特別支援教育推進会議	・経緯報告と今後の方向性の説明 ・原案内容に係る意見聴取
R4.10	第2回事務局会議	
R4.10	第2回特別支援教育推進会議	・経緯報告と今後の方向性の説明 ・原案内容に係る意見聴取
R4.11	教育次長、教育長、市長 報告	
R4.12	学校教育審議会	
R5.2	パブリックコメント	
R5.2	第3回特別支援教育推進会議	・現計画評価及び第2次計画配付
R5.3	教育委員会議決	
	公表・冊子配布・HP掲載	

~~~~~

## 議 案 説 明

第2次千葉市特別支援教育推進基本計画について、千葉市教育委員会組織規則第8条第1号の規定に基づき、議決を求めるものであります。





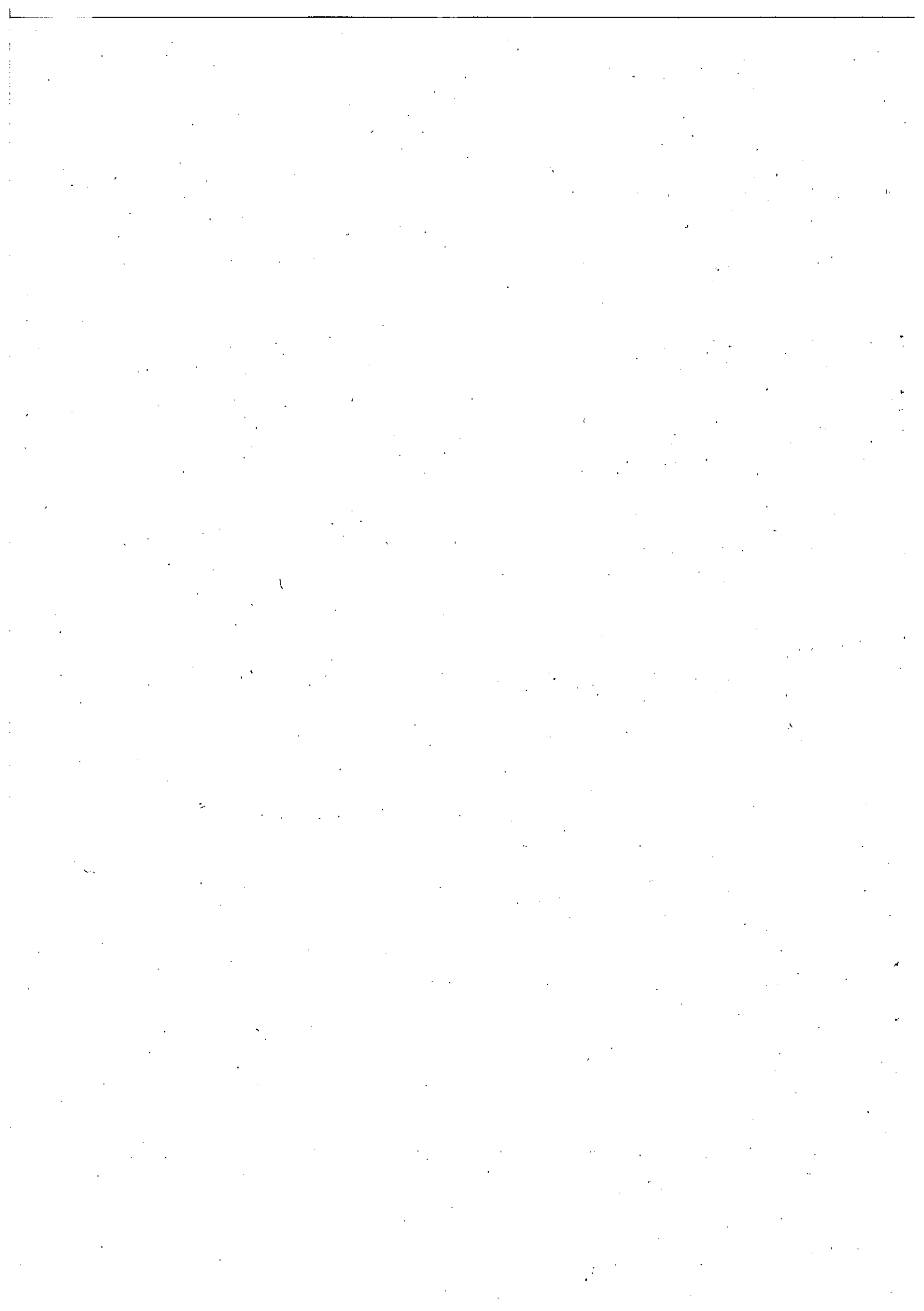
議案第13号

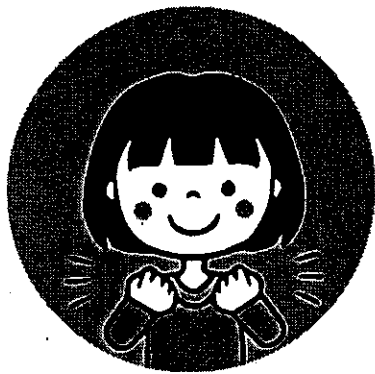
放課後子どもプラン（第2期）について

放課後子どもプラン（第2期）について、次のとおり定めるものとする。

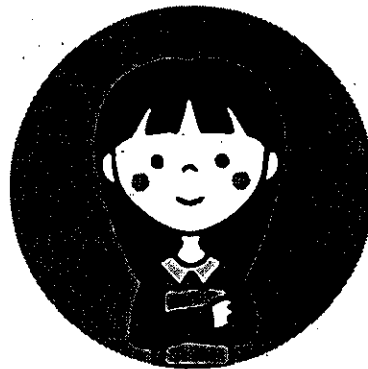
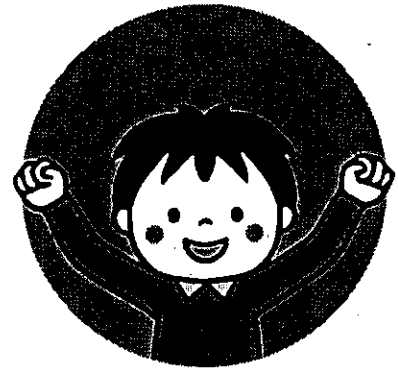
令和5年3月15日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美





第2期  
千葉県放課後  
子どもプラン  
(案)



令和5年3月

千葉県教育委員会・こども未来局

# 目次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 策定に当たって                          | 1  |
| 01. 策定の背景・趣旨                         | 1  |
| 02. 計画の位置付け                          | 1  |
| 03. 計画期間                             | 2  |
| 04. 計画における対象施策の範囲                    | 2  |
| 05. 計画の推進体制                          | 2  |
| 06. 小学生の放課後に関する実態調査                  | 3  |
| 第2章 現状と課題                            | 4  |
| 01. 小学生の放課後を取り巻く環境                   | 4  |
| 02. 放課後施策に関する現状と課題                   | 10 |
| (1) アフタースクール                         | 10 |
| (2) 放課後子ども教室                         | 15 |
| (3) 子どもルーム                           | 18 |
| 第3章 基本理念                             | 24 |
| 第4章 施策の方向性                           | 25 |
| 第5章 施策の展開                            | 26 |
| 01. アフタースクール                         | 26 |
| (1) 導入計画                             | 26 |
| (2) 育成支援及び施設運営に係る質の確保・充実             | 28 |
| (3) 体験プログラムの充実                       | 30 |
| (4) 継続プログラムの充実                       | 31 |
| (5) アフタースクール及び放課後子ども教室関係者等による協議の場の設置 | 31 |

|                                                           |    |
|-----------------------------------------------------------|----|
| 02. 放課後子ども教室                                              | 32 |
| (1) 体験・活動の機会の確保及び内容の充実                                    | 32 |
| (2) 総合コーディネーターによる活動支援                                     | 32 |
| (3) アフタースクール導入に当たっての関係構築                                  | 32 |
| (4) 子どもルーム利用児童の活動への参加の促進                                  | 33 |
| (5) アフタースクールの導入が当面困難な学校における体験・活動の機会の確保<br>(放課後子ども教室の民間委託) | 33 |
| (6) アフタースクール及び放課後子ども教室関係者等による協議の場の設置                      | 33 |
| 03. 子どもルーム                                                | 34 |
| (1) 受入枠の拡充                                                | 34 |
| (2) 既存施設の環境改善                                             | 35 |
| (3) 育成支援及び施設運営に係る質の確保・充実                                  | 35 |
| 04. その他のこどもの居場所                                           | 37 |
| (1) 小学校における放課後の校庭開放                                       | 37 |
| (2) 子ども交流館                                                | 37 |
| (3) どこでもこどもカフェ                                            | 37 |
| (4) プレーパーク                                                | 38 |
| (5) 公民館                                                   | 38 |
| (6) 図書館                                                   | 38 |
| (7) 生涯学習センター                                              | 38 |
| (8) 南部青少年センター                                             | 38 |
| 別表                                                        | 39 |

# 第1章 策定に当たって

## 01. 策定の背景・趣旨

- 近年、本格的な人口減少社会の到来、少子化や核家族化の急速な進行、共働き家庭等の増加など、小学生を取り巻く環境は大きく変化しています。
- また、地域のつながりの希薄化、子どもの遊び場の減少などが社会問題となるとともに、地域や家庭における教育力の低下も指摘されています。
- さらに、子どもを狙った犯罪や子どもが巻き込まれる事故も後を絶たず、子どもたちの安全の確保に対する関心が高まっています。
- このような状況の下、千葉市においては、平成31年3月に「放課後子どもプラン（第1期）」を策定し、「希望するすべての児童に安全・安心な居場所を提供すること」、「希望するすべての児童を対象に『学びのきっかけ』を提供すること」等を基本理念として、放課後施策を推進してきました。
- 第1期プランでは、「アフタースクール」（旧放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業）を中心とした居場所の整備を進めることとしていましたが、一方で、学校敷地内で生活・活動に必要なスペースを確保し、アフタースクールを導入することができる校数を40校程度<sup>\*1</sup>と見込んでおり、導入が困難な学校への対応が課題となっていました。
- そこで、令和3年度に実施した第1期プランの中間見直しに先立ち、アフタースクール導入の条件を見直した上で、改めてシミュレーションを行いました。
- その結果、学校施設の有効かつ積極的な活用と運用上の工夫により、今後10年間で、近隣地域におけるマンション開発等により児童数が急増する一部の学校を除き、9割の学校にアフタースクールを導入することができる見通しが立ちました。
- こうした状況の変化を踏まえ、千葉市の放課後施策を総合的・計画的に推進する体制を改めて整備するため、更新時期を1年前倒して「放課後子どもプラン（第2期）」を策定することとしました。

## 02. 計画の位置付け

- 本プランは、千葉市における小学生の放課後施策を総合的・計画的に推進するための行動計画として策定するものです。
- 「千葉市基本計画」を上位計画とし、「生涯学習推進計画」及び「学校教育推進計画」のほか、「千葉市子どもプラン」をはじめとするこどもの居場所づくりや子ども・子育て支援に関するその他の部門計画との連携・整合を図ります。
- また、国の「新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月）」に則り、次世代育成支援法（平成15年法律第120号）に基づく「市町村行動計画」と位置付けます。

<sup>\*1</sup> 千葉市立小学校の校数は、第1期プラン開始時点（平成31年4月）では112校であったが、令和5年4月時点では107校となる。

### 03. 計画期間

- 令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）の5年間とします。

<本プラン及び関連計画の計画期間>

|                | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 |   | R14 |
|----------------|----|----|----|----|----|---|-----|
| 放課後子どもプラン（第2期） | →  |    |    |    |    | → |     |
| 千葉市基本計画        | →  |    |    |    |    |   |     |
| 第6次生涯学習推進計画    | →  |    |    |    |    |   |     |
| 第3次学校教育推進計画    | →  |    |    |    |    |   |     |

### 04. 計画における対象施策の範囲

- 第1期プランの対象施策と同様、アフタースクール、放課後子ども教室及び子どもルームの3施策を中心として構成します。
- こどもの居場所づくりに関する施策は広範多岐にわたりますが、本プランでは、小学生の放課後に関する施策に焦点を絞り、他部門が所管するこどもの居場所づくりに関わる計画や施策との連携を図ります。
- なお、こどもの居場所づくり全般については、今後、子ども家庭庁（令和5年4月設置）が策定することとされている「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」、国が定める「子ども大綱」を勘案して市町村が策定する（努力義務）こととされている「市町村子ども計画」等の動向を踏まえ、千葉市における方向性や施策体系等を検討していくことになると考えられます。

### 05. 計画の推進体制

- 計画の推進に当たっては、教育委員会及び子ども未来局が緊密に連携し、双方が所管する施策間の調整を図るとともに、学校施設を有効かつ積極的に活用していきます。
- プランに掲載した施策については、PDCAサイクルに基づき、毎年度、その取組内容や目標に照らして達成状況の点検・評価を行います。
- プランの中間年度である令和7年度（2025年度）に進捗状況等を検証の上、必要に応じて中間見直しを行います。
- 達成状況の点検・評価や中間見直しは、関係部門で構成する「子どもの放課後対策に関する検討会議」の協議を経て実施します。

## 06. 小学生の放課後に関する実態調査

- 本プランの策定に当たり、放課後に関する実態やニーズ、各放課後施策に対する利用者の評価等を把握するため、小学生の保護者に対するアンケート調査\*2（以下、文中で「実態調査」と表記）を行いました。

### 調査概要

#### ①調査対象

千葉市立小学校に通う児童が属するすべての世帯（36,155世帯）

#### ②調査期間

令和4年6月7日～6月20日

#### ③調査方法

web方式

※学校・家庭間連絡システム「すぐる」により、保護者に協力依頼を一斉送信。

#### ④回収状況

| 調査実施校 | 配布数    | 有効回答数  | 有効回答率 |
|-------|--------|--------|-------|
| 108校  | 36,155 | 18,159 | 50.3% |

#### <学年別有効回答数>

|       | 全学年    | 1年生   | 2年生   | 3年生   | 4年生   | 5年生   | 6年生   | 不明   |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 有効回答数 | 18,159 | 3,978 | 3,731 | 3,154 | 2,729 | 2,367 | 2,137 | 63   |
| 構成比   | 100.0% | 21.9% | 20.5% | 17.4% | 15.0% | 13.0% | 11.8% | 0.3% |

※小学生が複数いる世帯については、そのうち一番年下の子について回答。

※2 千葉市ホームページで調査結果報告書を公表している。

[https://www.city.chiba.jp/kyoiku/shogaigakushu/shogaigakushu/documents/202209\\_houkokusho.pdf](https://www.city.chiba.jp/kyoiku/shogaigakushu/shogaigakushu/documents/202209_houkokusho.pdf)



## 第2章 現状と課題

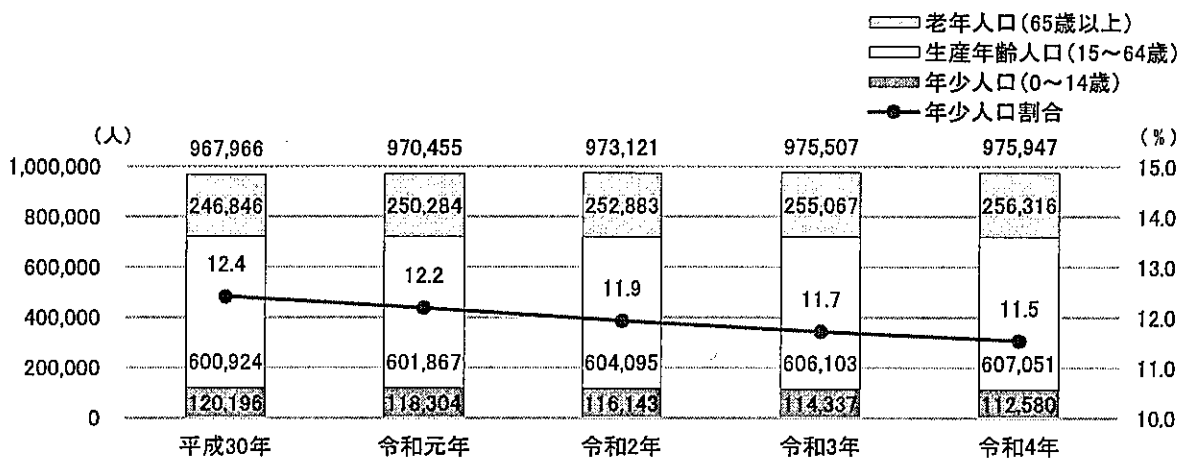
第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
別表

### 01. 小学生の放課後を取り巻く環境

#### ①人口減少・少子高齢化

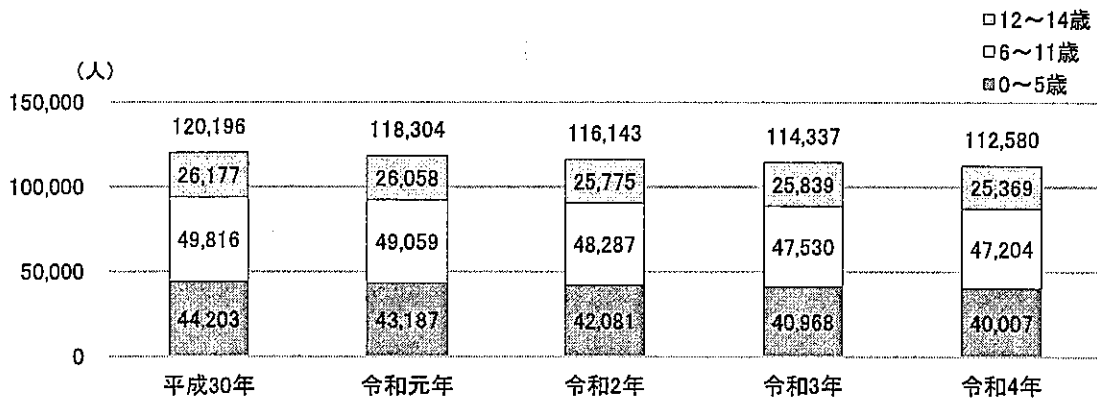
●千葉市の総人口はわずかに増加傾向であり、令和4年3月末現在 975,947 人となっていますが、総人口に占める 14 歳以下の年少人口割合は低下が続いており、令和4年3月末現在 11.5% となっています。

図表1 総人口の推移（千葉市）



●また、小学生（6～11歳）の人口も一貫して減少しており、令和4年3月末現在 47,204 人となっています。

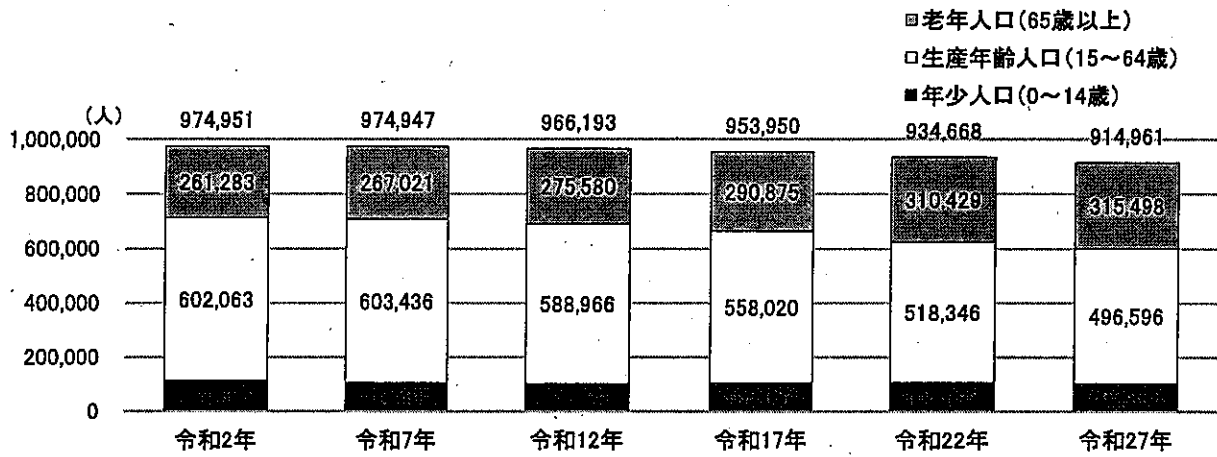
図表2 年少人口の推移（千葉市）



資料：千葉市住民基本台帳人口（各年3月31日）

●千葉市の総人口は今後減少に転じると推計されており、老年人口の割合が高まっていく見通しとなっています。

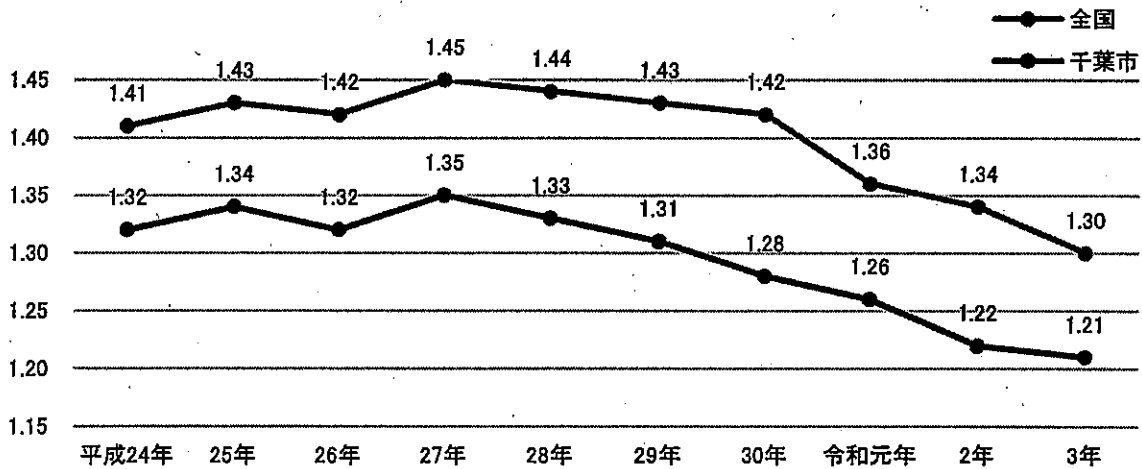
図表 3 将来推計人口（千葉市）



資料：千葉市総合政策局

●千葉市の合計特殊出生率<sup>※3</sup>は、例年全国の水準を下回っています。また、平成27年以降低下を続け、令和3年は1.21となっています。

図表 4 合計特殊出生率の推移（千葉市）



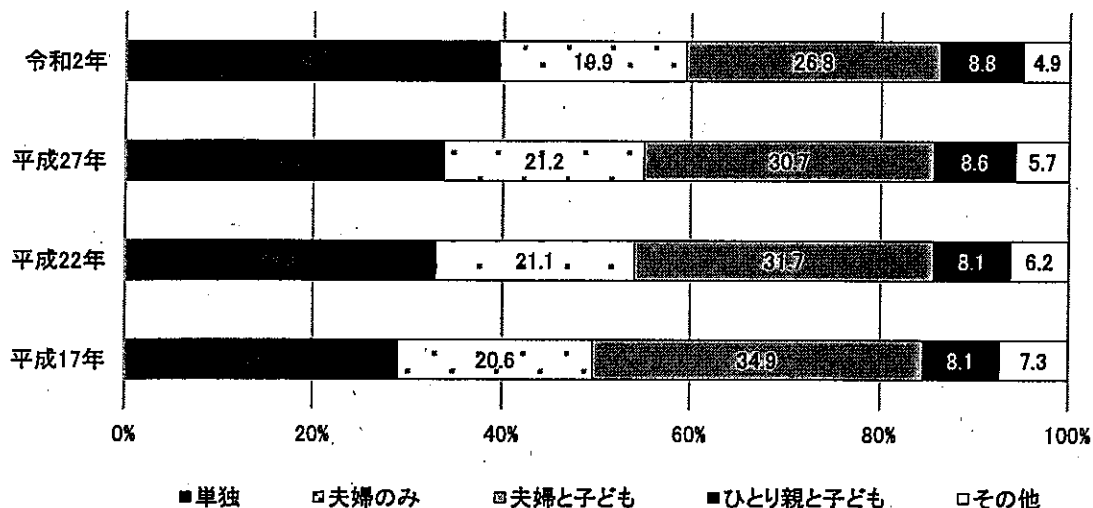
資料：千葉市保健福祉局

※3 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が一生に産む子どもの数に相当し、一般にはその年の各年齢の出生率を合計した「期間」合計特殊出生率が用いられる。なお、人口が長期的に増えも減りもせず一定となる「人口置換水準」は概ね2.07となっている。

## ②世帯の家族類型

●平成17年と比較すると、「単独」世帯が10.5%増加する一方、「夫婦と子ども」世帯は8.1%減少しています。\*4

図表5 世帯の家族類型（千葉市）

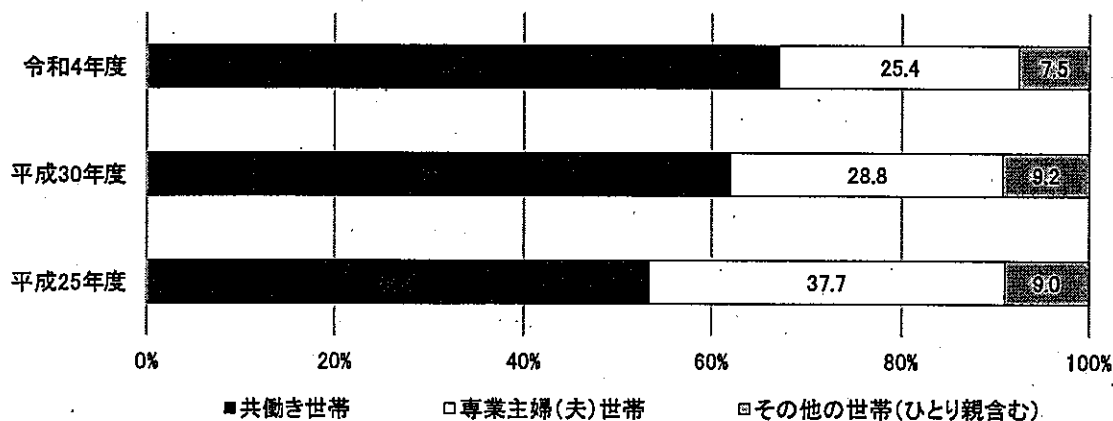


資料：国勢調査

## ③小学生の保護者の就労状況

●共働きの世帯の割合は平成25年度と比較して13.8%増加し、67.1%となっています。

図表6 小学生の保護者の就労状況（千葉市）



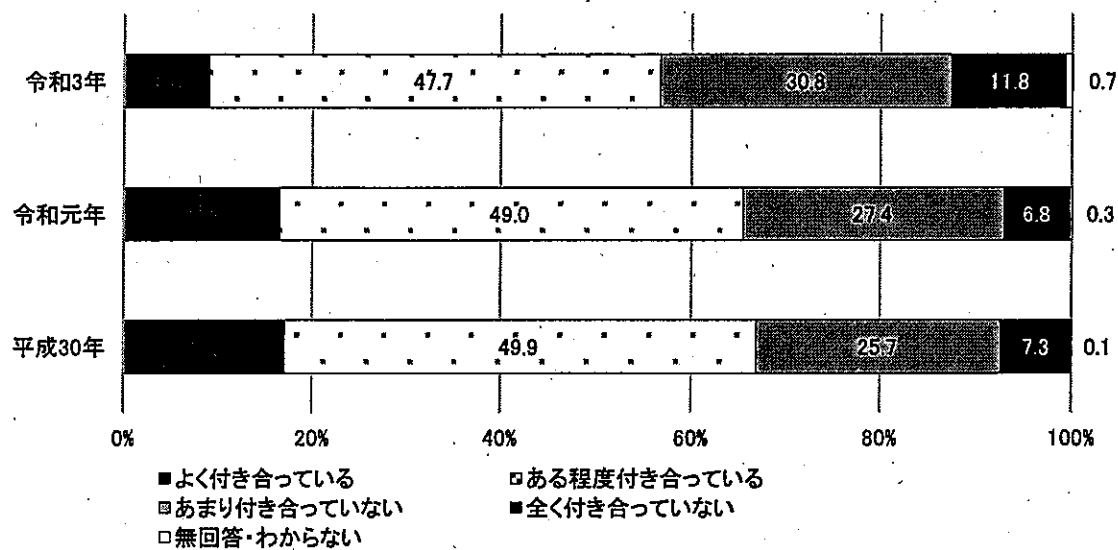
資料：千葉市子ども・子育て支援ニーズ調査（小学生向け）

\*4 「夫婦のみ世帯」、「夫婦と子ども世帯」及び「ひとり親と子ども世帯」が「核家族世帯」に該当する。

④地域のつながり

●平成30年と比較すると、「よく付き合っている」が半数程度の8.9%に減少している一方、「あまり付き合っていない」「全く付き合っていない」が合わせて9.6%増加しており、地域のつながりの希薄化がうかがえます。

図表7 地域での付き合いの程度（全国）

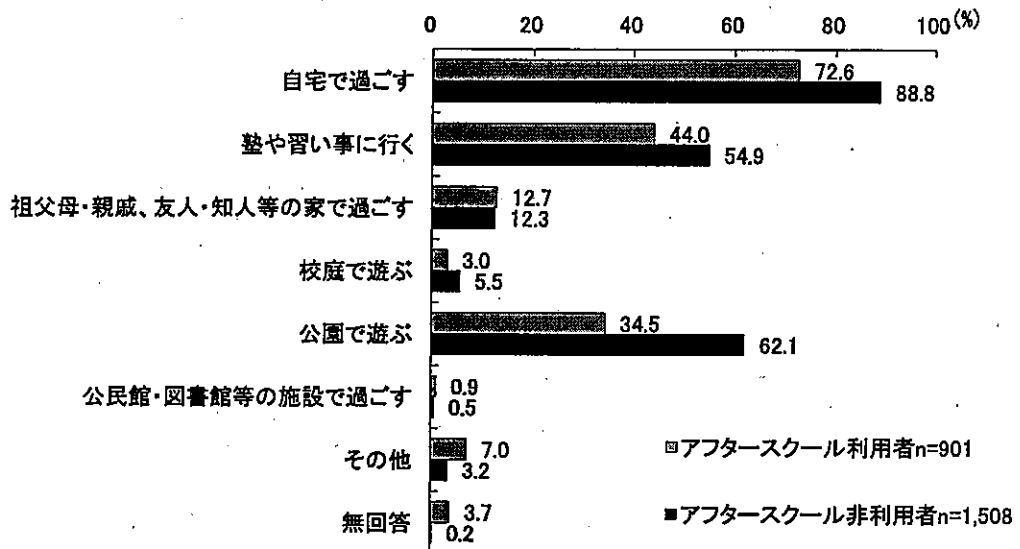


資料：社会意識に関する世論調査（内閣府）

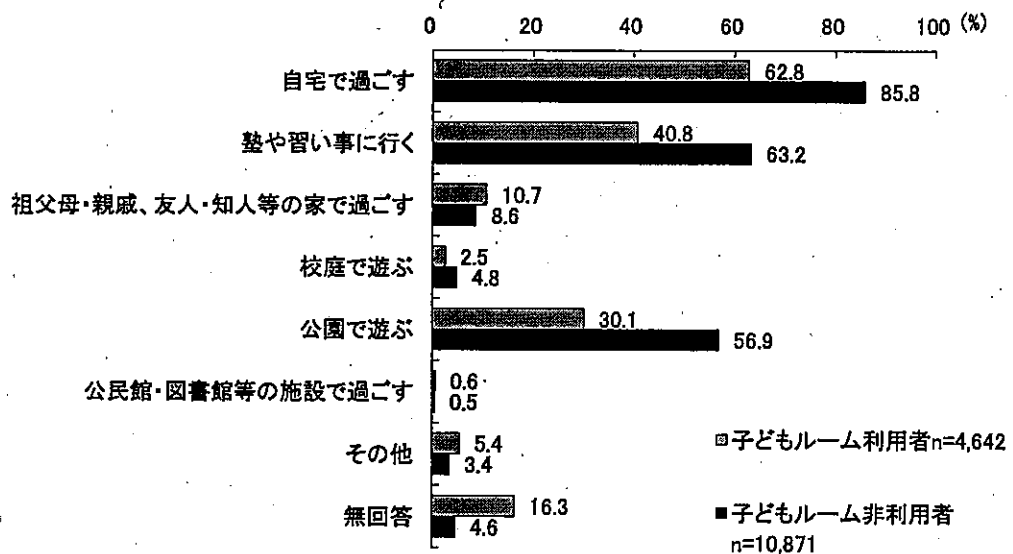
## ⑤小学生の放課後の過ごし方

●アフタースクール・子どもルームの利用者<sup>※5</sup>と非利用者のいずれについても、「自宅で過ごす」の割合が最も高くなっています。また、「塾や習い事に行く」、「公園で遊ぶ」の割合は、アフタースクール・子どもルーム非利用者の方が高くなっています。

図表8 小学生の放課後の過ごし方（千葉市・アフタースクール設置校）



図表9 小学生の放課後の過ごし方（千葉市・子どもルーム設置校）



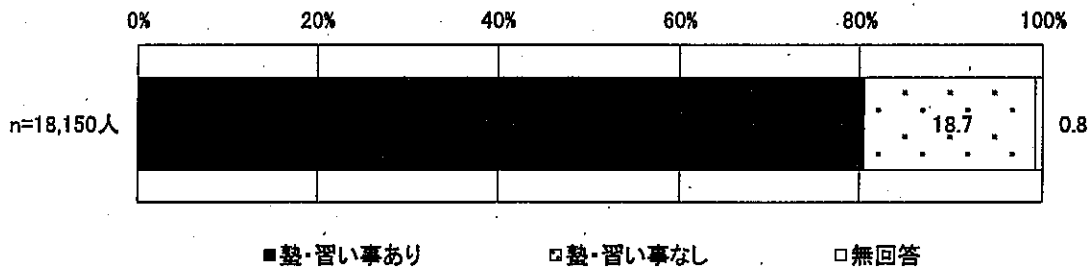
資料：千葉市小学生の放課後に関する実態調査（令和4年度）

※5 アフタースクール・子どもルーム利用者に対しては、利用しない日の過ごし方を訊ねている。

⑥小学生の塾や習い事の状況

●「塾・習い事あり」が80.5%、「塾・習い事なし」が18.7%となっています。

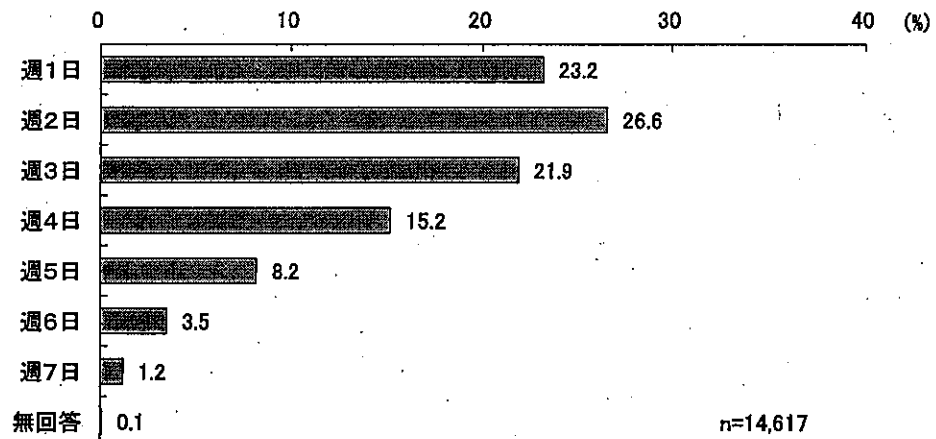
図表 10 小学生の塾や習い事の有無（千葉県）



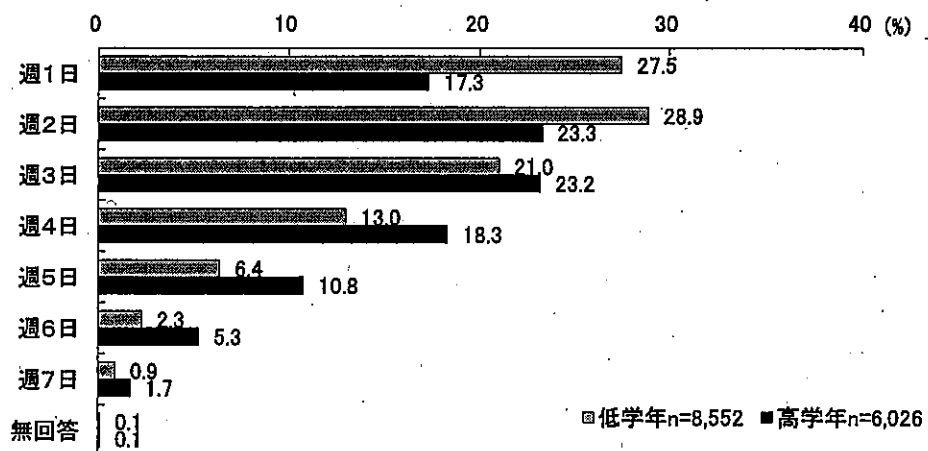
資料：千葉県小学生の放課後に関する実態調査（令和4年度）

●塾や習い事の日数については、「週2日（26.6%）」が最も高くなっており、高学年の方が塾や習い事の日数が多くなっています。

図表 11 小学生の塾や習い事の日数（千葉県）



図表 12 小学生の塾や習い事の日数（低高学年別）（千葉県）



資料：千葉県小学生の放課後に関する実態調査（令和4年度）

## 02. 放課後施策に関する現状と課題

### (1) アフタースクール

#### 現状

##### ①概要

- 千葉市のアフタースクールは、原則として小学校敷地内において、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に運営するものであり、民間事業者等に運営を委託して実施しています。
- 保護者の就労状況等にかかわらず、希望するすべての児童に毎日の居場所を提供するとともに、「体験プログラム」による体験・活動の機会と、「継続プログラム」による継続的な学びの機会を提供しています。<sup>※6</sup>

##### 【体験プログラム】

希望する児童に対し、地域住民や保護者などの参画も得ながら、多様な体験・活動の機会を提供しています。

例) 工作・制作、季節行事・イベント、昔遊び、英語、運動・スポーツなど

##### 【継続プログラム】

希望する児童に対し、習い事などに相当する継続的な学びの機会を提供します。なお、アフタースクール利用料とは別途、参加費が必要です。

例) サッカー、ダンス、体操、かけっこ、英語、プログラミング、科学実験など

##### ②利用時間・対象児童・利用料等

- 利用時間、対象児童、利用料等は以下のとおりです。

<アフタースクールの利用時間・対象児童・利用料>

|      | 利用時間                                                         | 対象児童                              | 月額利用料 <sup>※1</sup>                  | 過ごし方                                |
|------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 昼間の部 | 平日：<br>授業終了～17:00<br>土曜 <sup>※2</sup> ・長期休業期間：<br>8:00～17:00 | 利用を希望するすべての児童                     | 3,500円<br>(7月：4,000円)<br>(8月：5,500円) | ・居場所（遊び・生活）<br>・体験プログラム<br>・継続プログラム |
| 夜間の部 | 17:00～19:00                                                  | 就労等により保護者が<br>17:00以降家庭にいない<br>児童 | 5,000円<br>※別途おやつ代2,000円<br>(実費)      | ・居場所（遊び・生活）                         |

※1 所得が一定水準を下回る世帯は、昼間の部及び夜間の部の利用料が半額又は無料。また、兄弟姉妹で利用する場合、最も年下の児童以外は昼間の部及び夜間の部の利用料が半額。

※2 令和4年4月より、土曜日の利用終了時間を16:30から19:00に延長。

※6 プログラムは希望者が参加するものであり、居場所としての過ごし方とプログラムへの参加を選択することができる。

### ③職員配置

- 「千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年千葉市条例第 56 号）」に則って、放課後児童支援員等を配置することとしています。
- なお、昼間の部においては、放課後児童クラブの対象となる児童（保護者が就労等で昼間家庭にいない児童）と対象外の児童が同じ空間で区別なく過ごすこととなりますが、放課後児童クラブ対象外の児童も含め、同条例に則って放課後児童支援員等を配置することとしています。

### ④導入状況

- 平成 29 年度にモデル事業としてスタートし、令和 2 年度の本格実施以降、毎年度 6 校ずつ拡充し、子どもルーム・放課後子ども教室からアフタースクールへの移行を進めてきました。
- 前述のとおり、改めて行ったシミュレーションの結果、導入可能な学校を大幅に増やすことができる見通しが立ったことを受け、令和 5 年 4 月には 10 校を拡充し、導入済校は 34 校となります。

<アフタースクール導入済校数>

| H29～H30 | R1  | R2   | R3   | R4   | R5   |
|---------|-----|------|------|------|------|
| 1 校     | 6 校 | 12 校 | 18 校 | 24 校 | 34 校 |

### ⑤利用状況

- 導入校における全児童の 3～4 割程度が利用しており、低学年の利用率が高くなっています。
- 夏季休業中のみ利用も可能であり、希望するすべての児童を受け入れていることから、例年、8 月の利用率が年間で最も高くなります。

<アフタースクール利用率（令和 4 年度）>

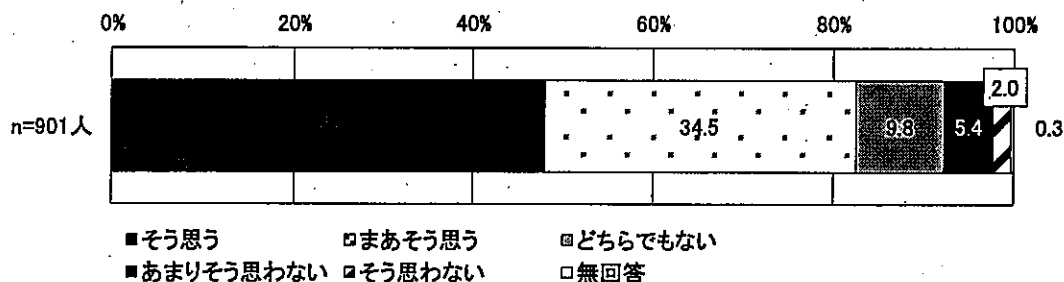
|      | 1年生   | 2年生   | 3年生   | 4年生   | 5年生   | 6年生  | 全学年   |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|
| 4月時点 | 58.0% | 55.9% | 45.2% | 28.7% | 16.1% | 5.2% | 33.8% |
| 8月時点 | 67.7% | 62.2% | 51.0% | 33.0% | 17.3% | 6.4% | 38.4% |



## 利用者からの評価（実態調査より）

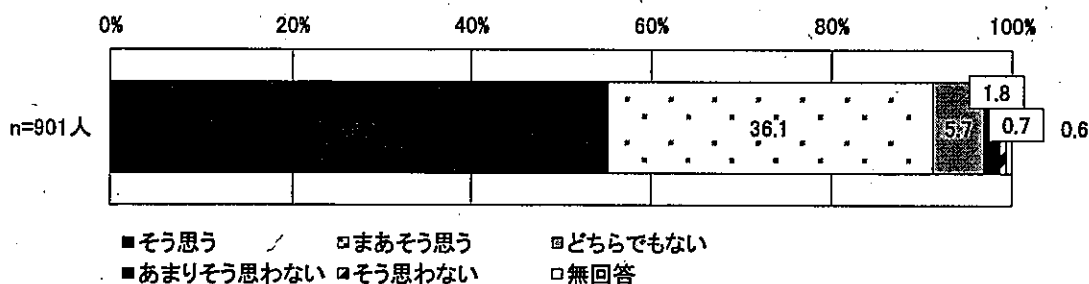
- 実態調査の結果を見ると、居場所、体験プログラム、継続プログラムのいずれについても、利用者からの評価は概ね良好です。
- 「児童が楽しく通っているか」という設問については、「そう思う（47.9%）」「まあそう思う（34.5%）」を合わせた割合が82.4%となっています。

図表 13 児童が楽しくアフタースクールに通っているか



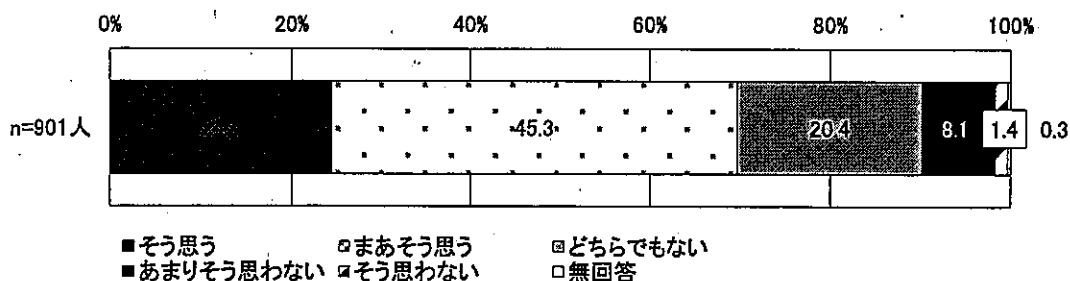
- 「安全・安心な居場所であると思うか」という設問については、「そう思う（55.3%）」「まあそう思う（36.1%）」を合わせた割合が91.4%となっています。

図表 14 アフタースクールは安全・安心な居場所であると思うか



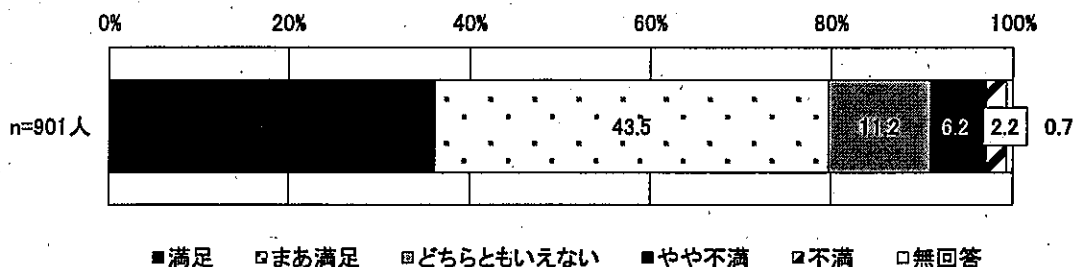
- 「施設環境や遊具・備品等は十分整っていると思うか」という設問については、「そう思う（24.4%）」「まあそう思う（45.3%）」を合わせた割合が69.7%となっています。

図表 15 アフタースクールの施設環境や遊具・備品等は十分整っていると思うか



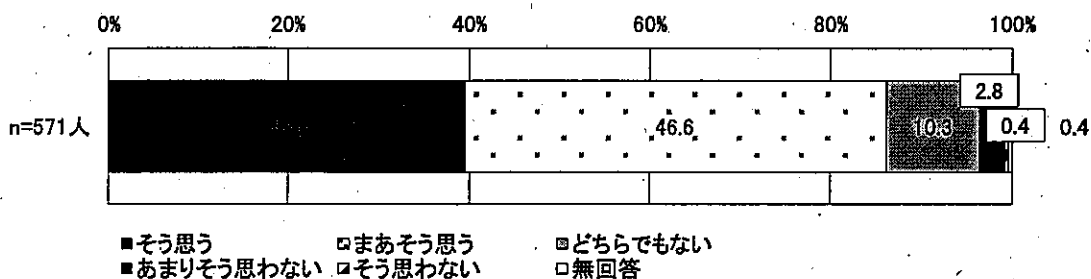
- 「保護者としてアフタースクールに満足しているか」という設問については、「満足 (36.2%)」「まあ満足 (43.5%)」を合わせた割合が79.7%となっています。

図表 16 保護者としてアフタースクールに満足しているか



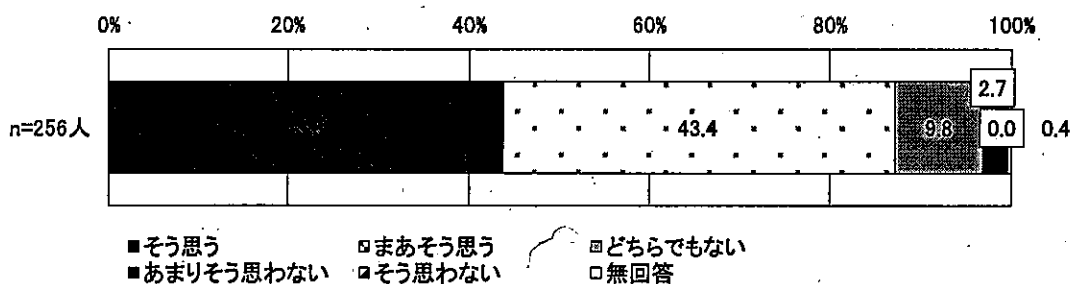
- 体験プログラムは、利用児童の約 6 割が利用しており、「児童が体験プログラムに満足していると思うか」という設問については、「そう思う (39.6%)」「まあそう思う (46.6%)」を合わせた割合が 86.2%となっています。

図表 17 児童が体験プログラムに満足していると思うか



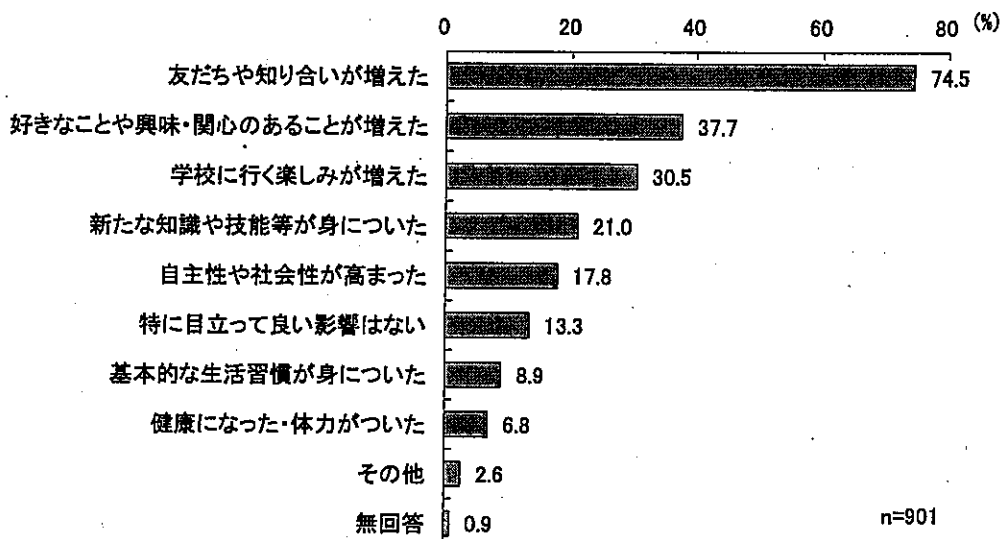
- 継続プログラムは、利用児童の約 3 割が利用しており、「児童が継続プログラムに満足していると思うか」という設問については、「そう思う (43.8%)」「まあそう思う (43.4%)」を合わせた割合が 87.2%となっています。

図表 18 児童が継続プログラムに満足していると思うか



- 「アフタースクールを利用したことによる児童への影響」について訊ねたところ、「友だちや知り合いが増えた(74.5%)」の割合が特に高く、次いで「好きなことや興味・関心のあることが増えた(37.7%)」、「学校に行く楽しみが増えた(30.5%)」が続いています。

図表 19 アフタースクールを利用したことによる児童への影響



## 課題

- アフタースクールの円滑な導入及び運営に当たっては、余裕教室、特別教室、体育館、校庭などの学校施設を有効かつ積極的に活用する必要があることから、アフタースクールと学校との情報共有・連携が重要です。
- また、学校施設の利用状況、障害のある児童や特に配慮を必要とする児童の状況、非常災害や事故・怪我等が発生した場合の対応等に関しても、両者の情報共有・連携が不可欠です。
- 一方で、アフタースクールの運営に当たっては、学校教育に支障を生じさせないことはもとより、教職員の負担を最小限に止めるよう配慮する必要があります。
- アフタースクールの導入に当たり、子どもルームにおいて培われてきた「安全・安心な居場所」及び「健全育成の場」としての役割を、適切かつ円滑に継承する必要があります。
- このため、子どもルームと同様、放課後児童支援員等の資質向上及び人材確保、運営状況の把握及び指導・助言、障害のある児童や特に配慮が必要な児童への対応など、育成支援及び施設運営に係る質の確保・充実を図る必要があります。
- 国の「GIGAスクール構想」に基づき、令和3年度より、一人一台端末（ギガタブ）による教育活動がスタートし、宿題を含めた自主学习においても、ギガタブを有効活用していくこととなっています。
- このため、児童が適切な生活習慣を身につける場であるアフタースクールにおいても、ギガタブを活用した宿題・自主学习に対応することができる環境を整備する必要があります。
- アフタースクールは放課後子ども教室を継承するものであり、これまでの取組みにより培われてきた地域住民や保護者とのつながりも可能な限り生かしながら、施設運営や体験プログラムについて、地域人材（元放課後子ども教室関係者、地域住民、各種地域団体、市内大学、市内企業等）や保護者の参画を得る必要があります。
- 体験プログラム及び継続プログラムについては、利用者のニーズも的確に把握・反映しながら、それぞれの目的に沿った多様なプログラムを提供し、児童がより豊かな放課後の時間を過ごすことができるよう、その内容を充実させていく必要があります。

## (2) 放課後子ども教室

### 現状

#### ①概要

- 放課後の学校施設を使用し、地域住民や保護者の参画を得て、児童にさまざまな体験・活動の機会を提供する事業であり、アフタースクール導入済校を除く学校で実施されています。
- 地域住民や保護者などのボランティアで構成される「実行委員会」が学校ごとに設置され、市からの委託を受けて、児童に提供する体験・活動の企画・運営を実施しており、多くの実行委員会では、「コーディネーター」がその中心的な役割を担っています。
- 各実行委員会を会員とする「放課後子ども教室連絡協議会」を組織し、相互の情報交換や交流の場を設けるなど、活動の活性化を図っています。
- 各実行委員会の考え方や学校・地域の状況等に応じて、さまざまな体験・活動が提供されています。

<提供されている体験・活動(例)>

工作・制作、季節行事・イベント、昔遊び、学習、運動・スポーツ、自由遊び 等

#### ②活動状況

- 年間の活動日数は、例年、全校平均で20日程度となっていました。令和2～3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により活動が低調となり、令和3年度は、90校中30校が1度も活動を行うことができませんでした。

<放課後子ども教室の1校当たり年間平均活動日数の推移>

|         | H29   | H30   | R1    | R2    | R3    |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全校      | 19.8日 | 19.2日 | 18.7日 | 5.9日  | 7.9日  |
| 活動支援対象校 | 34.9日 | 22.4日 | 28.0日 | 14.1日 | 16.2日 |

- 活動日数は学校ごとの差が大きく、新型コロナウイルスの影響がなかった令和元年度の実績では、最も多い学校が年間60回、最も少ない学校が年間1回となっています。

#### ③放課後子ども教室活動支援事業

- 実行委員会の負担を軽減するとともに、各校における活動の頻度や内容の充実を図るため、豊富な知見・経験を有する総合コーディネーターを配置し、活動の企画・運営や担い手の確保等を支援する「放課後子ども教室活動支援事業」(以下「活動支援」)を実施しています。
- 上記のとおり、活動支援対象校の活動日数はそれ以外の学校を大幅に上回っており、支援が一定の成果を上げています。

- 活動支援の対象校では、講師への謝金単価が増額されるほか、有料のプログラムの提供が可能となるメリットもあり、現状、立候補制により毎年度の対象校を決定しています。
- 一定期間の支援を経て実行委員会が自立することが目指されるものの、担い手不足等により自立に至ることができず、支援を終了することが困難になっているケースや、対象校としてのメリットを積極的に活用する実行委員会が継続的に立候補するケースなど、対象校が固定化<sup>\*7</sup>する傾向があります。

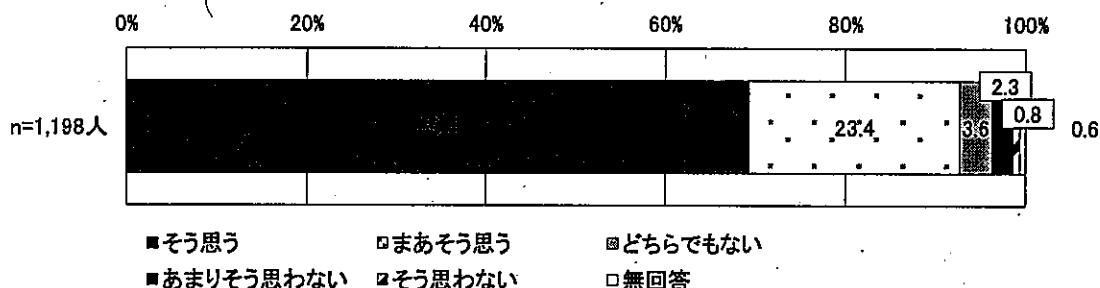
#### ④担い手の不足

- 高齢化や共働き家庭の増加等により、実行委員会や活動当日の協力者の担い手不足が顕在化しています。
- 令和4年2月に実施した実行委員会コーディネーターに対するアンケート調査では、回答者の半数以上が「主な担い手の確保に負担を感じる」と回答しています。
- また、回答者の半数が「来年度もコーディネーターを続けようと思う」と回答しており、その理由として、6割以上が「後任がないから」を挙げています。
- さらに、多くの実行委員会で保護者（PTA・保護者会役員を含む）が主な担い手となっていますが、実態調査の結果を見ると、放課後子ども教室の企画・運営や活動当日の協力員として「積極的に協力したい」と回答した保護者は1割弱に止まっています。
- 担い手不足等により実行委員会が円滑に機能していない学校においては、実質的に、教頭などの教職員がその役割を担わざるを得ない状況も生じています。

### 参加者からの評価（実態調査より）

- 実態調査の結果を見ると、参加したことのある児童の割合が約1割<sup>\*8</sup>に止まっているものの、参加した児童やその保護者からの評価は概ね良好です。
- 「児童が楽しく参加していたと思うか」という設問については、「そう思う（69.4%）」「まあそう思う（23.4%）」を合わせた割合が92.8%となっています。

図表 20 児童がわくわくキャンパス<sup>\*9</sup>に楽しく参加していたと思うか



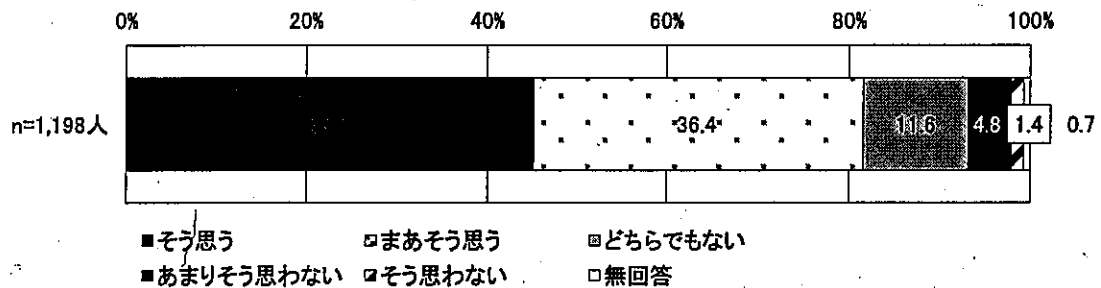
\*7 令和4年度時点で、対象校17校のうち11校が3年以上（うち7校は5年以上）連続して対象校となっている。

\*8 新型コロナウイルスの感染拡大が参加率の低さの一因となっている可能性がある。

\*9 千葉市では、各校で実施される放課後子ども教室の活動を「わくわくキャンパス」と呼んでいる。

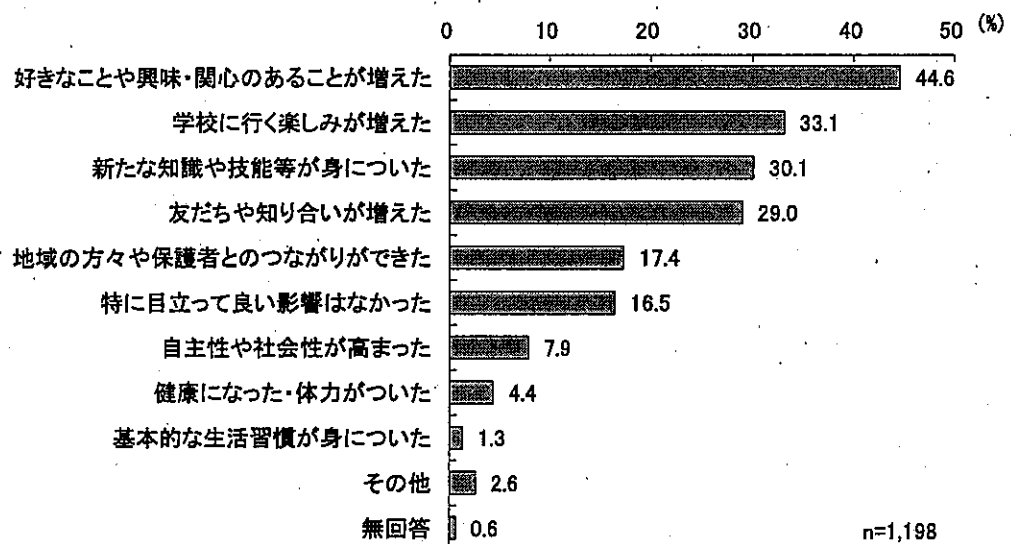
- 「保護者として満足しているか」という設問については、「そう思う (45.2%)」「まあそう思う (36.4%)」を合わせた割合は 81.6% となっています。

図表 21 わくわくキャンパスに満足しているか



- 「放課後子ども教室に参加したことによるへの影響」について訊ねたところ、「好きなことや興味・関心のあることが増えた (44.6%)」の割合が最も高く、次いで「学校に行く楽しみが増えた (33.1%)」、「新たな知識や技能等が身についた (30.1%)」の順となっています。

図表 22 わくわくキャンパスに参加したことによる児童への影響



## 課題

- 実行委員会等の担い手不足の根本的な解決が困難な状況にあり、また、2年間にわたるコロナ禍の影響も大きく、実質的に活動の企画・運営が困難になった実行委員会もある中、児童に安定的かつ継続的に体験・活動の機会を提供していく必要があります。
- また、コロナ禍のような状況下においても、可能な限り、児童に体験・活動の機会を提供し続けていくことが目指されます。
- アフタースクール導入後においても、実行委員会方式により培われてきた地域住民や保護者と児童とのつながりを維持・発展させていくため、意欲のある実行委員等が児童との関わりを持ち続けることができるよう、アフタースクール受託事業者との関係構築を図る必要があります。
- 活動支援については、上記のような放課後子ども教室の現状に鑑み、児童の活動機会を可能な限り確保することに重点を置き、事業目的を改めて整理するとともに、その目的に合致した支援を提供する必要があります。

## (3) 子どもルーム

### 現状

#### ①概要

- 千葉市における放課後児童クラブの呼称であり、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図っています。

#### ②利用時間及び利用料

- 利用時間及び利用料は以下のとおりです。

##### <子どもルームの利用時間・利用料>

|      | 利用時間                                                         | 月額利用料 <sup>※1</sup>                                         |
|------|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 基本時間 | 平日：<br>授業終了～18:00<br>土曜 <sup>※2</sup> ・長期休業期間：<br>8:00～18:00 | 8,500円<br>(7月：10,800円)<br>(8月：11,900円)<br>※別途おやつ代2,000円(実費) |
| 延長時間 | 18:00～19:00                                                  | 1,000円                                                      |

※1 所得が一定水準を下回る世帯は、基本時間及び延長時間の利用料が半額又は無料。また、兄弟姉妹で利用する場合、2人目以降の児童は基本時間の料金が半額。

※2 令和4年4月より、土曜日の利用終了時間を16:30から19:00に延長。

### ③施設数及び運営形態

- 令和4年4月現在、学校敷地内外に174か所が設置されており、市が設置する子どもルームの運営を外部団体に委託する公設民営方式の子どもルーム（以下「公設民営ルーム」）と、民間事業者が設置した子どもルームの運営費を市が補助する民設民営方式の子どもルーム（以下「民設民営ルーム」）があります。
- 学校施設や利用児童数等の状況に応じて、1校の児童を学校敷地内外の複数の子どもルームで受け入れている場合があります。

<運営形態ごとの子どもルーム施設数（令和4年4月1日時点）>

| 運営形態                          | 施設数 <sup>※1</sup>  |
|-------------------------------|--------------------|
| 公設民営（市が設置した子どもルームの運営を外部団体に委託） | 159（39）か所          |
| うち社会福祉協議会に運営委託                | 122（29）か所          |
| うち民間事業者に運営委託                  | 37（10）か所           |
| 民設民営（民間事業者が設置した子どもルームの運営費を補助） | 15か所 <sup>※2</sup> |
| 計                             | 174（39）か所          |

※1（ ）はうち高学年ルームの箇所数。

※2 千葉県からの補助を受けずに運営している1か所を含む。

### ④待機児童の状況と対応

- 共働き家庭の増加等に伴う需要の急増による待機児童の発生に対応するため、平成30年度から令和2年度にかけて「待機児童解消のための緊急3か年アクションプラン」に基づく集中的な受入枠の拡充を推進しました。
- また、その後も地域ごとの需要に対応した拡充を行い、その結果、令和4年4月1日時点の待機児童数は83人と、ピーク時の638人（平成30年4月1日時点）から大幅に減少しました。
- 共働き家庭の割合が増加傾向であるものの、少子化の進行により総児童数は減少を続けていることから、全体的に見れば、需要の伸びは鈍化していくものと見込まれます。

<公設民営ルームの利用児童数、待機児童数及び施設数の推移（各年度4月1日時点）>

|                       | H28   | H29   | H30   | R1     | R2     | R3    | R4    |
|-----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|
| 利用児童数（人） <sup>※</sup> | 8,796 | 9,482 | 9,802 | 10,248 | 10,318 | 9,685 | 9,534 |
| 待機児童数（人）              | 384   | 269   | 638   | 347    | 408    | 168   | 83    |
| 施設数（か所）               | 157   | 160   | 166   | 165    | 166    | 167   | 159   |

※ アフタースクール利用児童数を含まない。



- 受入枠の急速な拡充に伴い、公設民営ルームの多くを受託している社会福祉協議会における放課後児童支援員等の確保が困難になっていることから、アフタースクールへの移行も含め、社会福祉協議会から民間事業者等への委託替えを進めることにより、受入枠の拡充を図っています。

<民間事業者に運営委託する公設民営ルーム施設数の推移>

| H30 | R1   | R2   | R3   | R4   |
|-----|------|------|------|------|
| 4か所 | 14か所 | 24か所 | 33か所 | 37か所 |

- また、受入枠拡充の一方策として、運営経費や開設準備経費への助成により民間事業者の参入を促進し、民設民営ルームの拡充を図ってきました。

<民設民営ルーム施設数の推移>

| R1  | R2   | R3   | R4   |
|-----|------|------|------|
| 8か所 | 10か所 | 14か所 | 15か所 |

- さらに、夏季休業中のみ子どもルームを利用したいという需要に対応するため、待機児童の発生が予測される学区において、令和4年度より、夏季休業中に限定した受入枠の設定を試行的に実施しています。

### ⑤既存の公設民営ルームの環境改善

- 学校敷地外にある子どもルームについては、移動の際の安全性等を考慮し、専用室を確保することができた学校において、学校敷地内への移転を進めています。
- 図書室等の特別教室を利用している高学年ルームについては、専用室を確保することができた学校では当該専用室に移転するなど、環境改善を図っています。

### ⑥利用状況

- 公設民営ルームについては、全校児童の概ね4分の1程度が利用しており、低学年の利用率が高くなっています。

<公設民営ルームの利用率(令和4年4月1日時点)>

| 1年生   | 2年生   | 3年生   | 4年生   | 5年生  | 6年生  | 全学年   |
|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|
| 46.7% | 41.1% | 31.7% | 18.4% | 8.2% | 2.3% | 24.4% |

- 民設民営ルームについては、施設ごとに差があるものの、全体としてみると、利用児童数に対して受入枠に余裕がある状況ですが、周知・広報の強化による利用促進を図ったこと等により、充足率が向上しつつあります。

<民設民営ルームの施設数、利用児童数等の推移（各年度4月1日時点）>

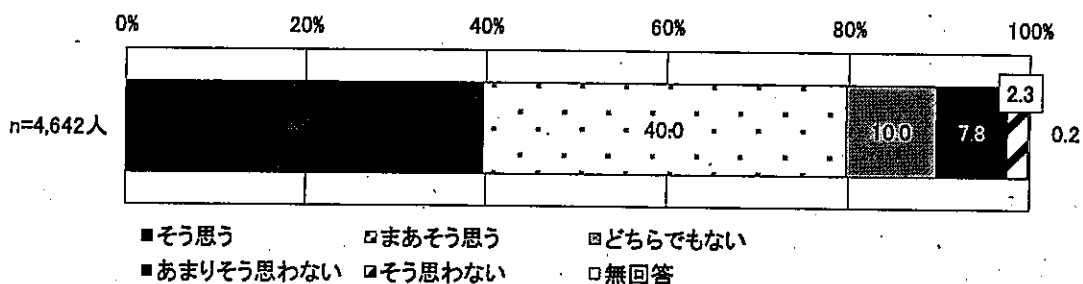
|          | R2    | R3    | R4    |
|----------|-------|-------|-------|
| 施設数      | 9か所   | 13か所  | 14か所* |
| 利用児童数(a) | 160人  | 220人  | 348人  |
| 受入枠(b)   | 332人  | 491人  | 506人  |
| 充足率(a/b) | 48.2% | 44.8% | 68.8% |

\* 千葉市からの助成を受けずに運営している1か所を除く。

### 利用者からの評価（実態調査より）

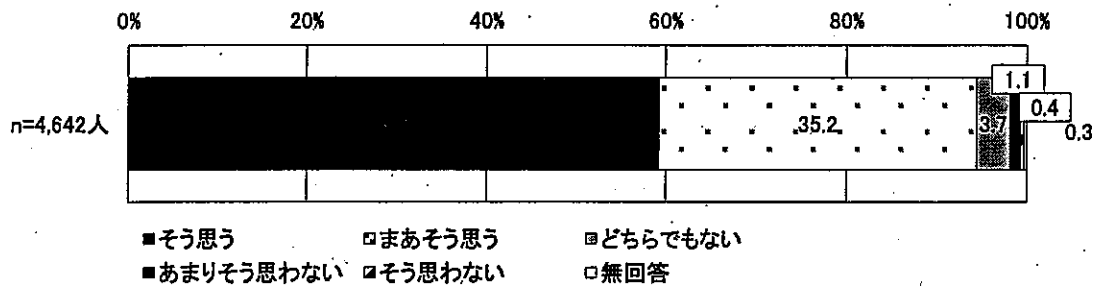
- 実態調査の結果を見ると、利用者からの評価は概ね良好であり、特に「安全・安心な居場所」として高く評価されています。
- 「児童が楽しく通っているか」という設問については、「そう思う（39.7%）」「まあそう思う（40.0%）」を合わせた割合は79.7%となっています。

図表 23 児童が楽しく子どもルームに通っているか



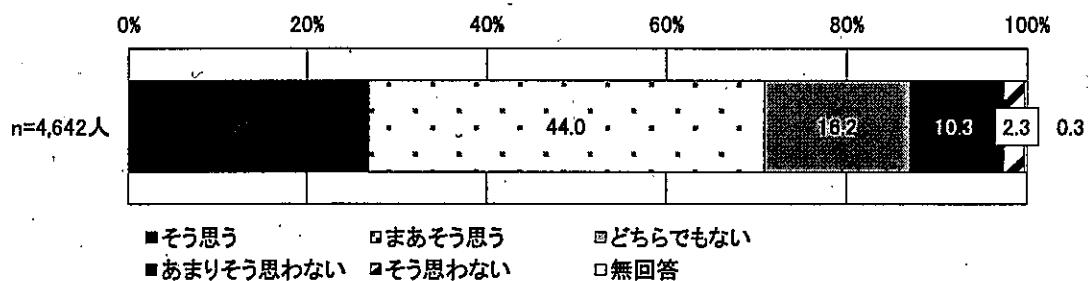
- 「安全・安心な居場所であると思うか」という設問については、「そう思う (59.2%)」「まあそう思う (35.2%)」を合わせた割合は 94.4% となっています。

図表 24 子どもルームは安全・安心な居場所であると思うか



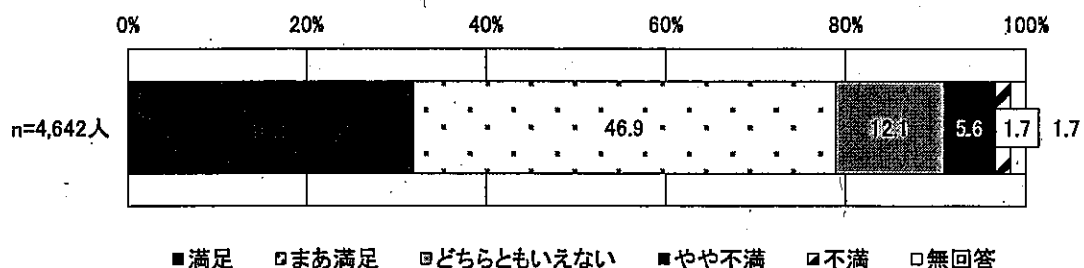
- 「施設環境や遊具・備品等は十分整っていると思うか」という設問については、「そう思う (26.8%)」「まあそう思う (44.0%)」を合わせた割合は 70.8% となっています。

図表 25 子どもルームの施設環境や遊具・備品等は十分整っていると思うか



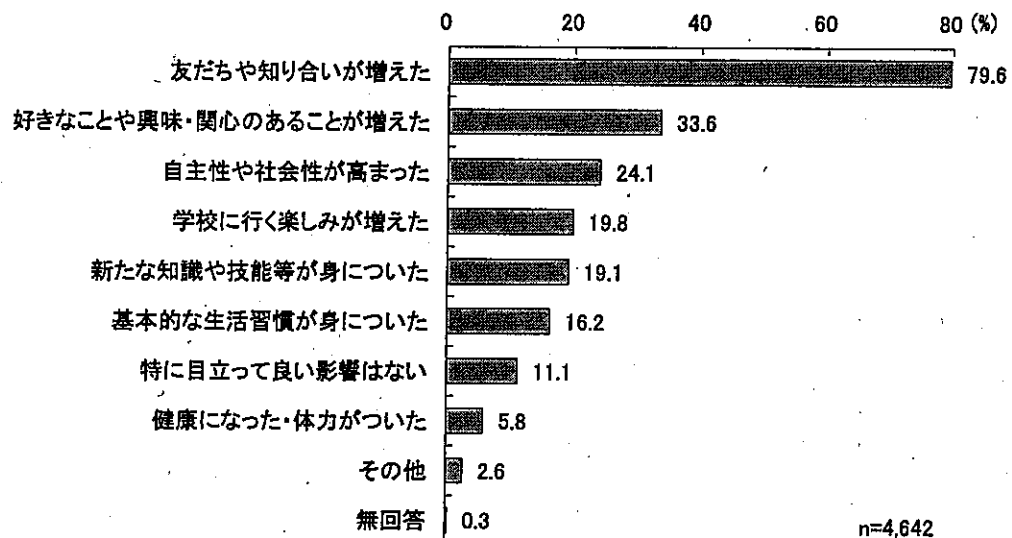
- 「保護者として子どもルームに満足しているか」という設問については、「そう思う (31.9%)」「まあそう思う (46.9%)」を合わせた割合は 78.8% となっています。

図表 26 保護者として子どもルームに満足しているか



- 子どもルームを利用したことによる児童への影響について訊ねたところ、「友だちや知り合いが増えた (79.6%)」の割合が特に高く、次いで「好きなことや興味・関心のあることが増えた (33.6%)」、「自主性や社会性が高まった (24.1%)」が続いています。

図表 27 子どもルームを利用したことによる児童への影響



## 課題

- 待機児童の解消を目指し、引き続き、需要の高い地域に的を絞った施設整備、民間事業者への委託の拡大、民設民営ルームの利用促進等により、受入枠の拡充を効率的・効果的に進めていく必要があります。
- また、夏季休業中の需要に対応するための取組みを強化する必要があります。
- 特別教室を利用している高学年ルームや学校敷地外にある子どもルームなどの環境改善を進める必要があります。
- 放課後の遊び及び生活の場として、児童がより一層安全・安心で充実した時間を過ごすことができるよう、引き続き、育成支援及び施設運営に係る質の確保・充実を図る必要があります。
- 国の「GIGA スクール構想」に基づき、令和3年度より、一人一台端末（ギガタブ）による教育活動がスタートし、宿題を含めた自主学習においても、ギガタブを有効活用していくこととなっています。
- このため、児童が適切な生活習慣を身につける場である子どもルームにおいても、ギガタブを活用した宿題・自主学習に対応することができる環境を整備する必要があります。

## 第3章 基本理念

●第1期プランを継承しつつ、以下の3点を基本理念として掲げ、子どもたちが安全・安心で豊かな放課後の時間を過ごすことができる環境を整えていきます。

01

希望するすべての児童に、安全・安心に過ごすことができる放課後の居場所を提供します。

02

希望するすべての児童に、放課後における多様な体験・活動の機会を提供します。

03

放課後における居場所及び体験・活動の機会の提供に当たり、学校施設を有効かつ積極的に活用します。

## 第4章 施策の方向性

- アフタースクールは、以下の特性を生かして基本理念の実現に寄与するものです。
- ①保護者の就労状況等にかかわらず、希望するすべての児童を受け入れ、毎日の居場所を提供すること。
- ②地域住民、保護者及び学校教職員に過度な負担を掛けることなく、安定的かつ継続的に体験・活動の機会を提供すること。
- また、利用率の高さや実態調査における評価から、アフタースクールにおいて提供しているサービスは、児童と保護者のニーズに合致しているものと考えられます。
- そうした中、前述のとおり、改めて実施したシミュレーションにおいて、9割の小学校にアフタースクールを導入することができる見通しが立ちました。
- そこで、本プラン以降は、当面導入が困難な一部の学校を除く全校へのアフタースクールの導入を目指すとともに、拡充のペースを加速し、基本理念の早期実現を図っていきます。
- アフタースクールの導入に当たっては、子どもルームが培ってきた「安全・安心な居場所」及び「健全育成の場」としての役割と、放課後子ども教室が培ってきた「地域や保護者とのつながり」を適切に継承するとともに、児童や保護者に不安や混乱を生じさせることのないよう、丁寧な説明や引き継ぎに努めます。
- また、アフタースクールの導入が当面困難な学校や、導入までに一定以上の期間を要する学校については、児童に安定的かつ継続的な体験・活動の機会を提供するための施策を講じます。
- 放課後子ども教室については、アフタースクールを導入するまでの間、担い手不足等の困難を抱える実行委員会に対する支援を強化することにより、安定的かつ継続的な体験・活動の機会の確保を図っていきます。
- 子どもルームについては、アフタースクールを導入するまでの間、引き続き、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童に安全・安心な居場所を提供し、健全育成を図る役割を適切に果たすとともに、待機児童の解消を目指し、利用児童数の増加が見込まれる地域等において受入枠の確保を図っていきます。

## 第5章 施策の展開

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

別表

### 01. アフタースクール

#### 方向性

- 当面導入が困難な一部の学校を除くすべての学校に導入することを目指し、計画的かつ迅速に拡充を進めます。
- 「希望するすべての児童に対する安全・安心な居場所の提供」、「体験プログラムによる多様な体験・活動機会の提供」及び「継続プログラムによる継続的な学びの提供」の3機能の更なる充実を図ります。
- 子どもルームが培ってきた「安全・安心な居場所」及び「健全育成の場」としての役割と、放課後子ども教室が培ってきた「地域や保護者とのつながり」を適切に継承し、アフタースクールへの円滑な移行を図ります。

#### (1) 導入計画

##### ア. 導入計画

- アフタースクールの導入計画を、別表（P39～）のとおり定めます。

##### イ. 基本的な考え方

- 本プラン開始から10年後の令和14年度までの間に、各年度の推計児童数を基に算出した必要室数を学校敷地内で確保することができるかを検証し、98校（現に導入済の学校を含む）を「導入可能」と判定しました。
  - 基本理念の早期実現を図るため、令和5年度以降は年間10校ずつ導入を進めることとし、この98校については、令和12年度までに導入を完了することを想定しています。
  - 将来の児童数を勘案し、学校敷地内で必要なスペースを確保することができる見通しが立った時点で導入可能となる学校もあるため、令和11年度の導入校は9校、令和12年度の導入校は5校を見込んでいます。
  - 計画策定に当たっては、以下の要素を総合的に勘案し、導入の順序を決定しました。
- ①生活・活動に必要なスペースの確保が可能となる時点  
計画策定時点では学校敷地内でのスペース確保が困難であり、児童数の減少により将来的に確保が可能となる場合は、その時点以降に導入します。
  - ②放課後子ども教室の活動状況  
児童の体験・活動の機会を確保する観点から、放課後子ども教室の活動が低調な学校を優先して導入します。
  - ③学校の所在区  
区ごとの導入済校数のバランスを考慮して導入します。
  - ④学校規模  
導入及び運営が容易な小規模校のみを先行することなく、規模の大きな学校にも可能な限り早い段階で導入します。
  - ⑤民間事業者に運営を委託している公設民営ルームの契約期間との調整  
契約期間（3年間）の途中で導入することとならないよう、時期を調整します。

- なお、学校敷地外にある子どもルームを利用していた児童も含め、当該校の全利用児童を受け入れることができるスペースを学校敷地内で確保することができることとなった段階でアフタースクールを導入することを前提としています。
- 令和10年度以降の導入計画については、本プランの中間見直し（令和7年度）や第3期プラン策定（令和9年度）の時点において、最新の推計児童数等を再確認し、必要な範囲で見直しを行います。

## ウ. 当面導入が困難と見込まれる学校とその対応

- 以下の9校については、近隣地域におけるマンション開発等の影響により、当面の間、学校施設の規模に対する児童数が過大な状況が続く見通しであることから、令和14年度までの間にアフタースクールを導入することが困難と見込んでいます。

<令和14年度までにアフタースクールを導入することが困難な学校>

|   | 校名     | 所在地             |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 新宿小学校  | 中央区新宿 2-15-1    |
| 2 | 本町小学校  | 中央区本町 2-6-23    |
| 3 | 登戸小学校  | 中央区登戸 2-11-1    |
| 4 | 院内小学校  | 中央区祐光 1-25-3    |
| 5 | 蘇我小学校  | 中央区今井 3-15-32   |
| 6 | 弁天小学校  | 中央区弁天 1-21-2    |
| 7 | 上の台小学校 | 花見川区幕張本郷 4-8-1  |
| 8 | 西の谷小学校 | 花見川区幕張本郷 3-22-6 |
| 9 | 稲毛小学校  | 稲毛区稲毛町 5-534-5  |

- これらの9校についても、将来的に児童数の減少により可能となった段階で、アフタースクールを導入します。また、校舎の改築等を行う場合には、導入に必要なスペースの確保を検討します。
- これらの9校については、後述のとおり、放課後子ども教室の運営を民間事業者へ委託することにより、安定的かつ継続的な体験・活動の機会の提供を図ります。

## エ. 円滑な導入及び運営のためのルールの設定

- 令和4年10月、校長会・教頭会・教務主任会の代表者を含む「アフタースクール拡充検討委員会」における協議を経て、「アフタースクール導入・運営マニュアル」を策定しました。
- 本マニュアルは、アフタースクールの導入条件、学校施設の使用法、学校・教育委員会・受託事業者の三者の役割分担等に関する一般的なルールを定め、共通理解を形成することを目的としています。
- 本マニュアルに基づき、三者の連携・協力の下でアフタースクールの円滑な導入及び運営を図るとともに、実際の導入・運営において生じた事例や課題を踏まえ、マニュアルを改善していきます。



## (2) 育成支援及び施設運営に係る質の確保・充実

### ア. 放課後児童支援員等の資質の向上及び人材の確保

- 市の主催により研修会を実施し、安全・安心に過ごすことができる居場所の提供と児童の健全育成に関して必要な知識や技能の習得を促進します。
- 受託事業者に対し、放課後児童支援員として従事するために受講することとされている「放課後児童支援員認定資格研修」の積極的な受講を働きかけます。
- 受託事業者に対し、職員の資質向上のために必要な研修の実施を求めるとともに、外部の研修に参加しやすい環境を確保するよう働きかけます。
- 令和4年2月から開始した「放課後児童支援員等処遇改善事業」を継続すること等により、放課後児童支援員等の離職防止や雇用の確保を図ります。

### イ. 運営状況の把握及び指導・助言

- 受託事業者に対し、厚生労働省が作成したツールを活用した自己評価の実施を働きかけます。
- 定期的なモニタリング調査<sup>\*10</sup>を行い、利用児童の処遇や施設の運営状況等の把握・評価を行います。
- その他、適宜、各施設に赴いて現地調査を行い、必要に応じて指導・助言を行います。

### ウ. 障害のある児童への対応

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨を踏まえ、原則としてすべてのアフタースクールにおいて、障害のある児童の受入れが可能な体制を整備します。
- 障害のある児童が安全・安心に過ごし、他の児童との生活を通して共に成長することができるよう、必要に応じて、放課後児童支援員等の加配を行います。
- また、学校が実施する保護者面談に受託事業者も同席して必要な情報を共有するほか、保護者の同意の下で「個別の教育支援計画」も活用しつつ、受託事業者、学校及び教育委員会が積極的に情報共有を行い、相互の連携の下で、安全に、安心して過ごすことができる環境の整備を図ります。
- 医療的ケアを必要とする児童を受け入れる場合には、学校におけるスクールメディカルサポート事業<sup>\*11</sup>と連携し、看護師が必要なケアを提供します。

\*10 市職員が施設を訪問し、適切な運営がなされているかを確認・評価するもの。

\*11 千葉市立学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、看護師を派遣する事業。

## エ．特に配慮を必要とする児童への対応

- 児童虐待やいじめのリスクの早期察知に努めるとともに、リスクが懸念される児童がいる場合は、受託事業者、学校及び教育委員会が適切に情報共有を行い、相互の連携の下で対応します。
- 食物アレルギーのある児童が利用する場合には、学校が実施する保護者面談に受託事業者も同席して必要な情報を把握するほか、保護者の同意の下で「生活管理指導表」も活用し、事故の防止を図ります。
- 受託事業者に対し、個人が特定されない形で実際に起こった事例やその後の対応等を共有するなど、効果的な注意喚起を図ります。
- 外国につながる児童及びその保護者との円滑なコミュニケーションを図るため、必要に応じ、翻訳機の配備や書面等の翻訳などの支援を行います。

## オ．地域との連携の強化

- 個々の学校や地域の実情に応じ、学校支援地域本部、PTA・保護者会、各種地域団体等に対し、アフタースクールにおける活動内容等を周知し、地域における身近な施設としての認知度の向上を図ります。
- 居場所やプログラムの提供に当たっての見守り員として、施設運営に支障が生じない範囲でボランティアの受け入れを図ります。
- 各アフタースクールにおいて選任された「地域連携担当職員」が主体となって、地域との円滑な連携を図ります。

## カ．学校との連携の強化

- アフタースクールの利用実績、各種活動の実施状況及び今後の方針、学校施設の利用状況、地域人材の参画状況等について、学校と情報共有及び意見交換を行い、相互の連携の強化を図るため、受託事業者と学校との間で連絡会を実施します。
- 障害のある児童や特に配慮を必要とする児童への対応等に関し、必要が生じた都度、受託事業者と学校との間で積極的に情報共有を行うとともに、支援の内容等について協議します。
- 「アフタースクール導入・運営マニュアル」に基づき、学校ごとの施設利用のルール等に関する合意書を作成するなど、運営の円滑化を図るとともに、教職員の負担を最小限に止めるよう配慮します。

## キ．受託事業者との連携の強化

- 受託事業者において、市との連絡調整の主たる窓口となる法人本部職員（本部担当職員）を選任します。
- 市と本部担当職員等による連絡会議を開催し、市の方針や連絡事項等を伝達するとともに、情報共有や意見交換を行い、相互の連携の強化を図ります。

## ク．保護者との連絡・情報共有の充実

- 受託事業者から保護者に対し、アフタースクールにおける児童の生活、遊び、体験プログラムその他の活動の様子を連絡帳、アプリ、お便り等で伝達します。
- 年3回以上、保護者が参加又は参観することができる機会を設けることを目標とします。

## ケ.利用者からの評価の把握と活用

- 毎年度、市から利用者に対するアンケートを実施し、居場所やプログラムの提供内容、施設運営等に対する評価を把握し、市における制度設計の参考とするとともに、結果を受託事業者にフィードバックすることにより、自発的な運営改善を促進します。

## コ.Wi-Fi環境の整備

- 令和5年度中にすべてのアフタースクールでギガタブを活用した宿題・自主学習に対応することが可能となるよう、Wi-Fi環境の整備を行います。
- なお、アフタースクールは原則として学校敷地内に導入されており、校舎内は既にWi-Fi環境が整備されていることから、校舎とは別棟の建物を使用している20か所において環境整備を実施します。

## (3) 体験プログラムの充実

### ア.豊富な機会の提供

- 児童や保護者のニーズを踏まえつつ、年間を通じて、週2回程度(4月を除く)の頻度でプログラムを提供することを目標とします。

### イ.地域人材や保護者の参画を得たプログラムの提供

- 体験プログラムを通して、利用児童が地域社会の中で心豊かで健やかに育まれるよう、上記アのプログラムのうち月2回以上を、地域人材や保護者の参画を得て実施することを目標とします。
- 現に放課後子ども教室に携わっている実行委員等が希望する場合には、アフタースクールの導入後においても体験プログラムの企画・実施等に参画していただくことができるよう、導入に当たって受託事業者との間を橋渡しし、関係構築を図ります。
- 公民館と連携し、さまざまなサークル活動等を行う地域住民等にプログラムの提供者としてご協力いただくことができる仕組みを検討します。
- 「ちば生涯学習ボランティアセンター」に登録されたボランティアにプログラムの提供者としてご協力いただくことができるよう、連携を図ります。
- そのほか、庁内の各部門とも連携・協力し、幅広く、プログラムの提供者となり得る人材や団体の発掘に努めます。

### ウ.プログラムの提供に係る体制の強化

- 各アフタースクールにおいて、体験プログラムの企画・実施や地域人材の発掘・活用に関する業務等を担当する「地域連携担当職員」を選任することにより、体験プログラムの実施体制の強化を図ります。
- 「地域連携担当職員」の選任は、令和5年4月以降の運営業務委託から適用し、順次、すべてのアフタースクールに拡大していきます。

#### (4) 継続プログラムの充実

##### ア. 豊富な機会の提供

- 施設ごとの状況に応じ、年間を通じて、週1～2回程度（4月を除く）の頻度で、プログラムを提供することを目標とします。
- 児童や保護者のニーズを踏まえ、多様な分野のプログラムを提供します。

##### イ. 利用しやすい参加費の設定

- プログラムへの参加費については、施設使用料や広告宣伝費が掛からないことを踏まえ、市場よりも低廉で利用しやすい価格に設定します。

#### (5) アフタースクール及び放課後子ども教室関係者等による協議の場の設置

- アフタースクール及び放課後子ども教室における実践事例等に関する情報共有や意見交換を行い、地域人材の参画を得る方法や、より多様で豊かな体験・活動を提供する方法等を検討することを目的として、令和5年度より、放課後子ども教室関係者、受託事業者、教育委員会等による協議の場を設置します。

## 02. 放課後子ども教室

### 方向性

- ◎アフタースクールを導入するまでの間、引き続き、実行委員会を主体として、地域人材の参画を得ながら、児童に体験・活動の機会を提供します。
- ◎担い手不足等の困難を抱える実行委員会に対する支援を強化することにより、安定的かつ継続的な体験・活動の機会の確保を図ります。
- ◎アフタースクールの導入が当面困難な学校については、放課後子ども教室の民間委託により、安定的かつ継続的な体験・活動の機会の確保を図ります。
- ◎アフタースクール導入の際、意欲のある実行委員等が、その学校や地域の実情に応じて児童との関わりを維持することができるよう、関係構築を図ります。

### (1) 体験・活動の機会の確保及び内容の充実

- 各校で活用可能なプログラムの開発・発掘及び共有化、放課後子ども教室連絡協議会を通じた実行委員同士の情報交換・交流の活性化等により、安定的かつ継続的な体験・活動の機会を確保するとともに、その内容の充実を図ります。

### (2) 総合コーディネーターによる活動支援

- 担い手不足等の困難を抱える実行委員会に対する支援に重点を置くこととし、各校の活動実績等を考慮して対象校を選定します。
- いずれの対象校においても、最低限月1回以上の体験・活動の機会を提供することを目標とするとともに、各校の実情に応じて、可能な限り回数や内容の充実を図ります。
- アフタースクールの導入が令和10年度以降になると見込んでいる24校すべてに対し、令和9年度までに活動支援の提供を開始することを目標とします。

<放課後子ども教室活動支援（累積対象校数）>

| 現状 (R4) | R5  | R6  | R7  | R8  | R9  |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 17校     | 18校 | 19校 | 20校 | 22校 | 24校 |

### (3) アフタースクール導入に当たっての関係構築

- 現に放課後子ども教室に携わっている実行委員等が希望する場合には、アフタースクールの導入後においても体験プログラムの企画・実施等に参画していただくことができるよう、導入に当たって受託事業者との間を橋渡しし、関係構築を図ります。

#### (4) 子どもルーム利用児童の活動への参加の促進

- 子どもルーム利用児童がより気軽に放課後子ども教室の活動に参加することができるよう、各校の実情に応じて、活動内容や予定を子どもルームで積極的に周知するほか、双方のスタッフ間の連携を図ります。

#### (5) アフタースクールの導入が当面困難な学校における体験・活動の機会の確保 (放課後子ども教室の民間委託)

- アフタースクールの導入が当面困難な9校については、放課後子ども教室の運営を民間事業者へ委託し、概ね週1回<sup>※12</sup>を目標として、安定的かつ継続的な体験・活動の機会の提供を図ります。
- これらの9校はスペース的な余裕がなく、運営面でさまざまな工夫が必要になると考えられることから、令和5年度から令和6年度にかけてモデル事業として試行し、その結果を検証した上で、令和9年度までに残り8校に展開していきます。
- 現に放課後子ども教室に携わっている実行委員等が希望する場合には、本事業の導入後においても活動の企画・実施等に参画していただくことができるよう、導入に当たって受託事業者との間を橋渡しし、関係構築を図ります。

<放課後子ども教室の民間委託（累積実施校数）>

| R5        | R6 | R7 | R8 | R9 |
|-----------|----|----|----|----|
| 1校（モデル事業） |    | 3校 | 6校 | 9校 |

#### (6) アフタースクール及び放課後子ども教室関係者等による協議の場の設置

- アフタースクール及び放課後子ども教室における実践事例等に関する情報共有や意見交換を行い、地域人材の参画を得る方法や、より多様で豊かな体験・活動を提供する方法等を検討することを目的として、令和5年度より、放課後子ども教室連絡協議会、受託事業者、教育委員会等による協議の場を設置します。

※12 在籍児童数が多く1回の活動に希望する全ての児童が参加することが困難な学校においては、やむを得ず学年等で区切って実施することも想定される。

## 03. 子どもルーム

### 方向性

- ◎アフタースクールを導入するまでの間、引き続き、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、安全・安心な居場所を提供し、健全育成を図る役割を果たしていきます。
- ◎引き続き、利用児童数の増加が見込まれる地域等において受入枠を拡充し、待機児童の解消を目指します。
- ◎委託先の多様化をさらに進めるとともに、多様なサービスを提供する民設民営ルームの利用促進を図ります。

### (1) 受入枠の拡充

#### ア. 施設整備

- 少子化による児童数の減少を見据えつつ、需要の高い地域に的を絞った施設整備を実施し、受入枠を拡充します。

<公設民営ルームの施設整備（新規整備箇所数）>

|      | R5   | R6   | R7   | R8              | R9 |
|------|------|------|------|-----------------|----|
| 新規整備 | 0 箇所 | 0 箇所 | 2 箇所 | 状況に応じて<br>さらに拡充 |    |
| 教室改修 | 2 箇所 | 2 箇所 | 2 箇所 |                 |    |

#### イ. 公設民営ルームにおける民間事業者への委託の拡大

- 社会福祉協議会に運営を委託している子どもルームにおける放課後児童支援員等の不足を緩和するため、民間事業者への委託を拡大します。

<公設民営ルームの民間事業者委託（新規委託箇所数）>

| R5   | R6   | R7   | R8       | R9 |
|------|------|------|----------|----|
| 0 箇所 | 3 箇所 | 3 箇所 | 状況に応じて検討 |    |

#### ウ. 民設民営ルームの利用促進

- 多様なサービスを提供する民設民営ルームを積極的にPRするなど、利用を促進するための取組みを行います。

#### エ. 夏季休業中の待機児童への対応

- 休所枠を活用した夏季休業中の受入枠の確保を図るとともに、令和4年度から試行的に開始した夏季休業中限定の受入枠の設定対象を拡充し、さらなる受入枠の確保を図ります。

<夏季休業中限定受入枠の設定（累積対象箇所数）>

| 現状 (R4) | R5   | R6   | R7   | R8          | R9 |
|---------|------|------|------|-------------|----|
| 3 箇所    | 5 箇所 | 7 箇所 | 9 箇所 | 状況に応じてさらに拡充 |    |

## (2) 既存施設的环境改善

### ア. 高学年ルームの環境改善

- 特別教室を利用している高学年ルームについては、余裕教室等が生じて子どもルーム専用室を確保することができた場合には、特別教室から当該専用室に移動するなど、環境改善に努めます。

### イ. 学校敷地外にある公設民営ルームの学校敷地内への移転

- 学校敷地外にある公設民営ルームについては、余裕教室等が生じて子どもルーム専用室を確保することができた場合には、学校敷地内への移転を進めます。

## (3) 育成支援及び施設運営に係る質の確保・充実

### ア. 放課後児童支援員等の資質の向上及び人材の確保

- 市の主催により研修会を実施し、安全・安心に過ごすことができる居場所の提供と児童の健全育成に関して必要な知識や技能の習得を促進します。
- 受託事業者に対し、放課後児童支援員として従事するために受講することとされている「放課後児童支援員認定資格研修」の積極的な受講を働きかけます。
- 受託事業者に対し、職員の資質向上のために必要な研修の実施を求めるとともに、外部の研修に参加しやすい環境を確保するよう働きかけます。
- 令和4年2月から開始した「放課後児童支援員等処遇改善事業」を継続することにより、放課後児童支援員等の離職防止や雇用の確保を図ります。

### イ. 運営状況の把握及び指導・助言

- 受託事業者に対し、厚生労働省が作成したツールを活用した自己評価の実施を働きかけます。
- 定期的なモニタリング調査を行い、利用児童の処遇や施設の運営状況等の把握・評価を行います。
- その他、適宜、各施設に赴いて現地調査を行い、必要に応じて指導・助言を行います。

### ウ. 障害のある児童への対応

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨を踏まえ、原則としてすべての子どもルームにおいて、障害のある児童の受入れが可能な体制を整備します。
- 障害のある児童が安全・安心に過ごし、他の児童との生活を通して共に成長することができるよう、必要に応じて、放課後児童支援員等の加配を行います。
- また、学校が実施する保護者面談に受託事業者も同席して必要な情報を共有するほか、保護者の同意の下で「個別的教育支援計画」も活用しつつ、受託事業者、学校及びこども未来局が積極的に情報共有を行い、相互の連携の下で、安全に、安心して過ごすことができる環境の整備を図ります。
- 医療的ケアを必要とする児童を受け入れる場合には、公設民営ルームにおいては、学校におけるスクールメデイカルサポート事業と連携し、看護師が必要なケアを提供します。また、民設民営ルームについては、ケアの提供に必要な看護師等に係る人件費を補助します。



## エ. 特に配慮を必要とする児童への対応

- 児童虐待やいじめのリスクの早期察知に努めるとともに、リスクが懸念される児童がいる場合は、受託事業者、学校及び事業所管課が適切に情報共有を行い、相互の連携の下で適切な対応を図ります。
- 食物アレルギーのある児童が利用する場合には、利用申込の際に必要な情報を把握するほか、保護者の同意の下で「生活管理指導表」も活用し、事故の防止を図ります。
- 市から事業者に対し、個人が特定されない形で実際に起こった事例やその後の対応等を共有するなど、効果的な注意喚起を図ります。
- 外国につながる児童及びその保護者との円滑なコミュニケーションを図るため、必要に応じ、翻訳機の配備や書面等の翻訳などの支援を行います。

## オ. 受託事業者との連携の強化

- 受託事業者に対し、市の方針や連絡事項等を伝達するとともに、情報共有や意見交換を行う機会を設けることにより、受託事業者との連携の強化を図ります。

## カ. 保護者との連絡・情報共有の充実

- 受託事業者から保護者に対し、子どもルームにおける児童の生活、遊び、その他の活動の様子を連絡帳、アプリ、お便り等で伝達します。

## キ. 利用者からの評価の把握と活用

- 毎年度、市から利用者に対するアンケートを実施し、サービスや施設運営に対する評価を把握するとともに、市における制度設計の参考とします。また、結果を受託事業者にフィードバックすることにより、自発的な運営改善を促進します。

## ク. Wi-Fi 環境の整備

- 令和7年度までにすべての公設民営ルームでギガタブを活用した宿題・自主学習に対応することが可能となるよう、Wi-Fi 環境の整備を行います。
- なお、校舎内は既に Wi-Fi 環境が整備されていることから、学校敷地外にある子どもルームや、校舎とは別棟の建物を使用している子どもルームにおいて、環境整備を行います。

< Wi-Fi 環境の整備 (新規整備箇所数) >

| R5    | R6    | R7    | R8 | R9 |
|-------|-------|-------|----|----|
| 30 箇所 | 30 箇所 | 33 箇所 | -  | -  |

## ケ. 放課後子ども教室の活動への参加の促進

- 児童がより気軽に放課後子ども教室の活動に参加することができるよう、各校の実情に応じて、活動内容や予定を子どもルームで積極的に周知するほか、双方のスタッフ間の連携を図ります。

## 04. その他のこどもの居場所

### 方向性

◎上記 01 ～ 03 の放課後施策のほか、以下に掲げる取組みをはじめとして、幅広い年齢を対象とした、多様なこどもの居場所づくりを進めます。

### (1) 小学校における放課後の校庭開放

- すべての小学校において、子どもたちの安心・安全な遊び場として、各校の実情に応じたルールの下で、放課後の校庭開放を実施しています。
- この校庭開放は、学校の教職員が利用者を管理・監督するのではなく、行き帰りも含め、利用者自身が安全の確保やトラブルの未然防止に留意しながら遊ぶものです。
- 校庭開放の実施内容について改めて児童・保護者に周知するほか、必要に応じてルールを見直すなど、より利用しやすいものとなるよう工夫していきます。

### (2) 子ども交流館

- 「遊び・創造・憩い」を通して子どもたちに健全な遊びと居場所を提供する施設として、子どもたちの交流、スポーツ・音楽など、子どもたちのさまざまな活動を支援しています。
- 立地上の理由で来館することが困難な子どもたちへの対応として、動画の公開、リモート講座、出張講座等を実施しています。
- 引き続き、アウトリーチ活動を展開しつつ、子どもの健全な遊び場と居場所を提供するとともに、自主活動を支援していきます。

### (3) どこでもこどもカフェ

- 市民ボランティアが中心となって、地域交流の拠点となっている公民館等の施設を活用し、幅広い年齢の子どもたちに地域における居場所を提供しています。
- 事業の普及啓発に努めるとともに、登録団体に対する補助金の交付、こどもの居場所づくりに携わる事業者を対象とした連絡会議や研修会等を開催し、カフェの運営を支援しています。
- 「子どもの居場所サポーター養成講座」や「子どもの SOS 支援員養成講座」を開催し、こどもの居場所で活躍できる人材を育成しています。
- 引き続き、子どもたちから信頼され、安全・安心な見守りができるとともに、小さな SOS にも気付くことができる市民ボランティアを育成し、幅広い年齢の子どもたちに地域における居場所を提供していきます。

#### (4) プレーパーク

- 常設型の「子どもたちの森公園プレーパーク」を運営し、子どもたちが自分の責任で自由に遊ぶとともに、自然の豊かさや工夫する楽しさを体感できる居場所を提供しています。
- プレーパークを運営する市民団体等からの要望に応じ、プレーリーダーを派遣することで、地域におけるプレーパークの開催とボランティアによるノウハウの習得を支援しています。
- 引き続き、子どもたちが自然の中でのびのびと自分の責任で自由に遊ぶことができる場を運営するとともに、プレーパークを運営する市民団体等を支援していきます。

#### (5) 公民館

- 長期休業中を中心に子ども向け講座を実施し、子どもたちが多様なテーマについて楽しく学ぶ機会を提供しています。
- 学習支援の一助となるよう、使用されていない諸室やロビーを自習室として子どもたちに開放しています。
- 引き続き、子ども向け講座の充実を図るとともに、諸室の開放等を実施し、こどもの居場所としての機能を果たしていきます。

#### (6) 図書館

- 絵本の読み聞かせを行う「おはなし会」や読書への関心を高めることを目的とする「読書まつり」を開催しています。
- 運動会の振替休業日などに子どもたちに図書館を開放し、読書に親しむ場を提供しています。
- 地域の子どもたちと本をつなぐ活動をしている地域文庫やおはなしボランティアが、集会所や子どもルーム・アフタースクールなどでおはなし会等を開催しているほか、市民ボランティア向けの研修や図書資料の貸出しを行うなど、こどもの居場所づくりを支援しています。
- 引き続き、読み聞かせやイベントの実施を通じて子どもたちの図書館利用を促進し、こどもの居場所としての機能を果たしていきます。

#### (7) 生涯学習センター

- 「子どもチャレンジ講座」、「子どものハローワーク講座」、「外国語お話し会」など、子どもの社会性やコミュニケーション能力等を育むための講座やイベントを実施しています。
- 引き続き、子ども向けの講座やイベントの実施等を通じて、こどもの居場所としての機能を果たしていきます。

#### (8) 南部青少年センター

- 長期休業中を中心に、科学工作や英語などの子ども向け講座を開催するほか、ラウンジなどを自習コーナーとして子どもたちに開放しています。
- 引き続き、子ども向けの講座やラウンジ等の開放を実施し、こどもの居場所としての機能を果たしていきます。

## 別表 アフタースクール導入計画

- 令和14年度までの間にアフタースクールを導入することが可能と見込まれる98校(現に導入済の学校を含む)の導入計画を、下表のとおり定めます。
- 令和5年度以降は年10校ずつ拡充し、令和12年度までに導入を完了することを想定しています。
- 将来の児童数を勘案し、学校敷地内で必要なスペースを確保することができる見通しが立った時点で導入可能となる学校もあるため、令和11年度は9校、令和12年度は5校への導入を見込んでいます。
- 令和10年度以降の計画については、本プランの中間見直し(令和7年度)や次期プラン策定(令和9年度)の時点において、最新の推計児童数等を再確認し、必要な範囲で見直しを行います。

| 導入年度       | 校名           | 所在地            |
|------------|--------------|----------------|
| 平成29年度(1校) | 稲浜小学校        | 美浜区稲毛海岸 2-3-2  |
| 令和元年度(5校)  | 生浜小学校        | 中央区浜野町 1335    |
|            | 土気小学校        | 緑区土気町 1634-2   |
|            | 千草台東小学校      | 稲毛区作草部町 1298-1 |
|            | 若松台小学校       | 若葉区若松台 2-25-1  |
|            | 西小中台小学校      | 花見川区西小中台 3-1   |
| 令和2年度(6校)  | 都賀小学校        | 稲毛区作草部町 938    |
|            | 更科小学校(更科公民館) | 若葉区更科町 2254-1  |
|            | 川戸小学校        | 中央区川戸町 450     |
|            | さつきが丘東小学校    | 花見川区さつきが丘 1-7  |
|            | さつきが丘西小学校    | 花見川区さつきが丘 2-14 |
|            | 高洲第四小学校      | 美浜区高洲 1-15-1   |
| 令和3年度(6校)  | 大宮小学校        | 若葉区大宮台 7-8-1   |
|            | あやめ台小学校      | 稲毛区園生町 446-1   |
|            | 真砂第五小学校      | 美浜区真砂 1-12-15  |
|            | 朝日ヶ丘小学校      | 花見川区朝日ヶ丘 2-6-1 |
|            | 千城台わかば小学校    | 若葉区千城台北 1-4-1  |
|            | 千城台みらい小学校    | 若葉区千城台東 3-18-1 |

| 導入年度       | 校名       | 所在地            |
|------------|----------|----------------|
| 令和4年度(6校)  | 長作小学校    | 花見川区長作町 1273   |
|            | 草野小学校    | 稲毛区團生町 1385    |
|            | 柏井小学校    | 花見川区柏井 4-48-1  |
|            | 生浜東小学校   | 中央区生実町 1928    |
|            | おゆみ野南小学校 | 緑区おゆみ野南 4-26   |
|            | 幸町小学校    | 美浜区幸町 2-12-12  |
| 令和5年度(10校) | 大森小学校    | 中央区大森町 268     |
|            | 坂月小学校    | 若葉区坂月町 298     |
|            | 千草台小学校   | 稲毛区天台 5-11-1   |
|            | 柏台小学校    | 稲毛区團生町 588     |
|            | 千城台東小学校  | 若葉区千城台東 1-15-1 |
|            | 高浜第一小学校  | 美浜区高浜 1-4-1    |
|            | 大木戸小学校   | 緑区大木戸町 317     |
|            | 幕張南小学校   | 花見川区幕張町 3-7718 |
|            | 高浜海浜小学校  | 美浜区高浜 4-8-2    |
|            | 花見川小学校   | 花見川区花見川 4-1    |
| 令和6年度(10校) | 若松小学校    | 若葉区若松町 360-1   |
|            | 横戸小学校    | 花見川区横戸町 1005   |
|            | 椎名小学校    | 緑区茂呂町 582      |
|            | 白井小学校    | 若葉区野呂町 215     |
|            | 緑町小学校    | 稲毛区緑町 2-13-1   |
|            | 生浜西小学校   | 中央区塩田町 316-1   |
|            | あすみが丘小学校 | 緑区あすみが丘 6-2    |
|            | 瑞穂小学校    | 花見川区瑞穂 1-2     |
|            | 高洲小学校    | 美浜区高洲 2-2-20   |
|            | 花島小学校    | 花見川区花見川 8-1    |
| 令和7年度(10校) | 畑小学校     | 花見川区畑町 1385-1  |
|            | 猿橋小学校    | 花見川区猿橋町 774    |

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

別表

| 導入年度       | 校名       | 所在地              |
|------------|----------|------------------|
| 令和7年度(10校) | 松ヶ丘小学校   | 中央区松ヶ丘町 580      |
|            | 仁戸名小学校   | 中央区仁戸名町 380      |
|            | 大蔵寺小学校   | 中央区大蔵寺町 375      |
|            | みつわ台北小学校 | 若葉区みつわ台 3-5-1    |
|            | みつわ台南小学校 | 若葉区みつわ台 1-17-1   |
|            | 源小学校     | 若葉区源町 541-6      |
|            | 大椎小学校    | 緑区あすみが丘 6-38     |
|            | 真砂西小学校   | 美浜区真砂 4-5-1      |
| 令和8年度(10校) | 幕張小学校    | 花見川区幕張町 4-781    |
|            | 誉田小学校    | 緑区誉田町 1-27       |
|            | 宮野木小学校   | 稲毛区宮野木町 2100     |
|            | 幕張西小学校   | 美浜区幕張西 2-8-1     |
|            | 高洲第三小学校  | 美浜区高洲 3-3-11     |
|            | 都賀の台小学校  | 若葉区都賀の台 2-13-1   |
|            | 小谷小学校    | 緑区おゆみ野 4-45      |
|            | 有吉小学校    | 緑区おゆみ野 1-53      |
|            | 扇田小学校    | 緑区おゆみ野中央 1-26    |
|            | 若葉地区新設校  | 美浜区若葉 3-1-26     |
| 令和9年度(10校) | 花園小学校    | 花見川区花園 4-1-2     |
|            | 鶴沢小学校    | 中央区鶴沢町 21-1      |
|            | 山王小学校    | 稲毛区山王町 121       |
|            | 稲毛第二小学校  | 美浜区稲毛海岸 5-7-1    |
|            | 星久喜小学校   | 中央区星久喜町 1060     |
|            | こてはし台小学校 | 花見川区こてはし台 2-28-1 |
|            | 幸町第三小学校  | 美浜区幸町 1-10-1     |
|            | 越智小学校    | 緑区越智町 705-359    |
|            | 海浜打瀬小学校  | 美浜区打瀬 3-3-1      |
|            | 美浜打瀬小学校  | 美浜区打瀬 2-18-1     |

| 導入年度        | 校名      | 所在地               |
|-------------|---------|-------------------|
| 令和10年度(10校) | 検見川小学校  | 花見川区検見川町 3-322-23 |
|             | 園生小学校   | 稲毛区小仲台 9-30-1     |
|             | 稲丘小学校   | 稲毛区稲丘町 19-30      |
|             | 弥生小学校   | 稲毛区弥生町 3-18       |
|             | 轟町小学校   | 稲毛区轟町 3-4-30      |
|             | 平山小学校   | 緑区辺田町 141         |
|             | 小倉小学校   | 若葉区小倉台 5-1-1      |
|             | 泉谷小学校   | 緑区おゆみ野中央 4-3      |
|             | 金沢小学校   | 緑区おゆみ野南 5-31      |
|             | 磯辺小学校   | 美浜区磯辺 4-16-1      |
| 令和11年度(9校)  | 寒川小学校   | 中央区寒川町 1-205      |
|             | 都小学校    | 中央区都町 4-2-1       |
|             | 宮崎小学校   | 中央区宮崎 2-3-13      |
|             | 幕張東小学校  | 花見川区幕張町 4-681     |
|             | 桜木小学校   | 若葉区桜木 3-26-1      |
|             | 北貝塚小学校  | 若葉区貝塚町 1093       |
|             | 作新小学校   | 花見川区作新台 7-2-1     |
|             | 打瀬小学校   | 美浜区打瀬 1-3-1       |
|             | 真砂東小学校  | 美浜区真砂 2-13-1      |
| 令和12年度(5校)  | 小中台小学校  | 稲毛区小仲台 6-34-1     |
|             | 小中台南小学校 | 稲毛区小仲台 8-15-1     |
|             | 菅田東小学校  | 緑区菅田町 2-21-84     |
|             | 磯辺第三小学校 | 美浜区磯辺 1-25-1      |
|             | 土気南小学校  | 緑区あすみが丘 4-16      |

※更科小学校アフタースクールは、更科公民館にて事業を実施しています。

※千城小学校は児童数が極めて少ないため、当面の間、アフタースクールの導入は行わないものと想定し、この導入計画に含まれていません<sup>※13</sup>。

※近隣地域におけるマンション開発等の影響により、令和14年度までの間にアフタースクールを導入することが困難と見込まれる以下の9校については、この導入計画に含まれていません。

・新宿小学校 ・本町小学校 ・登戸小学校 ・院内小学校 ・蘇我小学校校 ・弁天小学校 ・上の台小学校 ・西の谷小学校 ・稲毛小学校

※13 千城小学校においては、令和4年度より、希望するすべての児童にアフタースクールと同等の期間・時間の居場所を提供する「放課後見守り事業」を実施している。

## 千葉市放課後子どもプラン（第2期）

発行：令和5年3月

編集：千葉市 教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習振興課

住所 〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所本庁舎7階

電話 043-245-5957（直通） FAX 043-245-5992

千葉市 こども未来局 こども未来部 健全育成課

住所 〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所本庁舎8階

電話 043-245-5973（直通） FAX 043-245-5995



~~~~~

議 案 説 明

放課後子どもプラン（第2期）について、千葉市教育委員会組織規則第8条第1号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

